

賃出用

人口問題研究

第 64 号

昭和31年5月刊行



調査研究

平均余命曲線の型について(1)	館 稔 1
農村相続世帯における家族サイクルの諸段階	小林 和正 15
一水田米作村における医学検診結果の概要	荻野 嶋子 38

資料

農林省の臨時農業基本調査(昭和30年2月)結果の概要について	林 茂 53
--------------------------------------	--------

統計

都道府県別人口、人口増加割合および人口密度(昭和10、25、30年) ——国勢調査間年次における全国年齢別推計人口(大正9～昭和15、昭和22～25年) ——女子の年齢別特殊出生率(大正14、昭和12、22、25～29年) ——労働力調査報告(昭和23～30年)	75
---	----

雑報

定例研究報告会 —— 研究資料の刊行	98
--------------------------	----

厚生省人口問題研究所

平均余命曲線の型について(1)

館 稔

1 目的

生命表における男女年齢の関数としての完全平均余命は次のごとく定義される。

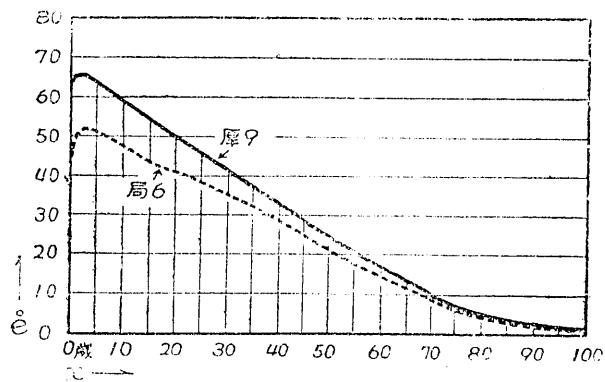
$$\overset{\circ}{e}(x) = \int_x^{\infty} l(x) dx / l(x)$$

ただし、 $l(x)$ は生命表の男子もしくは女子 x 歳の生存数、すなわち、1つの同時出生集団、cohortが出生後 x 年間生存する確率であつて、

$$l(x) \geq l(x+1).$$

$\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線は、経験的に、 $l(x)$ が急速度で低下する幼児期において 1 つの峠をもつている [→ 図 1]。この峠の形は、出生時に出発した $l(x)$ が低下する速度によつて定められる。すなわち、それは主として、乳幼児期の死亡確率の変化によつて定められるが、上掲の定義式の性質上、全年齢にわたる死亡確率、あるいは、生存数の変化を集約して包含している。

図1. 日本の平均余命曲線(女子)



それゆえに、乳幼児期における $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の峠の形によつて型を分けるとすれば、それは“死序”の特徴を集約して表わし、死序に最も作用する公衆衛生発達の程度、ひいては、近代文明の発展段階を物語るものとなる。

このような見地から、この稿では、 $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の峠の形によつて、若干の $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の型を分けてこれを考察することを目的とする。

このような試みは、死亡効果の点からみた人口学的類型理論、“die demographische Typenlehre”的一部となり得ると思われる。この

方面的研究が比較的手薄なわが国においては、この稿も何ほどの意味をもつものと考える。

また、これまでの“死序法則”は、主として、生命表の死亡数 $d(x)$ や瞬間死亡率、あるいは、死力 $\mu(x)$ や $l(x)$ の型を取扱つてきたとみられる。 $\overset{\circ}{e}(x)$ の型を取扱うことも、この見地から、必ずしも

1) (1) 1725年、Abraham de Moivre [1667—1754] は $l(x)$ を直線と仮定した。ただし、 $x=86$ で $l(x)=0$ となるものとした。これを de Moivre の仮説、または、死序法則という。

原著——de Moivre: Annuities upon Lives, 1725.

Noel A. Humphreys (edited by): Vital Statistics: Memorial Volume of Selections from the Reports and Writings of William Farr, 1885, p. 464 による。

(2) 1729年、Isaac de Graaf は“生命力 [Lebenskraft]”は年齢の減少関数であつて、

無意義ではあるまい。

2 方 法

(1) できるだけ多くの生命表を集めて、0～5歳の $\hat{e}(x)$ 曲線を描き、その形態上の特徴によつて型を分けた。ここで集めた生命表の範囲は、

(A) 内閣統計局の第1回から第6回に至る各回完全生命表、

$$1 - (x/92)^N$$

であるとした。

原著—I. de Graaf: Waardije van Lijfrenten, Naar proportie van Losrenten, 1729.

Harald Westergaard: Contributions to the History of Statistics, 1932, p. 46 による。

(3) 1820年および1825年、Benjamin Gompertz [1779—1865] は、(A) 年齢とは無関係に働く死亡の chance と(B) 年齢とともに増大する死亡に対する力の減退という2種の死亡要因を指摘したが、(B) の命題だけを定式化した。すなわち、 $\mu(x)$ は年齢とともに幾何級数で増大するとして、

$$\mu(x) = -d\lg l(x)/dx$$

$$= -Bc^x$$

したがつて、

$$\begin{aligned} \lg l(x) &= - \int Bc^x dx \\ &= -(B/\lg c)c^x + \lg k \end{aligned}$$

ただし、 $\lg k$ は積分常数。

今、 $-B/\lg c$ を $\lg g$ とおけば、

$$\lg l(x) = c^x \lg g + \lg k$$

すなわち、

$$l(x) = kg^{c^x}$$

これが Gompertz 曲線、または、死亡法則である。

原著—B. Gompertz: "A sketch of an analysis and notion applicable to the estimation of the value of life contingencies" — Philosophical Transactions of the Royal Society in London, 1820.

B. Gompertz: "On the nature of the function expressive of the law of human mortality, and on a new mode of determining the value of life contingencies" — Phil. Trans., 1825.

H. Westergaard: op. cit., pp. 129—130, および、

C. H. Forsyth: Mathematical Theory of Life Insurance, 1924, pp. 50 fg. による。

(4) 1860年、W. H. Makeham は Gompertz の命題(A)を加味して Gompertz 曲線を修正した。すなわち、

$$\begin{aligned} \mu(x) &= -d\lg l(x)/dx \\ &= A + Bc^x \end{aligned}$$

とおいた。したがつて、

$$\lg l(x) = -Ax - (B/\lg c)c^x + \lg k$$

そこで、

$$-A = lgs, \quad -B/\lg c = \lg g$$

とすれば、

$$\lg l(x) = \lg k + xlgs + c^x \lg g$$

すなわち、

$$l(x) = kg^{c^x}$$

- (B) 厚生省の第8回および第9回完全生命表,
- (C) 厚生省の第1回から8回に至る各回簡易生命表,
- (D) 厚生省人口問題研究所の第1回から第8回に至る各回簡速生命表,
- (E) 國際連合の人口年鑑, 1948年から1954年まで各巻である。
- (2) 考察の範囲は, わが国および外國の全国を原則とした。わが国および外國の, 特にわが国の地域別比較考察は重要であるが綱を改めて取扱いたいと思う。
- (3) 考察の期間は, 資料の関係, 特に, わが国の内閣統計局第1回生命表が明治24—同31年 [18

これが Gompertz-Makeham の死亡法則である。

原著——Journal of the Institute of Actuaries, Jan., 1860.

E. Czuber: Wahrscheinlichkeitsrechnung und ihre Anwendung auf Fehlerausgleichungsstatistik und Lebensversicherung, Bd. II, 3te Aufl., 1921, S. 173.

C. H. Forsyth: op. cit., pp. 51—52, 68.

H. Westergaard: op. cit., pp. 130, 228 による。

(5) M. Huber の記述によれば, Charles Babbage [1820] と Achard [1892] は $l(x)$ に2次の放物線を用いたが, 多くは指数曲線が用いられた。しかし,

$$l(x) = a^x$$

については,

$$q(x+1) = \frac{l(x+1)}{l(x)}$$

であるから,

$$q(x) = 1 - a^{1/p}$$

で, $q(x)$ が一定となつて不合理である。

Dormoy [1873] と Laurent [1892] は複雑な式を掲示したが, Gompertz 曲線と Gompertz-Makeham 曲線には及ばなかつた。また, W. Lazarus [1867] と Poterin du Montal [1893] が Makeham の式を修正したが, 普及性をもたなかつた。

Michel Huber: Cours de démographie et de statistique sanitaire, VI, Tables de mortalité, mouvement général d'une population, Actualités Scientifiques et Industrielles, 890, 1941, p. 37 による

(6) 1877年, Wilhelm Lexis [1837—1914] は, $d(x)$ 曲線の高年齢部分が正規分布をなすことを見出した。そして, その mode を “正常死亡年齢 (das Normalalter od. die normale Lebensdauer)” と呼んだ。川上理一博士もこれと独立に同様の著述を見出された。最近, 謙訪頓雄博士は, これを正規曲線の斜影変換によつて表現された。

原著——W. Lexis: Zur Theorie der Massenerscheinungen in der menschlichen Gesellschaft, 1877.

久留間鯨造訳: “レキシス, 人間社会に於ける大抵現象の理論に就て”, 統計学古典選集, 第9巻, 昭和13年, pp. 142 ff.

H. Westergaard: op. cit., p. 230.

川上理一: 生物統計学概論, 上巻, 昭和14年, pp. 113—117.

謙訪頓雄: “Lexis 川上寿命説の検討” ——生物統計学雑誌, 第2巻第4号, 昭和29年12月。

(7) 1897年, Karl Pearson [1857—1930] は $d(x)$ 曲線を1つの合成曲線とみて, 乳児期, 幼児期, 青年期, 中年期および老年期の5個の部曲線に分解した。老年期は Lexis の正規分布である。

原著——K. Pearson: The Chances of Death and Other Studies in Evolution, Vol. I, 1897, pp. 25—41, esp., plate IV to face p. 26.

91—1898年]に始まつてることと文明國の死亡率の傾向等から、これを19世紀の終り頃から最近までとした。

(4) また、男女各別に考察して比較すべきであるが、今までみてきたところでは、男女の型に大きな差はないようであるから、この稿では、一応、女子人口についてのみ考察することとした。もつとも、生命表自体が男女各別に表章されていない少數の國〔コスタ・リカおよびブラジル〕については男女総合の曲線について考察した。

(5) $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の形態上の特徴をどのようにして捕えるかということは方法上重要な課題である。ここでは、最も単純素朴な方法であるが、生命表の $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線のピークが何歳〔生命表は1歳以後整数年齢である。〕にあるかということによつて型を分けることにした。すなわち、曲線のピークが、

- (A) 1歳にあをものを1歳型、
- (B) 2歳にあるものを2歳型、
- (C) 3歳にあるものを3歳型、
- (D) 4歳以後にあるものを4歳以後型、とした。

経験的に、曲線のピークが0歳にあるものはない。また、4歳以後型でも、7歳以後にピークのあるものはみられない。

(6) 生命表における年齢は、0歳から1歳までの間を除いて、整数年齢だけが用いられている。したがつて、 $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線のピークが1歳、2歳などにあるということは正確でない。ここで $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の大体の型を区分するという程度では整数年齢で、一応、役立つと考えられるので、特に正確なピークを計算しないで、生命表に表章されたままの整数年齢を用いることとした。ただし、生命表の基礎関数によつて理論的にその位置を決定する試論を付け加えておいた〔→ 3(13)〕。

(7) 乳児期における死亡率の総合的な考察には、0～1歳間における日齢および月齢による $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の考察が重要であることまでもない。この稿では、整数年齢によつて一応の概観をすることとし、乳幼期についての日齢および月齢の考察はこれを他の機会に譲ることとする。

(8) $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の形態上の特徴はこれを曲線の整数年齢のピークだけで捕えることははなはだ不十分である。例えは、出生時の平均余命からピークの年齢の平均余命までの傾斜であるとか、尖峯度等も重要な課題である。これらはいづれ稿を改めて詳細に考察したいと思つている。

以上のことから、この稿で取扱うところは、問題の序論的部に過ぎないものである。

3 結 果

(1) 集めた生命表の女子人口 $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の1部を表示したものが表1と2である。表1について
2) 一般に女子の $\overset{\circ}{e}(o)$ は男子に比べて3～4年大であるが、 $\overset{\circ}{e}(x)$ のピークの位置は男女ほとんど全く同一である。ただ、インドにおいては、男女の $\overset{\circ}{e}(o)$ がはなはだ接近している。そして、1921—31年と1941—50年においては男女の $\overset{\circ}{e}(o)$ が逆になつて、男子のそれが女子のそれを超えている。世界の生命表におけるほとんど

インドの男女別 $\overset{\circ}{e}(o)$					(単位年)
男 女	1891 — 1901	1901 — 11	1921 — 31	1941 — 50	
男	23.63	22.59	26.91	32.45	
女	23.96	23.31	26.56	31.66	

ただ1つの異例である。1921—31年に限り男女の $\overset{\circ}{e}(x)$ のピークの位置が異つてゐる。すなわち、男子は5歳に、女子は4歳にある。しかし、4歳以後型であることに男女の違いはない。

表1. 若干の国の幼児平均余命の現状と19世紀末以降におけるその推移（女子）
(単位は年)

x	イングランドおよびウェールズ						
	1891—1900	1910—12	1920—22	1930—32	1952		
0	47.77	55.35	59.58	62.88	72.35		
1	54.53	60.31	62.99	65.48	73.14		
2	56.34	61.28	63.35	65.37	72.27		
3	56.40	61.09	62.98	64.76	71.34		
4	56.25	60.58	62.38	64.03	70.40		
5	55.79	59.94	61.67	63.24	69.44		
10	51.97	55.91	57.53	58.87	64.58		
x	スウェーデン(つづく)						
	1891—1900	1901—10	1911—20	1921—30	1931—35		
0	53.63	56.98	58.38	63.16	65.33		
1	58.04	60.64	61.16	65.50	67.17		
2	58.70	60.95	61.15	65.14	66.63		
3	58.63	60.58	60.65	64.43	65.84		
4	58.34	60.03	60.00	63.63	64.98		
5	57.92	59.40	59.31	62.79	64.09		
10	54.61	55.58	55.31	58.38	59.49		
x	スウェーデン(つづき)			ドイツ			
	1936—40	1941—45	1946—50	1891—1900	1910—11	1924—26	1932—34
0	66.92	69.71	71.58	43.97	50.68	58.82	62.81
1	68.40	70.58	72.08	53.79	58.78	63.89	66.41
2	67.71	69.79	71.20	55.59	59.64	63.85	65.96
3	66.88	68.93	70.29	55.81	59.33	63.22	65.22
4	66.00	68.03	69.36	55.62	58.77	62.44	64.40
5	65.09	67.12	68.42	55.22	58.10	61.62	63.56
10	60.46	62.40	63.58	51.71	53.99	57.11	59.09
x	フランス(つづく)						
	1898—1903	1908—13	1920—23	1928—33	1933—38		
0	48.69	52.41	56.09	59.02	61.64		
1	55.34	57.96	60.47	62.53	64.50		
2	56.14	58.62	60.64	62.48	64.31		
3	56.13	58.32	60.15	61.87	63.62		
4	55.78	57.79	59.50	61.13	62.83		
5	55.26	57.14	58.78	60.32	61.99		
10	51.53	53.08	54.54	55.95	57.50		

x	フランス(つづき)		イタリア			
	1946—49	1950—51	1899—1902	1901—11	1921—22	1930—32
0	67.4	69.3	43.17	44.83	50.8	56.00
1	70.3	71.2	50.08	51.78	56.7	61.32
2	69.7	70.6	53.33	54.72	58.6	62.79
3	68.9	69.7	54.42	55.51	58.9	62.62
4	68.0	68.8	54.58	55.51	58.6	62.07
5	67.1	67.8	54.33	55.20	58.1	61.37
10	62.4	63.0	51.00	51.53	54.2	57.15

x	フインランド					
	1881—1900	1901—10	1911—20	1921—30	1931—40	1946—50
0	44.2	48.10	49.12	55.14	59.55	65.87
1	50.2	53.14	53.60	59.09	62.51	67.97
2	52.2	54.63	54.71	59.50	62.39	67.37
3	53.0	54.90	54.84	59.14	61.85	66.58
4	53.3	54.88	54.70	58.57	61.18	65.72
5	53.4	54.58	54.32	57.83	60.42	64.82
6	53.2					
10	50.9	51.74	51.11	53.78	56.24	60.18

x	USA					
	A)	B)	B)	1939—41	1949—51	
	1893—97	1900—02	1909—11			
0	46.61	50.70	53.24	65.89	70.96	
1	53.53	56.10	58.37	67.73	71.84	
2	54.79	56.93	58.94	67.07	71.00	
3	54.83	56.80	58.63	66.23	70.09	
4	54.62	56.36	58.08	65.34	69.15	
5	54.17	55.80	57.39	64.43	68.21	
10	50.70	51.94	53.31	59.73	63.38	

x	ニュージーランド						
	1901—5	1911—15	1921—22	1931	1934—38	C)	D)
						1950—52	1950—52
0	60.55	63.48	65.43	67.88	68.45	72.43	55.88
1	63.97	65.59	67.03	68.64	69.46	72.90	59.08
2	63.71	65.11	66.44	67.89	68.76	72.05	59.03
3	63.06	64.39	65.72	67.04	67.91	71.12	58.26
4	62.32	63.57	64.90	66.18	67.01	70.18	57.45
5	61.53	62.72	64.05	65.30	66.10	69.23	56.61
10	57.13	58.26	59.50	60.67	61.45	64.37	52.05

A) Massachusetts, B) 1955年死亡登録州, C) 歐州人, D) マオリ.

x	オーストラリア			イスラエル			E)
	1901—10	1920—22	1932—34	1952	1953		
0	58.84	63.31	67.14	69.8	70.50		
1	62.89	66.03	68.67	71.4	72.00		
2	62.95	65.86	68.12	70.9	71.29		
3	62.34	65.21	67.34	70.0	70.44		
4	61.60	64.44	66.50	69.1	69.56		
5	60.80	63.64	65.64	68.2	68.65		
10	56.39	59.20	61.02	63.5	63.78		

x	バンコック	ブルガリア	ギリシャ	ポルトガル			E)	
	1937—38	1899—1902	1925—28	1920	1926—30	1939—42	1949—52	
0	43.30	40.33	46.64	46.49	50.89	52.82	60.50	
1	53.52	46.07	53.73	51.33	55.09	59.23	65.64	
2	54.70	48.39	56.26	54.15	57.27	61.41	66.79	
3	55.06	49.37	56.94	55.34	58.07	61.76	66.69	
4	54.91	49.98	56.92	55.45	58.02	61.47	66.10	
5	54.53	50.16	56.55	55.15	57.69	60.91	65.36	
10	51.01	48.08	53.20	51.95	54.48	56.86	60.97	

x	スペイン	F)	グアテマラ	ブルジル	F)	チリ	E)	
	コスタ・リカ	1930—31	1949—51	1939—41	1920	1949—51	1930	1940
0	51.94	55.72	37.09	37.43	55.96	37.7	39.8	
1	57.23	60.66	42.36	45.26	60.35	48.0	49.4	
2	58.96	61.74	46.16	47.71	61.52	52.2	52.7	
3	59.23	61.64	48.37	48.40	61.33	52.8	53.4	
4	58.91	61.12	49.24	48.27	60.71	52.5	53.1	
5	58.36	60.47	49.24	47.85	59.98	51.9	52.5	
10	54.46	56.28	46.35	44.28	55.54	48.1	48.5	

x	アルゼンチン	エジプト	セイロン	ソ連			E)
	1947	1936—38	1920—22	1945—47	1896—97	1926—27	
0	61.4	41.48	30.67	44.72	33.36	46.79	
1	65.7	48.14	36.44	49.86	43.83	55.46	
2	65.7	53.66	37.54	50.64	47.32	58.03	
3	65.0	56.52	38.78	51.41	49.06	58.86	
4	64.2	57.42	40.00	51.90	49.90	58.96	
5	63.3	58.33	40.62	51.87	50.30	58.79	
10	58.7	54.47	39.00	48.25	48.56	55.72	

E) ヌダヤ人, F) 男女総合.

x	イ ン ド			
	1891 — 1901	1901 — 11	1921 — 31	1941 — 50
0	23.96	23.31	26.56	31.66
1	31.26	31.49	33.48	37.30
2	33.21	33.42	35.60	39.52
3	34.31	34.58	36.48	40.54
4	34.88	35.19	36.75	40.89
5	35.16	35.40	36.61	40.91
10	33.86	33.74	33.61	39.45

表2. わが国幼児平均余命の推移（女子）

(単位は年)

x	局4表 大正10—14 1921—25	局5表 大正15—昭和5 1926—30	局6表 昭和10—11 1935—36	厚8表 昭和22 1947	人簡1表 昭和22—23 1947—48
	0	43.20	46.54	49.63	53.96
1	49.42	52.10	54.07	57.40	58.32
2	50.86	53.37	55.02	58.30	59.13
3	51.22	53.59	55.13	58.42	59.04
4	51.12	53.43	54.89	58.06	58.63
5	50.71	53.00	54.40	57.45	58.00
10	47.00	49.18	50.47	53.31	53.81

x	人簡2表 昭和23—24 1948—49	同3表 昭和24—25 1949—50	同4表 昭和25—26 1950—51	同5表 昭和26—27 1951—52	厚9表 昭和25—27 1950—52
	0	59.33	59.61	61.09	63.23
1	61.83	62.23	63.53	65.40	65.00
2	61.97	62.37	63.42	65.18	64.76
3	61.60	62.01	63.02	64.76	64.33
4	61.01	61.43	62.47	64.19	63.76
5	60.30	60.73	61.75	63.48	63.06
10	55.93	56.36	57.20	59.03	58.60

x	人簡6表 昭和27—28 1952—53	同7表 昭和28—29 1953—54	同8表 昭和29—30 1954—55
	0	64.67	65.66
1	66.65	67.63	68.51
2	66.23	67.18	67.96
3	65.70	66.60	67.32
4	65.05	65.94	66.61
5	64.27	65.18	65.83
10	59.77	60.64	61.24

図2. 日本の平均余命曲線の変化（女子）

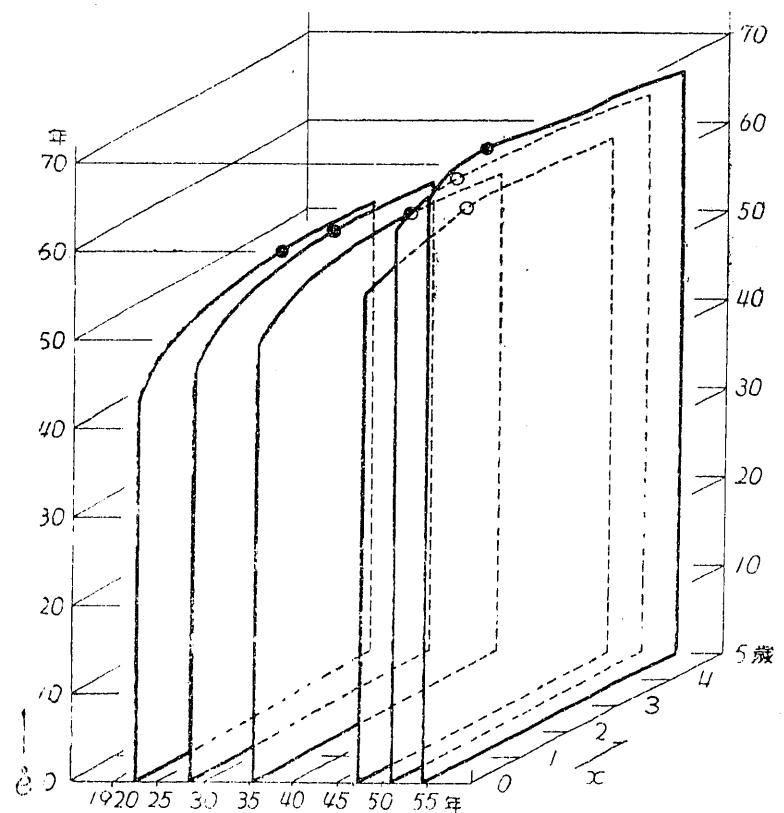


図3. イングランド＝ウェイルスの平均余命曲線の変化（女子）

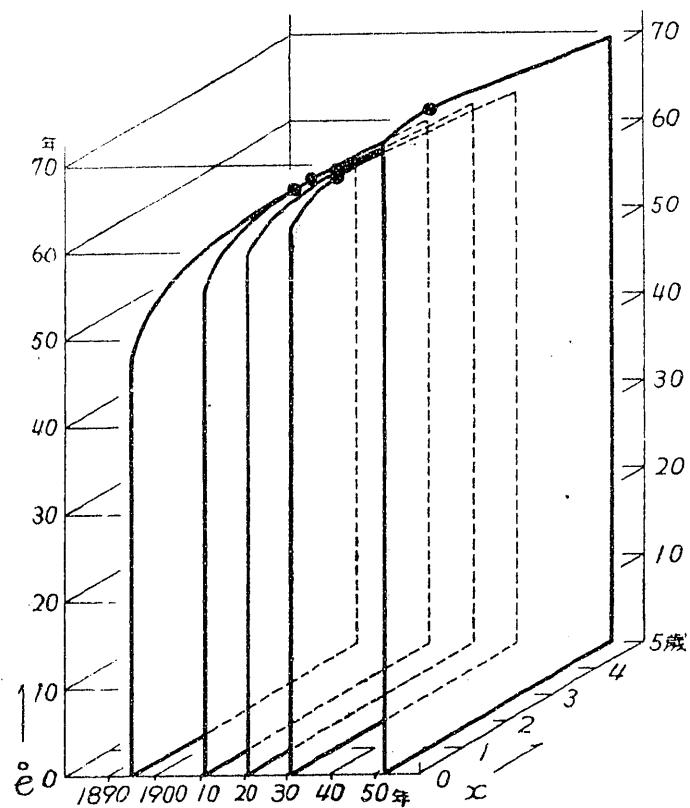
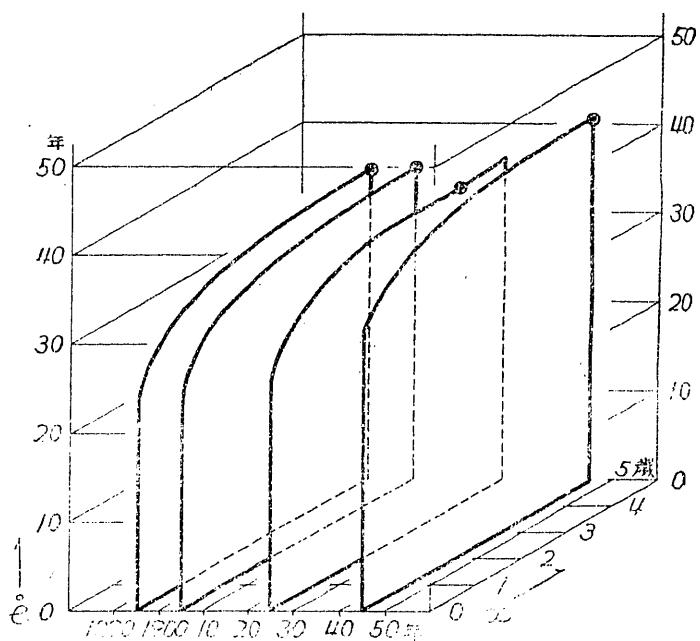


図4. インドの平均余命曲線の変化 (女)



る。しかし、5歳のピークは余り顕著ではなく、 $\overset{\circ}{e}(5)$ の値は $\overset{\circ}{e}(4)$ の値と極めて接近している。また、19世紀末から20世紀初頭にかけてのブルガリアが5歳にピークをもつていたが、1925—28年には3歳型になつていている。しかし、この場合には両者の間に時間の開きが大きいのでこの間に4歳型を経過したのかも知れない。

なおまた、インドにおいては、19世紀末から20世紀初頭にかけて5歳にピークがあつたが、1921—31年において4歳に移行し、最近においては、 $\overset{\circ}{e}(x)$ の値の全面的拡大にもかかわらず、そのピークは5歳に逆行している。最近、死亡率はやや改善されたが、4歳以後型を脱却し得ないで、依然として、この型の中で低迷しているといった印象である [→表1]。

(3) $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線のピークが2年齢にまたがっていることがある。すなわち、

$$\overset{\circ}{e}(x) = \overset{\circ}{e}(x+1)$$

といつた例がある。表1のイタリア1901—11年、グアテマラ1939—41年およびアルゼンチン1941年がこれである。これだけで十分断定はできないが、こういう形が現われるのは、 $(x+1)$ 歳型から x 歳型への移行の過渡期においてであると考えられる。(2)で指摘した19世紀末のブルガリアはほとんどこの過渡期的な形であるといつてもよいであろう。

(4) わが国では、昭和22年〔1947年〕の材料による厚生省の完全生命表以前は3歳型であつた。そのただ1つの例外は、内閣統計局第1回生命表〔明治24—同31年、1891—1898年〕が4歳型であるということである。昭和23年〔1948年〕には2歳型に移行したとみられるが、昭和25年〔1950年〕以降、さらに、1歳型に転換した。戦後におけるわが国死亡率の改善は急速であつたが、 $\overset{\circ}{e}(x)$ の型の移行も戦後において特に急速着実である。3歳型から2歳型を経て1歳型への移行がわずかに約5年間で行われている [→表2]。イングランドおよびウェールズにおいては3歳型から2歳型を経て1歳型への推移に約30年間を費したとみられる。また、ドイツはこの間約25年を経過している [→表1]。

は、1歳型の文明国よりもその他の型の国に重点をおいてこれを選んだ。また、さらにその中から二三のものを選んで図示したものが図2以下である。

(2) 死亡率の改善とともに、ほとんど全ての国において、

4歳以後型 → 3歳型 → 2歳型

→ 1歳型

といった順序で、規則正しい型の移行がみられる。

また、4歳以後型の中でも、概ね、

6歳型 → 5歳型 → 4歳型

といつた移行がみられるのではないかと推測される。表1の中では、フィンランドが、19世紀末、5歳にピークをもつ4歳以後型であつたが、20世紀の初頭では3歳にピークが飛躍してい

(5) イングランドおよびウェールズは19世紀末の3歳型から20世紀初頭において2歳型に移行し、1930年以降1歳型に転換している [→表1, 図2]。ドイツもほぼ同様の推移をみせているが、1924年以降1歳型に転換している。表1に掲載したものは少いが、ヨーロッパ文明国は多くはほとんど同様の推移をしている。

(6) (5)に対して、19世紀の終り頃、すでに2歳型で登場したものがある。表1では、スウェーデンとフランスとオーストラリアである。スウェーデンは1911年に1歳型に転換しているが、フランスはこれよりも遅れて1928年に1歳型に移行している。オーストラリアは1920年に1歳型に転換した。

(7) かねて乳幼児死亡率の改善で有名なニュー・ジーランドは、さすがに、表1に現われている限り、20世紀の前半を通じて1歳型で終始している。しかし、そのピークは0歳に向つて引かれるようにみられる。 $\overset{\circ}{e}(0)$ と $\overset{\circ}{e}(1)$ と $\overset{\circ}{e}(2)$ との階差をとつて表示したものが表3である、1934—38年をただ1つの例外として、時間的に、 $\Delta\overset{\circ}{e}(0)$ は明確な収縮傾向を現わし、反対に $\Delta\overset{\circ}{e}(1)$ はマイナスに拡大傾向をみせている。

表3. ニュー・ジーランド幼児平均余命の階差

Δ	1901—5	1911—15	1921—22	1931	1934—38	1950—52
$\Delta\overset{\circ}{e}(0)$	3.42	2.11	1.60	0.76	1.01	0.47
$\Delta\overset{\circ}{e}(1)$	-0.26	-0.48	-0.59	-0.75	-0.70	-0.85

表1の材料による。

$$\Delta\overset{\circ}{e}(0) = \overset{\circ}{e}(1) - \overset{\circ}{e}(0), \quad \Delta\overset{\circ}{e}(1) = \overset{\circ}{e}(2) - \overset{\circ}{e}(1).$$

(8) 北ヨーロッパを別として、一般に、ヨーロッパ文明国は、1920—30年の間に2歳型から1歳型に転換したとみられる。20世紀に入つて発展期に入つた近代公衆衛生運動の効果とみるとも大過ないであろう。³⁾

(9) しかし、ヨーロッパでも、イベリア半島やバルカン半島等の国々は、近代化が遅れ、大体において、せいぜい、ポルトガル最近の2歳型である [→表1]。

表4. 平均余命曲線の型と出生時の平均余命(女子)

型	$\overset{\circ}{e}(0)$	静止人口死率
A) 1歳型	60年以上	16.7%以上
B) 2歳型	55~60年	18.2~16.7%
C) 3歳型	45~55年	22.2~18.2%
D) 4歳以後型	45年未満	22.2%未満

$$\text{静止人口死率} = 1/\overset{\circ}{e}(0)$$

(12) $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線の型と出生時の平均余命とが特定の関係をもつべきであることはいうまでもない。若干の例外はあるが、その関係は、時間的にみても、地域的にみても、おおよそ上の表4のごとくである。ただし、これ等は女子人口についてである。なお図5はこの関係の考察にいくらか役立つであろう。

3) 館 稔：“人口と近代的公衆衛生との基本的関係” 一人口問題研究、第1巻第4号、昭和27年3月 pp. 13fg.

(10) ラテン・アメリカの国々も大体(9)と同様の程度であるとみられる [→表1]。

(11) アフリカと南部アジアの諸国は、第2次戦後、死亡率の急速な改善の兆候をみせているが、まだ $\overset{\circ}{e}(x)$ 曲線は最も遅れた型に低迷している。ただ、イスラエルのユダヤ人人口最近の型が最も進んだ型を示していることが注意をひく [→表1]。

(13) なお、平均余命曲線のピークの位置について、次のような関係が見出される。ここでは理論上の関係について一言するにとどめ、計算的材料を付けて別の機会に詳論したいと思う。

$$\overset{\circ}{e}(x) = \frac{\int_x^{\omega} l(x) dx}{l(x)}$$

を x について微分すると、

$$\frac{d}{dx} \frac{\int_x^{\omega} l(x) dx}{l(x)} = \frac{d}{dx} \int_x^{\omega} l(x) dx \cdot l(x) - \frac{dl(x)}{dx} \int_x^{\omega} l(x) dx}{l^2(x)}$$

ところが、

$$\frac{d}{dx} \int_x^{\omega} l(x) dx = -l(x)$$

ゆえに、

$$\frac{d}{dx} \overset{\circ}{e}(x) = -l^2(x) - \frac{dl(x)}{dx} \int_x^{\omega} l(x) dx$$

$\overset{\circ}{e}(x)$ が極値をとるとすれば、

$$\frac{d}{dx} \overset{\circ}{e}(x) = 0$$

すなわち、

$$l^2(x) + \frac{dl(x)}{dx} \int_x^{\omega} l(x) dx = 0$$

図5. 平均余命曲線の型の例（女子）

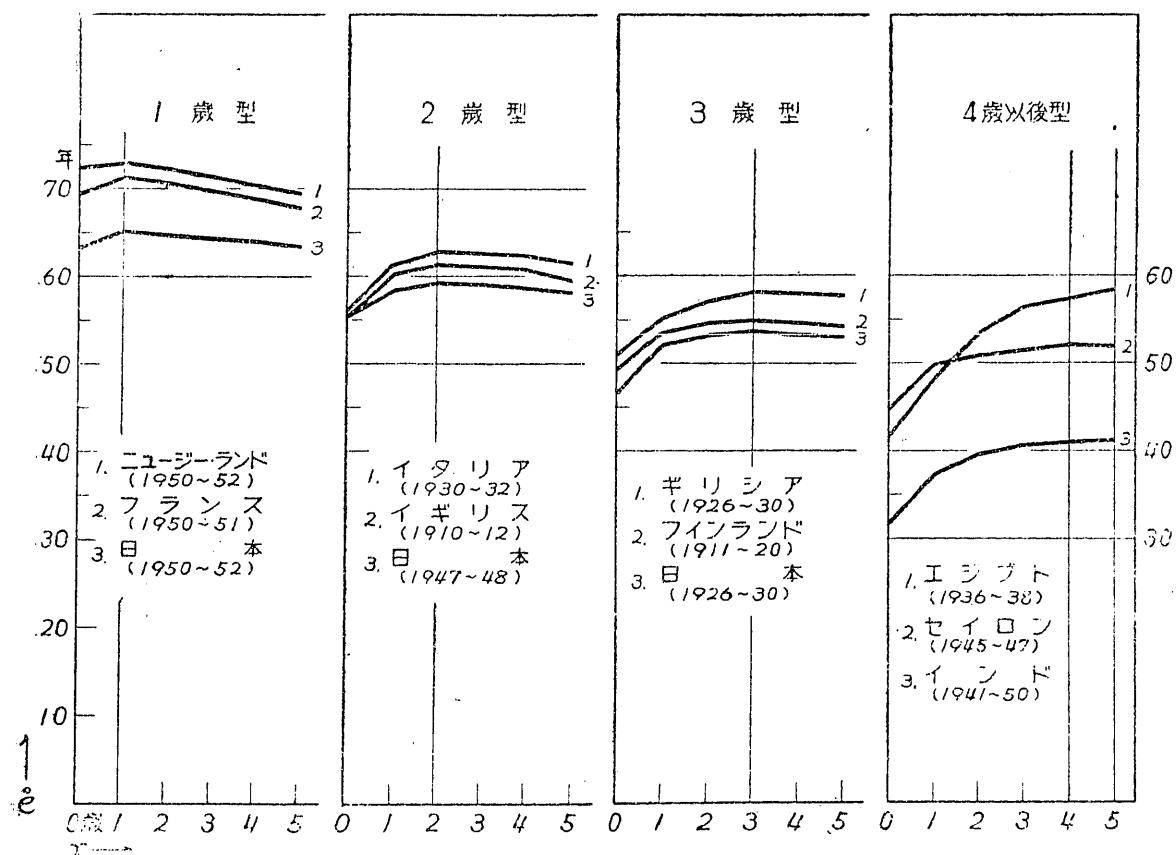
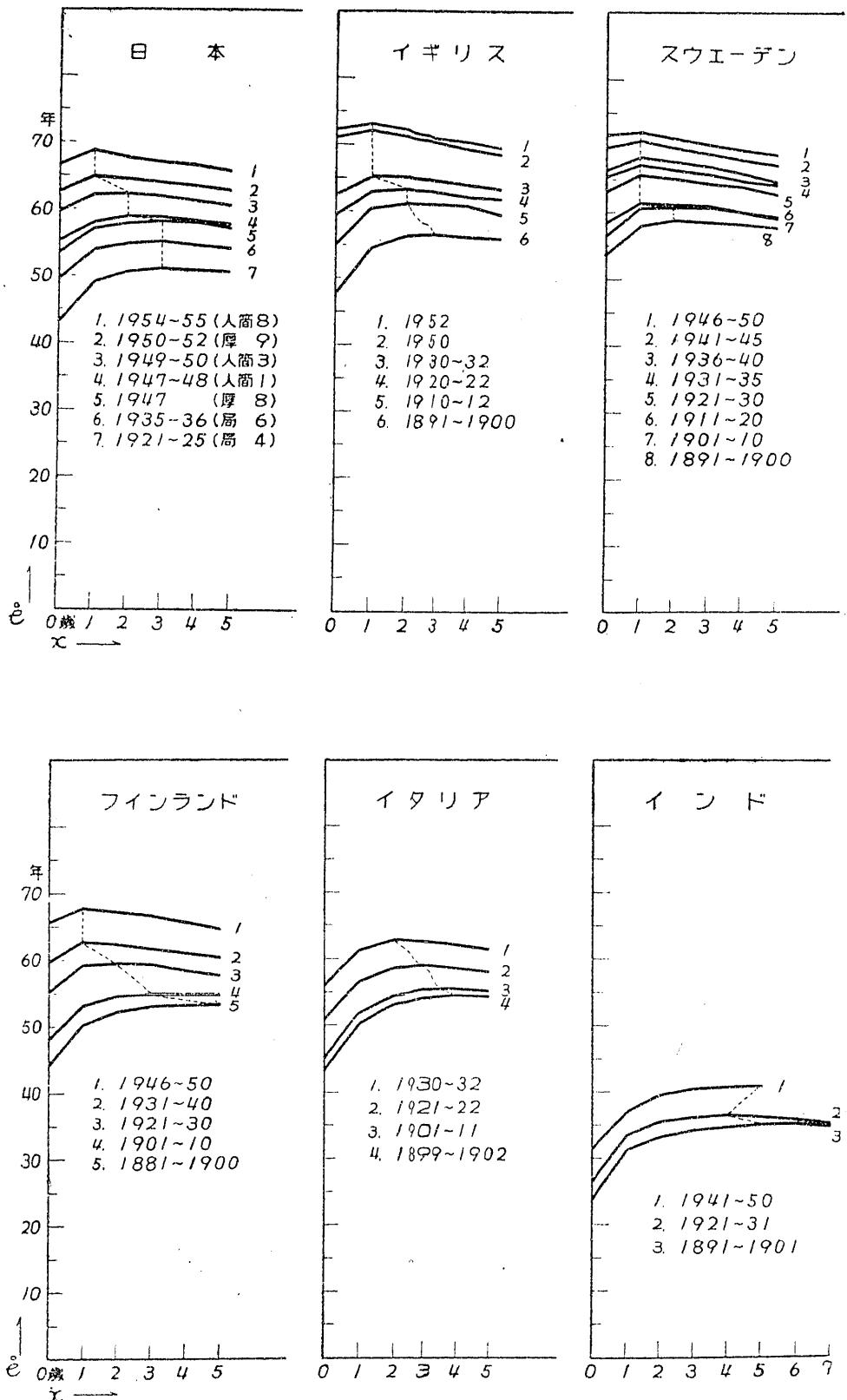


図6. 二三の国の平均余命曲線の型の推移（女子）



$$l(x) + \frac{dl(x)}{dx} \cdot \frac{\int_x^{\infty} l(x) dx}{l(x)} = 0$$

$$l(x) + \frac{dl(x)}{dx} \cdot e(x) = 0$$

したがつて、

$$\frac{1}{e(x)} = - \frac{1}{l(x)} \cdot \frac{dl(x)}{dx} = \mu(x)$$

$$\frac{1}{e(x)} = \mu(x)$$

すなわち、平均余命曲線がピークに達する年齢は、平均余命逆数曲線と $\mu(x)$ 曲線との交点の位置であるということである。

(14) ちなみに、古代人口について作られた生命表においては、往往にして、平均余命曲線は 0 歳から直線的に下降し、ピークを認め得ないものがある。例えは、W. R. Macdonell が作つた古代ローマの住民の $e(x)$ についても、女子においては 0 歳から直線的に下降し、男子においてはかすかに ⁴⁾ ピークがあるようみえるが非常に不明確である。古代ローマの 2 つの地方、Hispania と Lusitania の $e(x)$ においては男女とも全く直線下降であり、アフリカへの移住者のそれについても全く同様である。ただ、K. Pearson が作つた古代エジプトの $e(x)$ においては ⁵⁾ 4 ～ 5 歳にピークが現われているが、推量的補整の結果であるとみられる。一般に、古代人口の $e(x)$ の幼児期にピークが現われていないのは、資料の不足不備、特に乳幼児のそれによると推定される。⁶⁾ 発掘した骨によつて死亡者の年齢を推定し、これに基いて生命表を作成する場合、特にそうである。⁷⁾

この稿は、課題についての最も端緒的な研究に過ぎないのであつて、すでに一言したように幾多の課題を残している。これ等は今後の研究にまつこととし、ただ 1 つの課題を提示したことによつてこの稿はこれに満足するのほかはない。

おわりに、資料をお借りした中川友長博士、常に數理的な取扱いにおいて指導や助言を得ている総理府統計職員養成所後藤憲章理学士と大阪市立大学医学部篠崎吉郎理学士に厚く感謝しなければならない。ことに、この稿 3 の(13)は篠崎理学士の協力によること多大である。なお、この稿の資料の集収および作図を担当された本研究所上田正夫企画科長、山口喜一技官ならびに高安弘氏に深く感謝の意を表する [昭和 31 年 4 月 18 日、26 日]。

4) 小林和正：古代人寿命に関する研究の概要、厚生省人口問題研究所研究報告会資料、昭和 31 年 5 月 30 日。

5) W. R. Macdonell : "On the expectation of life in ancient Rome and in the provinces of Hispania and Lusitania and Africa." — Biometrika, Vol. 12, 1913, p. 370, Fig. 1.

6) W. R. Macdonell : ibid., p. 373, Fig. 2.

7) W. R. Macdonell : ibid., p. 376, Fig. 3.

8) Karl Pearson : "On the change in expectaion of life in man during a period of circa 2000 years." — Biometrika, Vol. 1, 1901/2, p. 223.

9) e. g.

Marcus S. Goldstein : "Some vital statistics based on skeletal material." — Human Biology, Vol. 25, No. 1, Feb., 1953, pp. 3—12.

農村相続世帯における 家族サイクルの諸段階

小林和正

まえがき

或る土地に固定して相続によつて代々受継がれて存続して來ているような農村世帯だけを特に取上げて、そのような共通の条件にも拘らず家族構成にどのような変異を見せてゐるかを観察し、以て農村における相続世帯といふものの概念を家族構成の局面から得ようとするのが本稿の目的であるが、その際に全体を通じての考察を広い意味の人口再生産過程の立場、従つて家族サイクル的な立場に立つて行いたいと思う。

このような一般的問題を扱うためには、一部に偏らない豊富な資料を用いることが本来必要であることはいうまでもないが、本稿は最近得られた1農村の調査資料のみを考察の材料にした極めて試論的なものである。その資料は昭和30年9月に人口問題研究所の典型的社会集団の人口学的総合調査の一つとして行われた山梨県中巨摩郡玉穂村稲積（合併前の旧村地区）の調査によるものである。

稲積村は甲府市街中心地を距ること南北西に約7.5kmの位置を中心にして横わる面積約473町歩の南北にやゝ長い形をした村で、甲府盆地が笛吹川を以て境せられている盆地の南縁の村である。土壤と水利と気候の点で水稻栽培に比較的よく恵まれ、9つある部落のいずれにおいても二毛作が農業生産の基本型をなしているが、北部の1部落では蔬菜栽培が、南部の3部落では養蚕が可成り行われております、その他酪農も近年漸次取り入れられ、又極く一部では果樹栽培も試みられている。調査当時総人口は1,932人、世帯数は351であつた。昭和29年3月に稲積村は西隣りの三町村（サンチョウムラ）と合併して玉穂村と称するようになった。本稿では合併前の稲積村なる名称をそのまま用いることにしたい。

さて家族構成の主要な要素として本稿では特に世代構成、人員構成及び年令構成の3つを取上げ考えてみたいと思う。しかしこの3つの要素の分析に入る前に、「家族の中核部分」なるものの概念及び世代の区分方法について述べることにしたい。かかる後に世代構成、人員構成及び年令構成を相互に関連させつつ考察することにするが、先ずこれらを我々の扱う材料世帯の一括したものについて行い、次に耕作規模別の階層に分けて、それらの間の比較を行いたいと思う。

I 使用した材料

稲積村の総世帯数351のうち、本稿の材料として選んだ相続世帯の数は230である。総世帯数の65.5%に當る。人口では総人口の70.3%に當る1,369人である。

本稿で選んだ相続世帯は、現在の最高世代が相続者であるような世帯に限つた。このような条件で選んだ相続世帯は現在の世帯主の相続関係によつて選んだ場合の相続世帯の中に完全に含まれるが、それよりは数の少いものとなる。このような基準で選んだ相続世帯においては、現存の最高世

代の先代夫婦は離出という特殊の少數の場合を除いては大部分その世帯のなかで死んでいることになる。したがつて家族構成における上の方の世代の存否は大部分死亡によつてのみ影響をうけることになる。我々が相続世帯を選ぶのに上のような基準を用いた最も主要な理由は結婚による親の世代との別居のために親の世代を欠いているというような場合の混入を防ぐことにある。つまり一般的な云い方をすれば、我々の求めている相続世帯の多くは、代々その世帯のなかで死に代り、生れ代りして存続して来ているものになるであろう。

さてこのことはもう一つの条件を当然伴つてゐる。それは、何人か生れ育つた子供のうちで、1人のみが相続者として残り、結婚し、子供を生み、他の子供達は成人すると共に夫々他出して生家を去つてゆくということである。

以上のような諸条件を備えている我々の相続世帯は、世代を通じての家族人口の再生産過程の立場から家族構成を観察する上に、便利な材料となることが出来よう。

II 家族構成分析の基礎

1 直系家族員

我々の取扱う材料はそのままの形としては世帯であるが、我々が、直接問題にしたいのは世帯の成員であり、そのうちでも特に家族員を問題にし、而も特にそのうちの直系家族員について主として考えたいと思う。我々は世帯員のなかを次のように類別したい。

世帯員：

- (1)直系家族員：世帯主夫婦、世帯主の親（先代夫婦）、先々代夫婦、世帯主の未婚の同胞、世帯主夫婦の未婚の子（実養子共）、嗣子が結婚している場合は嗣子夫婦とその子。
- (2)傍系家族員又は親族：直系家族員の血縁者或は姻縁者。
- (3)直系家族員と親族関係がない同居人及び使用人。

我々の使用材料では、世帯員総数1,369人中、直系家族員が1,331人(97.1%)、傍系家族員又は親族が17人(1.2%)、同居の他人及び使用人が21人(1.7%)となつてゐる。本稿では直系家族員について主として論じ、傍系家族員又は親族については参考的な言及にとどめ、同居人及び使用人については考察を省く。

2 家族の中核部分

人口再生産の立場から家族構成を考えてゆく最初の手がかりとして、或る1組の夫婦について、その結婚から出発し、やがて子供を生み育てし、成育した子供のうち1人を嗣子として残して他の子供達はすべて次々と他出させてゆき、こうして子供を全部処理し終つて嗣子に世代をゆづるまでの一つの循環過程、即ちいわゆる家族のサイクル(family cycle)或は結婚のサイクル(marriage cycle)と云われるものを取上げてみたい。

そこで今、以前の世代から代々受継がれて來たような相続世帯ではなくて、与えられた一組の夫婦から新たに始められるような世帯を念頭において考えると便利なのであるが、上に述べたような一組の夫婦の辿つてゆく家族のサイクルを次のような5つの段階に分けて考えてみよう。

- (1)無子期 夫婦にまだ子供のない段階
- (2)出産養育期 最年長の子供が15才に達するまでの段階
- (3)兄姉成人期 最年長の子供が15才に達してから嗣子が結婚するまでの段階

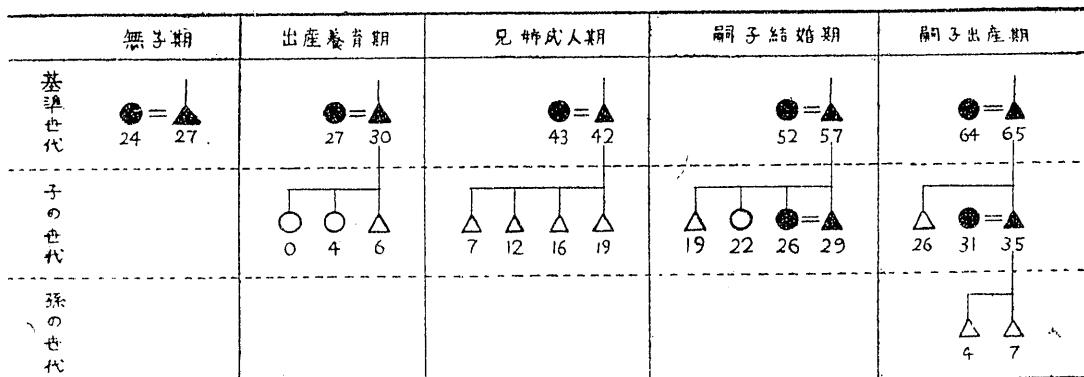
- (4)嗣子結婚期 未婚の子供がまだ残つていると共に嗣子が結婚している（但し無子）段階
 (5)嗣子出産期 未婚の子供がまだ残つていると共に嗣子に子供が出来ている段階

1組の夫婦について、その家族サイクルをこのような段階に区分すると、(1)無子期では夫婦1世代、(2)出産養育期、(3)兄姉成人期及び(4)嗣子結婚期の3期を通じては夫婦とその子（子の配偶者を含む）との2世代、(5)嗣子出産期では夫婦とその子と嗣子の子との3世代から成る結合体を夫々考えることが出来る。我々はこのような結合体を家族人口の再生産が行われている主要な場と考える理由から、これを家族における中核部分と呼びたい。中核部分といつてもこれが家族の実際生活の機能の上で中核的役割を果しているかいないかは別問題であり、これはあくまで家族人口の再生産の立場にたつた考え方から名付けられたものである。

次にこの中核部分と関連して世代の区分を考えたい。我々はまず上で考えたような基準となる夫婦の世代を基準世代と呼びたい。基準世代の夫婦はまだ無子の段階にあるか又は未婚の子供を少くとも1人はもつていてことになる。嗣子が結婚し、その他の子供はすべて他出してしまうと、今度は嗣子夫婦が基準世代となり、もとの夫婦は後にのべるように親の世代に移行する。さて次に夫婦の子の世代を子の世代、嗣子の子の世代を孫の世代と呼ぶことにする。尤もこのような世代の区分はこれら直系の家族員にのみ通用するばかりでなく、先にのべた同居の親族についてもその血縁姻縁関係から、このうちのどの世代かに属させることが出来るのは云うまでもない。

以上のような世代の区分をも添えて中核部分を家系図的表現によつて図示すると第1図のようになる。

第1図 家族の中核部分の各段階



▲、△は夫々既婚及び未婚男子 ●、○は夫々既婚及び未婚女子、数字は年令。図示した例はすべて本稿の230家族の中から選んだ具体的な事例である。

なる。しかしこの図で示された例は基準世代の夫婦の揃つた標準的な場合ばかりである。実際に我々の扱う材料においては、夫婦のいずれか一方が欠けていたり、夫婦の双方とも欠けている場合がある。後者の場合には子の世代或は子と孫の世代しか存在しないことになるが、こういう場合でも基準世代を欠いた不完全な形ではあるが、中核部分として扱うことにしたい。

3 中核部分と家族全体

中核部分を家族全体（こゝでは特に直系家族員のみを考える）のなかに置いて考える時、基準世代及びそれより以下の世代はすべて中核部分に含まれてしまうから、あと考え残されている部分は基準世代より上の世代部分である。今基準世代のすぐ上の世代を親の世代、親の世代の更に上の世代を親の親の世代と呼ぶことにすると、家族全体では、上から、「親の親の世代」、「親の世代」、

「基準世代」、「子の世代」及び「孫の世代」の合計5つの世代を我々は考えたことになるが、我々の使用材料の範囲内では、直系家族員にしてこの5世代以外にはみ出る者は1例もない。この5世代の構造を家系図的に示すと第2図の如くになる。第1図、第2図とも我々の使用材料から拾つた実際の事例であるが、「親の親の世代」をもつ家族は第2図に示された唯この1例だけである。既婚者が3代重なつてゐる家族は他にも5例あるが、この5例はいずれも、「親の世代」—「基準世代」—「子の世代」という構成になつてゐるのに対して、この1例だけは、3代目の夫婦が基準世代に属しているため、1代目は「親の親の世代」となつたのである。しかし年令関係から云えば他の5例と同程度なのである(後述第9表参照)。

III 稲積村の相続世帯についての集計の実際 (その1)

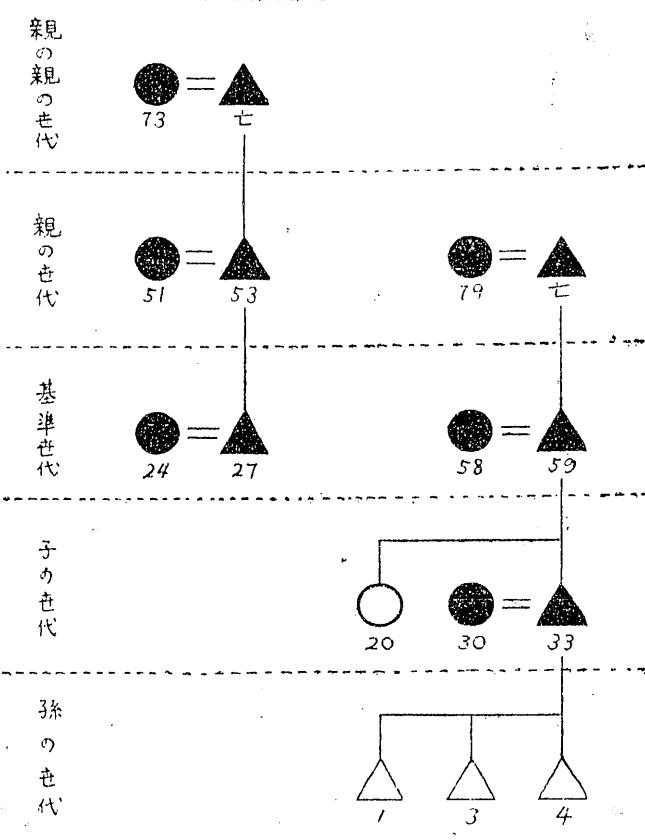
後述IVにおいて我々は使用材料の世帯を耕作規模別に成層化して考察する予定であるが、このIIIにおいては、世帯を何等区分せずに先ず総括的に扱うこととする。しかし材料世帯の性格を知るための参考としてここに耕作規模別世帯数の割合を示しておきたい。

第1表 農家非農家別耕作規模別世帯数

耕 作 規 模 (町)	世 帯 数	
	実 数	%
～ 0.3未満	10	4.3
農 0.3 ～ 0.5 ヶ	22	9.6
0.5 ～ 1.0 ヶ	61	26.5
1.0 ～ 1.5 ヶ	93	40.4
家 1.5 ～ 2.0 ヶ	29	12.6
2.0 ～	9	3.9
非 農 家	6	2.7
計	230	100.0

そこで今我々の使用材料である230家族(本来は家族ではなくて「世帯」というべきところである)

第2図 直系家族員の世代構成の例(具体的事例による)



1 世代と家族サイクルの

段階とより見た年令構成

先に我々は家族の中核部分について論じ、それを家族サイクルの立場から5つの段階に区分したが、家族全体についてもかゝる家族サイクルの段階は全く同様に考えられるのであり、而も中核部分の示す段階を以て直ちに家族全体の示す段階として何等差支えがないと考えられる。たゞ家族全体についての段階を考える際は、親の世代或は親の親の世代があるかないかによつて、各段階のなかを更にいくつかに細分する必要は生じてくる。このことについては後に述べる。

さて我々は家族をそのサイクル上の段階に区分すると共に家族のなかを世代に区分する方法について既に述べた。

が、当分直系家族員のみを考える関係上、「家族」という言葉を使用したい)について、家族サイクルの段階別家族数及び段階別世代別人員をとつてみると第1表のようになる。第2表には段階別家族数及び人員の割合を、第3表には各段階について世代別人員の割合を示した。更に第3図に第

第1表 家族サイクルの段階別にみた家族数及び世代別人員

段 階	家 族 数	世 代 别 人 员					
		親 の 親	親	基 準	子	孫	計
無 子 期	6	1	7	9			17
出 産 養 育 期	67		54	130	165		349
兄 姉 成 人 期	106		36	182	391		609
嗣 子 結 婚 期	13		2	21	53		76
嗣 子 出 産 期	37		3	48	141	87	279
そ の 他*	1			1			1
計	230	1	102	391	750	87	1,331

* 次頁註参照

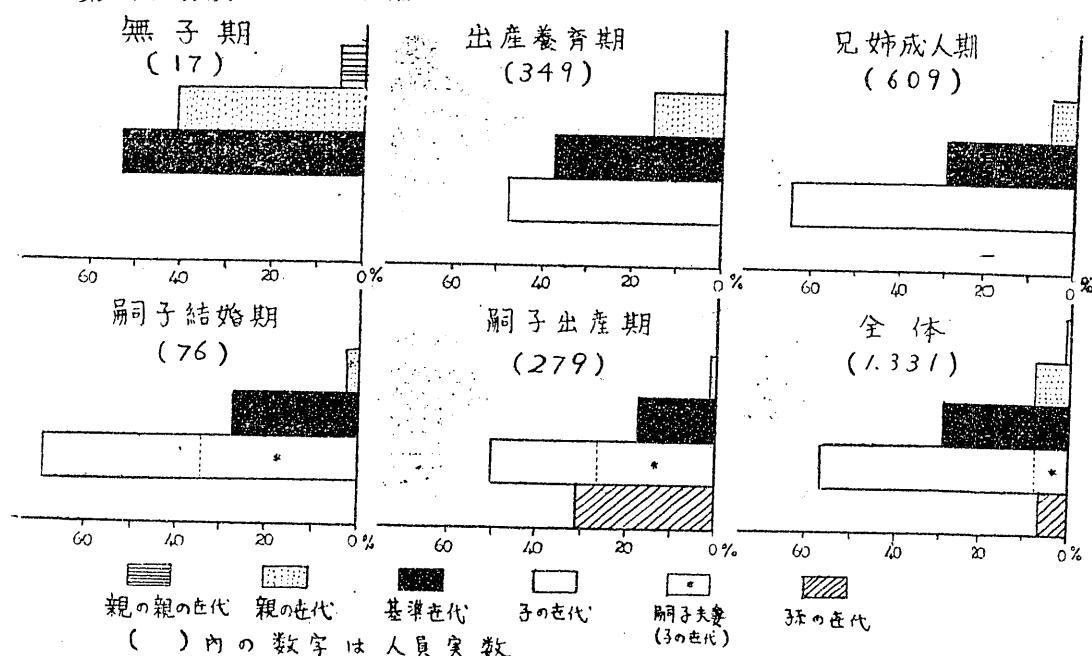
第2表 家族サイクルの段階別家族数及び人員の割合(%)

段 階	家 族 数	人 員
無 子 期	2.6	1.3
出 産 養 育 期	29.1	26.2
兄 姉 成 人 期	46.1	45.8
嗣 子 結 婚 期	5.7	5.7
嗣 子 出 産 期	16.1	21.0
そ の 他	0.4	0.1
計	100.0	100.0

第3表 家族サイクルの段階別にみた世代別人員の割合(%)

段 階	親の親の世代	親の世代	基準世代	子の世代	孫の世代	計
無 子 期	5.9	41.2	52.9			100.0
出 産 養 育 期		15.5	37.2	47.3		100.0
兄 姉 成 人 期		5.9	29.9	64.2		100.0
嗣 子 結 婚 期		2.6	27.6	69.7		100.0
嗣 子 出 産 期		1.1	17.2	50.5	31.2	100.0
計	0.1	7.7	29.3	56.4	6.5	100.0

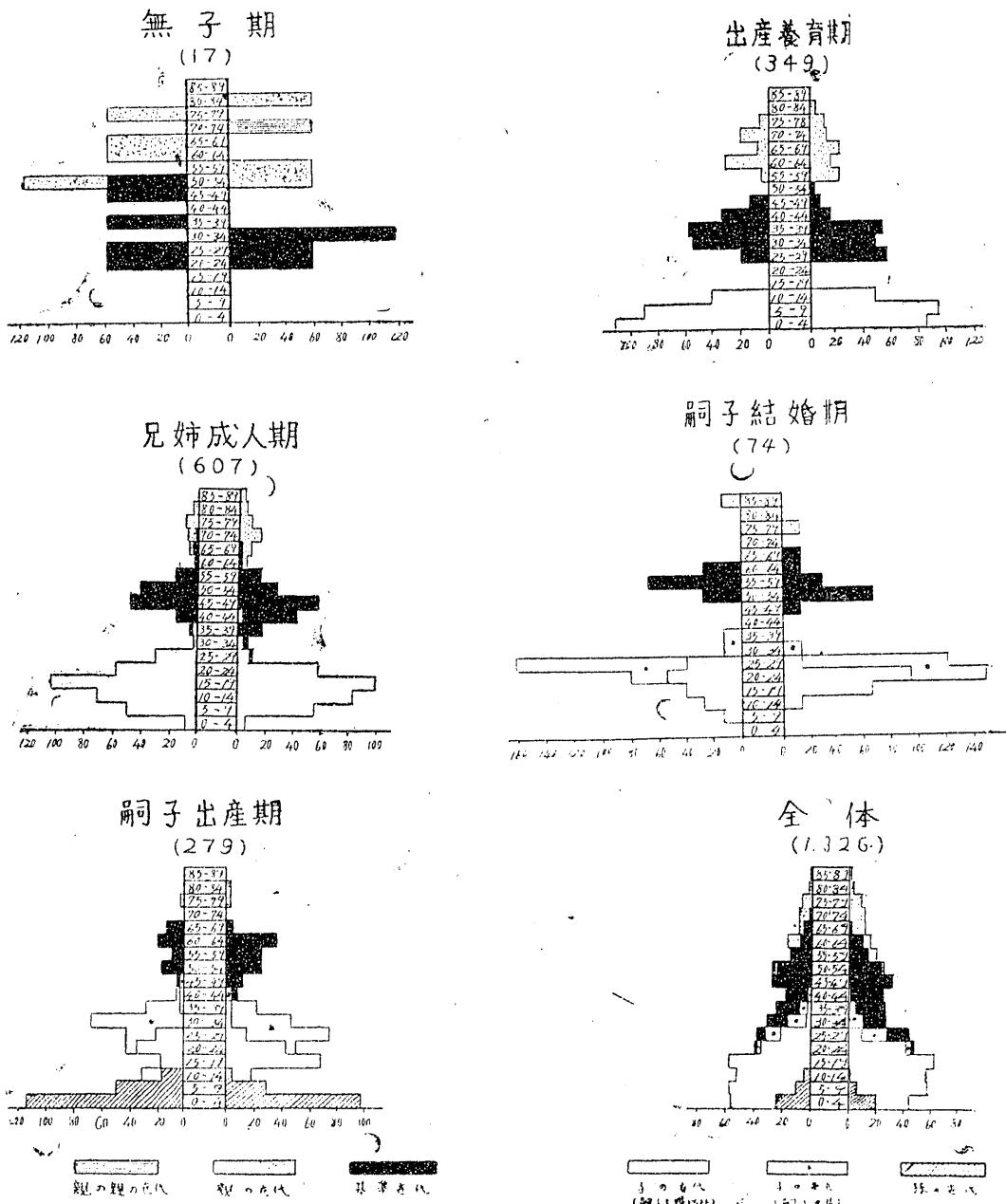
第3図 家族サイクルの段階別に見た世代別人員構成(各段階人口 100人に付)



3表に示した割合を図表化した。

(註) 第1表及び第2表にある「その他」に所属する1世帯は49才の未婚男子が1人で住んでいる世帯である。これは基準世代を欠いた型の兄姉成人期家族として扱えないこともないが、我々の家族サイクルの概念から考えると、このような例は兄姉成人期家族の標準から著しくそれることになる。このように49才になつても未婚の場合は、我々の考えているような標準的な家族サイクルから逸脱した特殊な事例として扱うのが適当であろうと考える。従つて今後特に必要なき限り、この家族は集計より除外する。

第4図 家族サイクルの段階別年令構成(年令不詳5人を除く) (各段階人口1,000人に付)



さてこのような家族サイクルの段階によつて区分することにより得られたいくつかの家族群が夫々どのような性格のものであるかを今、年令構成の型の面から観察してみるために、第4図に段階別及び全体の家族群の成員(直系家族員に限る)の年令構成図を示した。そして同時に世代構成の

状況をも明らかならしめるた。

2 家族サイクルの段階と世代構成の型

次に先に保留した各段階のなかを世代構成の型に従つて細分する問題に移ろう。我々の設定した5つの世代の組合せによつて出来る色々な世代構成の型のうちで、我々の使用材料の中に見出される型は第4表に示すような10の型である。第4表では家族サイクルの時期別にみた世代構成の型別の家族数を示している。

第4表 家族サイクルの段階別に見た世代構成の型別家族数

世代数の型	世代構成						計	
	親の世代	親の準の世代	基の世代	子の世代	孫の世代	曾孫の世代		
4代型	×	○	○	○	○		3	3
3代型	○	○	○	×	×		1	1
	×	○	○	○	×		38	74
	×	×	○	○	○		28	28
2代型	×	○	○	×	×		3	3
	×	○	×	○	×		2	3
	×	×	○	○	×		27	108
	×	×	×	○	○		6	6
1代型	×	×	○	×	×		2	1
	×	×	×	○	×		2	3
				6	67	106	13	37
							1	230

(註) ○……当該世代の「ある」ことを示す
×……当該世代の「ない」ことを示す

この段階と世代構成との組合せによる分類を並列して示すと第5表の如くなる。出産養育期と兄姉成人期の2代型には「親の世代十子の世代」型と、「基準世代十子の世代」型の2種類があるので、之を区分するため前者を2代型A、後者を2代型Bと称することにする。

このような家族サイクルの段階と世代構成の型との組合せによつて分類せられたものを段階一世代構成型と呼ぶことにし、第5表に示されたような17の段階一世代構成型を以下本稿の基本的な家族の区分法として用いたいと思う。

3 人員構成の分析

(1) 基準世代以上の世代人員の残存の割合

基準世代以上の3世代の各々についてその成員を男女（基準世代では夫妻、親の世代では先代夫妻、親の親の世代では先々代夫妻を指す）に分けると、それは完全に揃つている時で各世代男女1人づつであるから、現在において、そのうち何割が残存しているかを世代別に又家族サイクルの段

第5表 家族サイクルの段階と世代構成の組合せ別家族数

段階	世代数の型	家族数	実数 %	
			数	%
無子期	2代型	1	0.4	
	2代型	3	1.3	
	1代型	2	0.9	
出産養育期	3代型	38	16.5	
	2代型A	2	0.9	
	2代型B	27	11.7	
兄姉成人期	3代型	32	13.9	
	2代型A	1	0.4	
	2代型B	71	30.9	
	1代型	2	0.9	
嗣子結婚期	3代型	2	0.9	
	2代型	10	4.3	
	1代型	1	0.4	
嗣子出産期	4代型	3	1.3	
	3代型	28	12.2	
	2代型	6	2.6	
その他	1代型	1	0.4	
	計	230	100.0	

階別に比べてみることが出来る。第6表に段階一世代構成型別にかかる残存の割合を示した。

(2) 世代別平均人員

次に段階一世代構成型別に各世代の平均人員及びその合計である平均家族人員を第7表に示す。

第6表 段階一世代構成型別基準世代以上の男女別残存状況

(1) 実 数

段階一世代構成型	家族数	親の親の世代		親の世代		基準世代	
		男	女	男	女	男	女
無子期	3代型	1		1	1	1	1
	2代型	3		3	2	3	2
	1代型	2				1	1
	計	6		1	4	5	4
出産養育期	3代型	38		21	29	38	38
	2代型A	2		2	2		
	2代型B	27				27	27
	計	67		23	31	65	65
兄姉成人期	3代型	32		10	24	23	32
	2代型A	1		1	1		
	2代型B	71				58	69
	1代型	2					
嗣子結婚期	計	106		11	25	81	101
	3代型	2		1	1	1	2
	2代型	10				9	9
	1代型	1					
嗣子出産期	計	13		1	1	10	11
	4代型	3		1	2	3	3
	3代型	28				16	26
	2代型	6					
	計	37		2	2	19	29

(2) 割 合 (%)

段階一世代構成型	家族数	親の親の世代		親の世代		基準世代	
		男	女	男	女	男	女
無子期	3代型	1		100.0	100.0	100.0	100.0
	2代型	3		100.0	66.7	100.0	66.7
	1代型	2				50.0	50.0
	計	6		16.7	66.7	50.0	66.7
出産養育期	3代型	38		55.3	76.3	100.0	100.0
	2代型A	2		100.0	100.0		
	2代型B	27				100.0	100.0
	計	67		34.3	46.3	97.0	97.0

兄姉成人期	3代型	32			31.3	75.0	71.9	100.0
	2代型A	1			100.0	100.0		
	2代型B	71					81.7	97.2
	1代型	2						
	計	106			10.4	23.6	76.4	95.3
嗣子結婚期	3代型	2			50.0	50.0	50.0	100.0
	2代型	10					99.9	99.9
	1代型	1						
	計	13			7.7	7.7	76.9	84.6
嗣子出産期	4代型	3			33.3	66.7	100.0	100.0
	3代型	28					57.1	92.9
	2代型	6						
	計	37			2.7	5.4	51.4	78.4

第7表 段階一世代構成型別世代別平均人員

段階一世代構成型	親の親の世代		親世の代		基準代		子の世代		孫の世代	計	家族数
	男	女	男	女	男	女	嗣子夫婦	その他の子			
無子期	3代型		1.0	1.0	1.0	1.0				5.0	1
	2代型		1.0	0.7	1.0	0.7				3.3	3
	1代型				0.5	0.5				1.0	2
	計		0.2	0.7	0.5	0.8	0.7			2.8	6
	3代型		0.6	0.8	1.0	1.0		2.4		5.8	38
出産養育期	2代型A		1.0	1.0				1.5		3.5	2
	2代型B				1.0	1.0		2.6		4.6	27
	計		0.3	0.5	0.97	0.97		2.1		5.2	67
	3代型		0.3	0.8	0.7	1.0		4.1		6.8	32
兄姉成人期	2代型A		1.0	1.0				1.0		3.0	1
	2代型B				0.8	0.97		3.6		5.4	71
	1代型							2.0		2.0	2
	計		0.1	0.2	0.8	0.95		3.7		5.7	106
嗣子結婚期	3代型		0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0		6.5	2
	2代型				0.99	0.99	1.0	1.0		5.9	10
	1代型						1.0	1.0		4.0	1
	計		0.1	0.1	0.8	0.8	1.0	1.0		5.8	13
嗣子出産期	4代型		0.3	0.7	1.0	1.0	1.0	2.3	2.3	9.7	3
	3代型				0.6	0.9	0.96	1.0	1.8	2.3	28
	2代型						1.0	1.0	1.7	2.5	6
	計		0.3	0.5	0.5	0.8	0.97	1.0	2.1	2.4	37

次に段階別だけで各世代人員の構成割合を先に第3表に示したよりも更に詳細に示すと第8表の如くになる。

第8表 家族サイクルの段階別にみた世代別人員の構成

段階	親の親の世代		親の世代		基準世代		子の世代		孫の世代	計	家族数		
	男	女	男	女	男	女	嗣子夫婦	その他					
実数	無子期		1	4	3	5	4			17	6		
	出産養育期		23	31	65	65		165		349	67		
	兄姉成人期		11	25	81	101		391		609	106		
	嗣子結婚期		1	1	10	11	13	13	27	76	13		
	嗣子出産期		1	2	19	29	36	37	68	87	279		
割合	無子期		5.9	23.5	17.6	29.4	23.5			100.0	6		
	出産養育期			6.6	8.9	18.6	18.6		47.3	100.0	67		
	兄姉成人期			1.8	4.1	13.3	16.6		64.2	100.0	106		
	嗣子結婚期			1.8	1.3	13.2	14.5	17.1	17.1	35.5	100.0	13	
	嗣子出産期			0.4	0.7	6.8	10.4	12.9	13.3	24.4	31.2	100.0	37
合計	計		0.1	3.0	4.7	13.5	15.8	3.7	3.8	48.9	6.5	100.0	229

4 世代間の年令関係

上で人員の関係について観察したので次は年令の関係について見てみよう。年令については既に、家族サイクルの段階別の年令構成を観察し、その際世代の区分も同時に明らかならしめたのであるが、こゝでは段階一世代構成型別に各世代の平均年令を算出し、それを第9表の如くに示しておこう。

第9表 段階一世代構成型別世代別平均年令

段階一世代構成型	親の親の世代		親の世代		基準世代		子の世代		孫の世代		家族数	
	男	女	男	女	男	女	嗣子夫婦	最年長者	最年少者	最年長者	最年少者	
無子期	3代型		73	53	5.1	27	24					1
				68.3	66.5	43.7	31					3
						45	33					2
出産養育期	3代型		67.1	64.5	35.6	32.4		7.1	2.9			38
				61.5	56.5				11.5	11.0		2
						37.6	34.7		8.7	3.4		27
兄姉成人期	3代型		76.8	71.1	45.6	40.4			19.4	10.1		32
				72.5	7.1				19.0	12.0		1
						50.9	46.5		21.6	12.1		71
嗣子結婚期	2代型		85	77	59	52.0	26.0	25.3	26.0	21.0		2
						57.4	55.7	26.7	25.5	27.0	17.4	10
							37	32	37	24		1
嗣子出産期	4代型		77	81.5	58.7	56.0	31.3	28.7	31.3	17.7	3.0	0.3
						58.8	56.9	31.3	29.3	31.3	19.3	5.3
							35.3	32.7	35.3	23.3	6.0	1.8
	3代型											28
												1.6
												6

5 段階一世代構成型の家族サイクル上の移行関係

以上で我々は16の段階一世代構成型に類別した家族群について、その世代別の人員と年令とを観察して来たが、これらの段階一世代構成型には相互の間の家族サイクル上の移行関係が理論的に考えられるので、我々が実際に算出した各世代毎の平均年令の点から、理論的に考えられた移行関係が実際にどのように裏付けられるかをみると共に、算出せられた人員を利用して、このような移行に伴う人員の変化をも併せて観察したいと思う。

さて基準世代を欠く型は全体の僅か4.4%にすぎず、これは形の上から不規則なものとして除外することにして、基準世代を備える他の11の段階一世代構成型について、その相互の間の移行関係を考えてみよう。この移行関係には2つの局面があつて、この2つの局面が相互に関連して、家族サイクルの循環経路を幾重にも構成している。

即ち1つの局面は、既に中核部分について家族サイクルを5段階に区分した時に暗黙のうちに前提していたことであるが、無子期→出産養育期→兄姉成人期→嗣子結婚期→嗣子出産期という移行経路である。そして嗣子結婚期は一方にこのように嗣子出産期に移行すると共に、他方世代を1つ

繰上ることにより無子期に戻ることもあるわけで、こうして無子期は嗣子結婚期につづくこととなり、又嗣子出産期は次に同様世代を1つ繰上つて出産養育期に移行すると考えられるから、こゝに始点も終点もない家族サイクルの循環経路が考えられることになる。

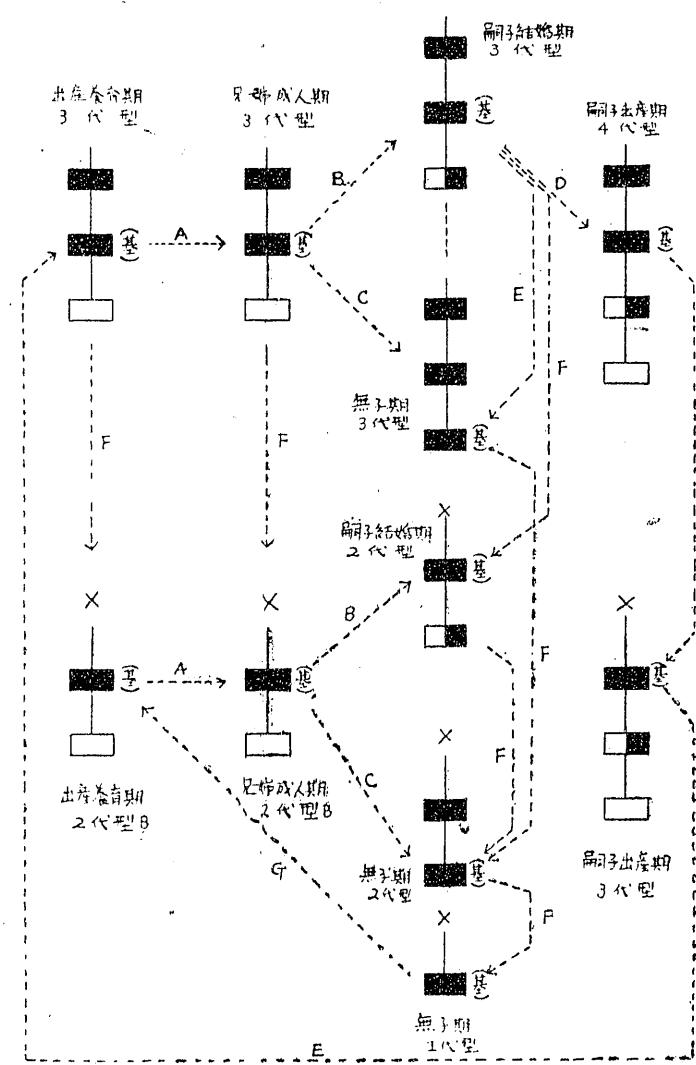
他の局面は家族サイクルの各段階のなかで、構成世代の多い型から少い型へ移行する局面で、即ち無子期においては、3代型が親の親の世代を失つて2代型となり、更にこれが親の世代を失つて1代型となる、出産養育期、兄姉成人期及び嗣子結婚期の3期においては、3代型が親の世代を失つて2代型となり、嗣子出産期においては、4代型が親の世代を失つて3代型となる。

換言すれば、前者の局面は子の世代及び孫の世代の再生産過程による移行であり、後者の局面は親の世代及び親の親の世代の消失過程による移行である。

今この両局面の移行を組合せて、理論的に構成しうる家族サイクルの循環経路を図によつて示すと第5図及び第6図の如くになる。

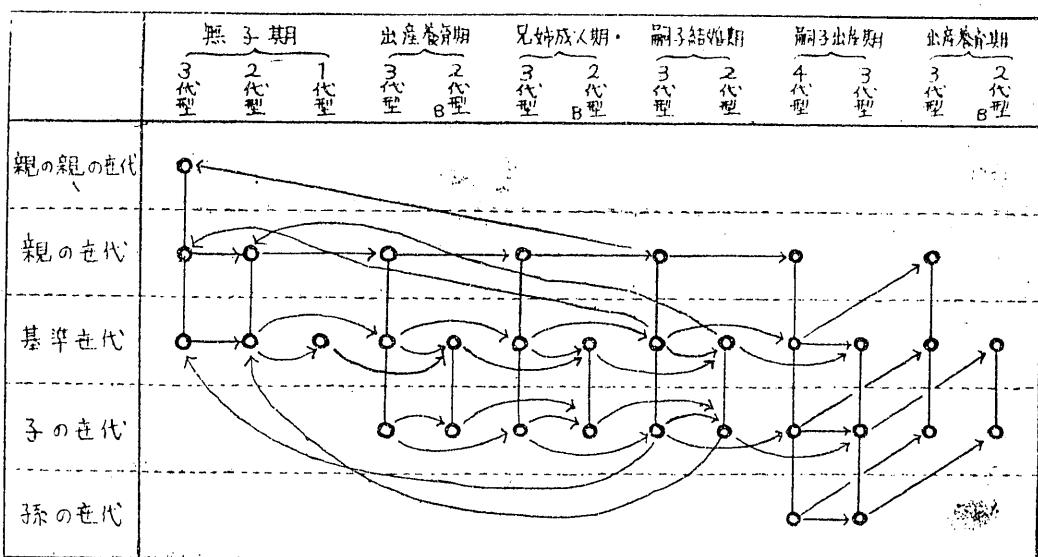
このように基準世代を基準として上の

第5図 段階一世代構成型の間の移行関係(1)



第5図の註 黒の矩形：既婚世代（基準、親及び親の親）
 黒白の矩形：嗣子が結婚しており、且未婚の子が残っている子の世代
 白の矩形：未婚のみの子又は孫の世代
 (基)は基準世代を示す
 破線の矢印は移行経路、AよりGまでの記号は移行の種類を示す。即ち
 A：子の世代の最年長が15才を超える
 B：他に未婚の子（主として弟妹）が残存するまま嗣子結婚
 C：嗣子のみ残つてから嗣子結婚
 D：嗣子に子が出生
 E：未婚の子が全部いなくなる
 F：親の世代又は親の親の世代を失う
 G：基準世代の子が出生

第6図 11の段階一世代構成型の間の移行関係(2)

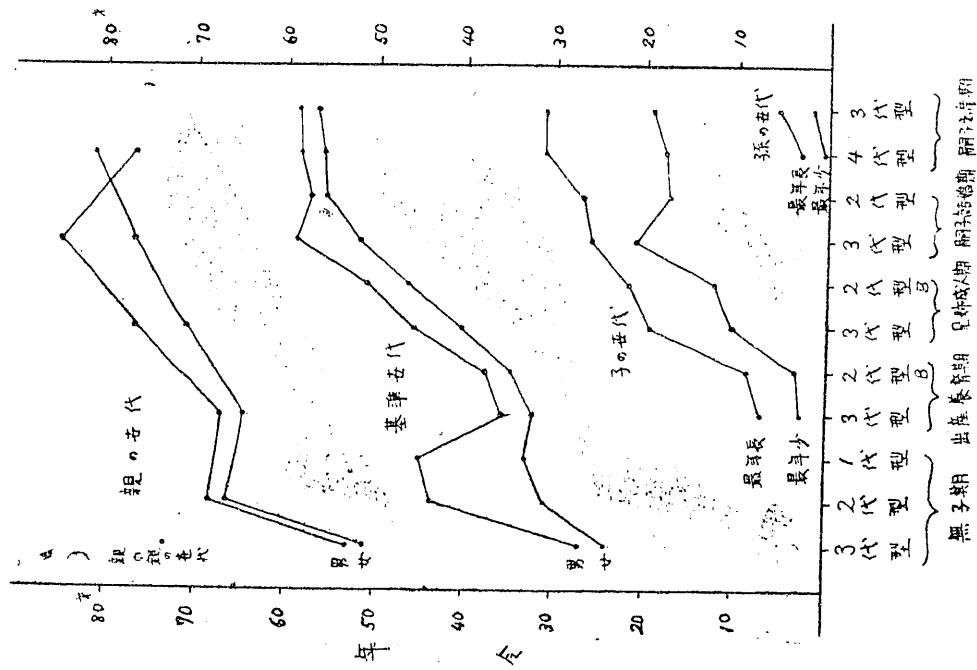


世代の消失過程と、下の世代の再生産過程との複合によつて迫られる錯綜した循環は我々の細分した段階一世代構成型を1系列の移行順に並べることを不可能にするが、しかし年令関係から云ふれば、先に述べた第1の局面の移行順に家族員の年令は増加し、第2図の局面の移行順に従つても家族員の年令は増加するから、結局第5及び6図で問題にした11の段階一世代構成型は、第6図に述べた順に、即ち第5表以来使用して来た並列順に家族員の年令が高まると考えられる。尤もこの考えは、どの夫婦もその結婚年令、出産速度及び子供の排出状況等を略々等しくすると仮定した上のことであつて、実際にはこのように理想的な傾向を得ることは出来ないわけであるが、兎に角この順に並べた場合、家族員の年令がどのように変化してゆくかを考えるとそれは既に第9表に示してある。今このうち第5及び6図で問題にした11の段階一世代構成型について、第9表に示された数値をグラフで表してみると第7図のようになる。家族数の極めて少いところもあるために、不規則になるのは止むを得ないが、出産養育期以後は大体我々の理論的予想にそつた傾向を画いているといえる。無子期が出産養育期よりも一般に家族員の年令が高いのは、例数不足にもよるが、結婚してから順調な出産に入るまでの1、2年の間にある夫婦ばかりでなく、結婚後何年かたつていて不妊的夫婦、生んだ子を亡くして無子に戻つた夫婦、子なきまま離死別して何年かたつた夫婦等を含んでいるからである。

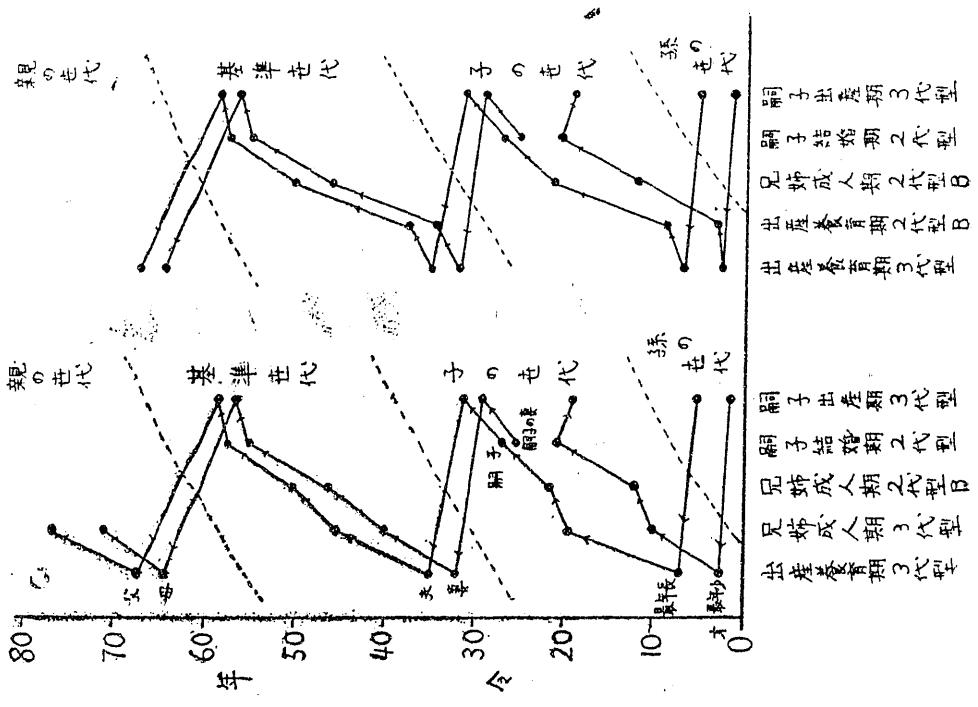
次に我々は10家族以上を含む段階一世代構成型のみを取り上げて、年令及び人員について仔細に範

察してみることにしよう。その型は出産養育期3代型(38家族), 同2代型B(27家族), 兄姉成人3代型(32家族), 同2代型B(71家族), 嗣子結婚期2代型(10家族), 嗣子出産期3代型(28家族)の6型である。これらの主要な6型の間の移行関係を第7図と同様な方法で表すと第8図の如くなる。この6型の家族だけで, 全体の家族数の89.5%を占めているのである(第5表参照)。この第8図より各段階一世代構成型の間の移行年数を知ることが出来よう。この移行年数は大体の見当を

第7図 11の段階一世代構成型の世代別平均年齢

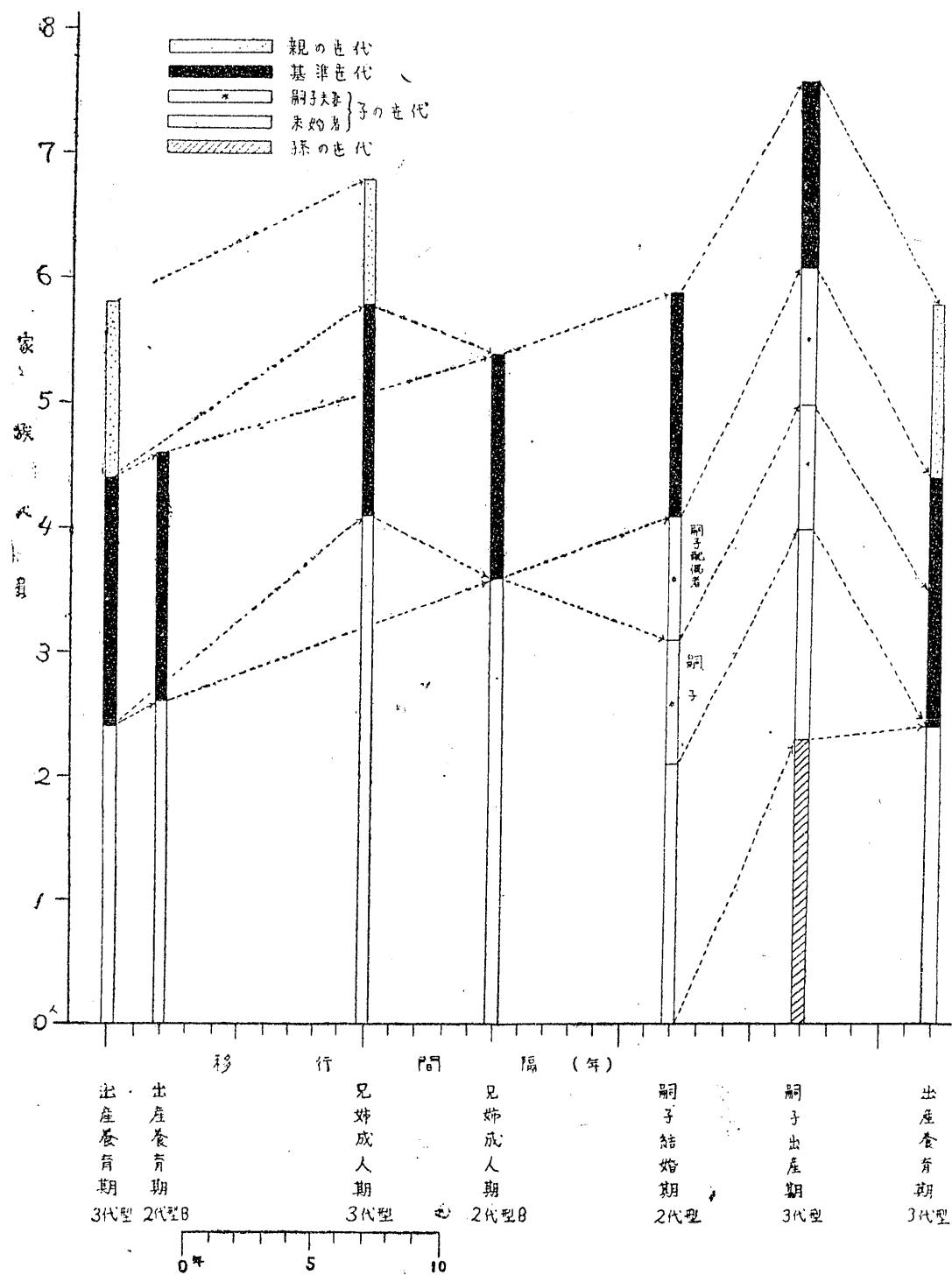


第8図 主要段階一世代構成型の世代別平均年齢



つけるにとどまるのであるが、出産養育期3代型を始点とする時、出産養育期2代型は約2年後、兄姉成人期3代型は約10年後、兄姉成人期2代型Bは約15年後、嗣子結婚期2代型は約22年後、嗣子出産期3代型は約72年後からして始点たる出産養育期3代型に戻るのが約32年後となること

第9図 主要段階一世代構成型の間の移行間隔と世代別平均家族人員



が分る。今第9図において横軸にこのような移行間隔年数をとり、上にのべた各経過年数後のところに該当する家族群の1家族当たり平均人員を縦軸にとつて表すと、経過年数と家族人員の変化との関係が明かになる。こゝにこの人員の変化について若干の説明を加えると次のような。

(1)出産養育期3代型より出産養育期2代型への移行

平均家族人員5.8人より4.6人に減少。これは親の世代の消滅によるもので、子の世代は若干の増加(0.2人)をみせている。

(2)出産養育期2代型Bより兄姉成人期2代型Bへの移行

平均家族人員4.6人より5.4人へ増加。これは子の世代の増加(1.0人)による。

(3)出産養育期3代型より兄姉成人期3代型への移行

平均家族人員5.8人より6.8人へ増加。これは子の世代の増加(1.7人)による。

(4)兄姉成人期3代型より兄姉成人期2代型Bへの移行

平均家族人員6.8人より5.4人へ減少。これは親の世代の消滅と子の世代の減少(0.5人)による。

(5)兄姉成人期2代型Bより嗣子結婚期2代型への移行

平均家族人員5.4人より5.9人へ増加。これは前段階の子の世代は減少するが、嗣子の配偶者が婚入することにより、全体としては増加する。

(6)嗣子結婚期2代型より嗣子出産期3代型への移行、

平均家族人員5.9人より7.6人へ増加。これは孫の世代の出生による。

(7)嗣子出産期3代型より出産養育期3代型への移行(世代が1段繰上つて移行)

平均家族人員7.6人より5.8人へ減少。これは前者の子の世代のうち嗣子夫婦以外の子の他出による。本稿では労働力構成の問題には立入ることが出来ないが、これについての極く簡単な考察を試みると次のようになろう。今出産養育期3代型を始点として考えるのに、この時より約10年間は基準世代の上下両世代を扶養すべき負担が著増してゆき、兄姉成人期3代型においてその頂点に達する。この兄姉成人期3代型より嗣子結婚期までの約12年間は嗣子以外の子の排出に苦心せねばならない。こゝまでの経路は出産養育期2代型Bを始点として考える時も略々同様なことが云えよう。さて嗣子結婚期2代型より養育期3代型に戻るまでの約10年はそれまでの約20年に比して、家族構成の変動がはるかにはげしい。即ち嗣子に配偶者を迎える一方、残っている未婚の子を全部片附け終らねばならず、その中に嗣子夫婦に孫が生れるという出来事が相次いで起るのである。こうして嗣子結婚期2代型より嗣子出産期3代型への約5年間に平均家族人員は1.7人の急激な増加を見るが、次の約5年間には逆に1.8人減少するという変動ぶりである。

6 傍系家族員又は親族

いままでは直系家族員のみについて論じて来たが、こゝで直系家族員に同居する傍系家族員又は親族について簡単にふれておこう。すでにのべたように、これらの同居者をもつ世帯は全部で9世帯で全体の世帯数の3.9%である。人員は17人である。いま世帯の段階一世代構成型別に観察すると第10表の如くである。

第10表 同居傍系家族員又は親族の状況

事例番号	直系家族の 段階一世代構成型	同居傍系家族員又は親族	人員
第1例	無子期 2代型	弟夫婦とその娘1人	3
第2例	同 上	姉(死別)、とその娘1人	2
第3例	同 上	父の姉(離別)、その息子夫婦とその子3人	6

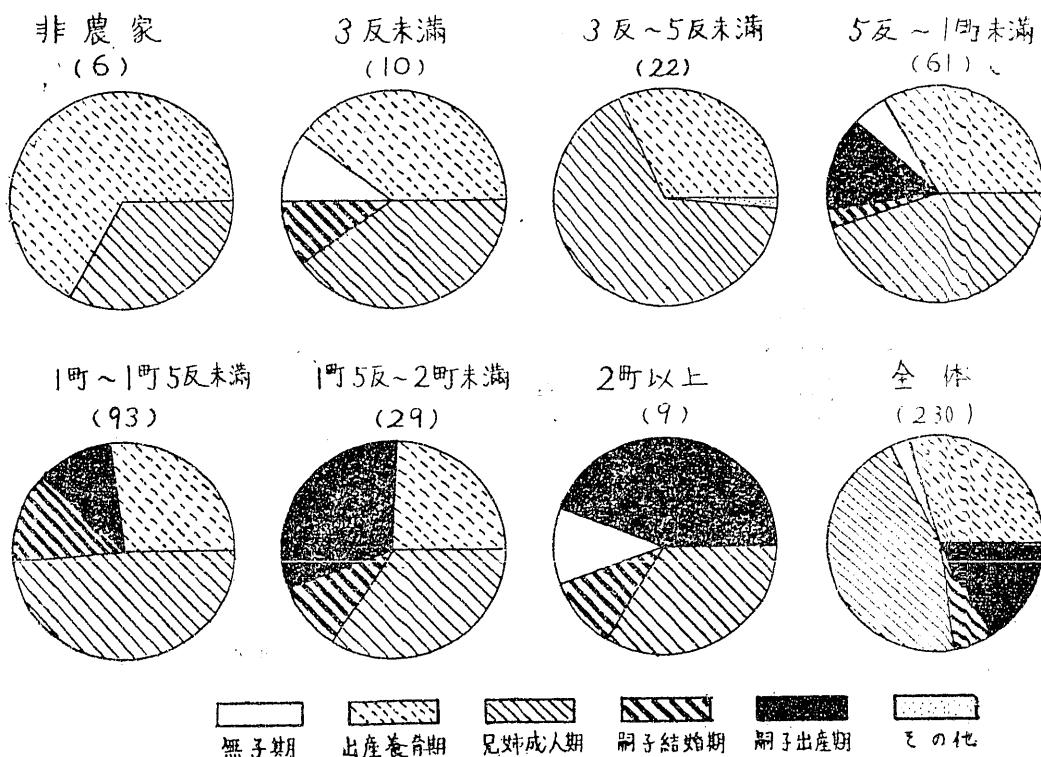
第4例	出産養育期3代型	姉（亡、夫も亡）の娘1人	1
第5例	同 上	姉（亡、夫も亡）の息子1人	1
第6例	同 上	父の先妻との間の息子（亡、妻も亡）の息子1人	1
第7例	兄姉成人期3代型	妹（離別）	1
第8例	同 上 2代型B	姉（未婚、45才）	1
第9例	嗣子出産期2代型	父（亡）の弟（離別）	1

(註) 続柄は基準世代の夫を中心とする。

IV 稲積村の相続世帯についての集計の実際（その2）

こゝでは我々の扱つて来た家族を農家非農家別、農家は耕作規模別に分けることによつて、これらの階層の間の比較を行つてみたいと思うが、段階一世代構成型の各階層における分布の状態の比較を中心をおいて考えてみることにする。第11表は階層別にみた段階一世代構成型別の家族数割合である。第10図はこのうち段階別の家族数割合を示したものである。これをみると階層間の顕著な相異

第10図 階層別にみた家族サイクルの段階別家族数割合



の一つは、5反未満農家及び非農家では嗣子出産期にある家族が皆無なことと、5反以上農家では、特に1.5町以上からはこの嗣子出産期の家族数の割合がいちぢるしく多くなつてゐることである。嗣子出産期家族の増加は反面に出産養育期家族の減少となつて現われており、特に2町以上農家では養育期家族が皆無である。つまり嗣子以外の（未婚）子がまだ全部片附かない中に嗣子が結婚し子供を生みはじめているという家族が5反未満では皆無であるのに対し、5反以上ではそれがあらわれて来ており、特に1.5町以上では可成りの割合を占めるに至るということである。しかしかかる相異のよつて来るところを深く考察するには、出生数、婚姻年令、二三男の他出等の問題につ

第11表 農家非農家別農家階層別、段階一世代構成型別家族数割合 (%)

段階一世代構成型	町 0.3未満	0.3~ 1.0未満	0.5~ 1.0未満	1.0~ 1.5未満	1.5~ 2.0未満	2.0以上	非農家	計	
								%	実数
無子期	3代型					11.1		0.4	1
	2代型			1.6	2.2			1.3	3
	1代型	10.0		1.6				0.9	2
	計	10.0		3.3	2.2	11.1		2.6	6
出産養育期	3代型	10.0	18.2	8.2	22.6	20.7		16.7	16.5
	2代型A			3.3				0.9	2
	2代型B	30.0	13.6	21.3	4.3	3.4	50.0	11.7	27
	計		31.8	32.8	26.9	24.2	66.7	29.1	67
兄弟成人期	3代型	40.0	13.4	8.2	16.1	17.2	22.2	16.7	13.9
	2代型A		4.8					0.4	1
	2代型B	10.0	40.9	36.1	33.3	17.2	11.1	16.7	30.9
	1代型		4.5	1.6				0.9	2
	計	10.0	63.6	45.9	48.4	34.5	33.3	33.3	46.1
嗣子結婚期	3代型				1.1	3.4		0.9	2
	2代型			1.6	6.4	3.4	11.1	4.3	10
	1代型				7.5	3.4		0.4	1
	計			1.6		10.3	11.1	5.7	13
嗣子出産期	4代型				1.1	3.4		1.3	3
	3代型			14.8	9.7	24.1	33.3		12.2
	2代型			1.6	4.3	3.4			2.6
	計			16.4	15.1	31.0	44.4		16.1
その他の1代型			4.5					0.4	1
	計	{ %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実数	10	22	61	93	29	9	6	230

いて資料が整備しておらねば不可能なことで、これ以上この問題に立ち入ることは別の機会にゆずらねばならない。

第11表でみたことは当然構成世代数にも関係して来るであろう。そこで次に、構成世代数別の家族数割合をみると第12表の如くなる。多少不規則ではあるが、耕作規模の大きくなるほど3世代

第12表 農家非農家別農家階層別構成世代の数別家族数割合

階層(町)	4世代	3世代	2世代	1世代	計(%)
0.3未満		20.2	70.0	10.0	100.0
0.3~0.5	〃	31.8	59.1	9.1	100.0
0.5~1.0	〃	31.1	65.6	3.3	100.0
1.0~1.5	〃	1.1	48.4	50.5	100.0
1.5~2.0	〃	3.4	65.6	27.6	100.0
2.0以上		11.1	66.7	22.2	100.0
非農家			33.4		100.0
計	1.3	43.9	52.2	2.6	100.0

第13表 農家非農別農家階層別世代別平均人員

階層(町)	親の親の世代	親の世代	基準世代	子の世代	孫の世代	計
0.3 未満		0.3	1.7	2.0		4.0
0.3 ~ 0.5 "		0.4	1.8	2.2		4.4
0.5 ~ 1.0		0.3	1.3	3.3	0.7	5.6
1.0 ~ 1.5		0.5	1.7	3.4	0.4	6.0
1.5 ~ 2.0		0.5	1.7	4.0	0.7	6.9
2.0 以上	0.2	0.6	1.7	4.0	0.7	7.2
非農家		0.3	1.8	2.0		4.1
計	0.04	0.4	1.7	3.2	0.5	5.8

及び4世代家族の割合がふえてゆく。

このことは又当然家族員数にも影響するであろう。いま世代別の1家族当たり平均人員を示すと第13表及び第11図の如くになる。階層の上る程、平均家族人員は増加してゆく。

第14表 農家非農別農家階層別各家族における最年長者の平均年令と最年少者の平均年令

階層(町)	最年長者	最年少者	年令間隔
0.3 未満	57.1	12.7	44.4
0.3~0.5 "	54.5	11.1	43.4
0.5~1.0 "	53.1	8.5	44.6
1.0~1.5 "	59.8	8.9	50.9
1.5~2.0 "	59.1	7.3	51.8
2.0 以上	61.8	7.7	54.1
非農家	48.5	8.5	40.0
計	57.1	8.9	48.2

以上の傾向はなお年令の面にも反映しており、いま階層別に各家族の最年長者の平均年令と最年少者の平均年令とをとると第14表の如くになる。平均的にみた場合の年令の上限と下限との幅もまた階層の上方程大きくなる傾向がみられよう。

VI 家族サイクルの段階別にみた相続世帯の諸問題

以上観察して来たところから家族サイクルの段階別に相続世帯としてもつ若干の問題点をとり上げて考えてみたい。こゝでは、嗣子の保有の問題、

嗣子以外の子の排出の問題及び隠居的老人の問題の3つを扱うこととする。未亡人の問題や母子家庭の問題も重要であるが、これは相続世帯に限らず、分家世帯にも未住世帯にもその他一般の世帯に共通して存在すべき問題であるから、こゝでは特に取上げないことにする。

1 嗣子の保有

我々の選んだ相続世帯は少くとも現在の代までは相続世帯であつたという意味しかもたず、次の代には相続世帯であることをやめるかも知れないが、しかし、おそらく相続をつづけてゆく割合の方が多いであろう。そこで一応これらの世帯では、次代の後継者を常に保有しておくことが、家の存続のために要求されるとして考えてみたい。

いま嗣子が出来ていない家族を考えると、それは基準世代の夫婦に子のない場合と、子の世代の嗣子夫婦に子のない場合との2つの場合が問題となる。即ち無子期家族と嗣子結婚期家族の場合である。しかしその他に、我々が「その他」として区別した、49才の未婚男子の世帯も、嗣子がないという意味の問題世帯として取上げねばならないであろう。さてしかしこの3種類の家族は合せても全体の家族数の8.8%を占めるにすぎない(第2表参照)。いまこれらを段階別に観察してみると。

(1)無子期 6家族

基準世代の夫婦のそろつている例は3例で他の2例は死別及び離別男子、残りの1例は死別女子

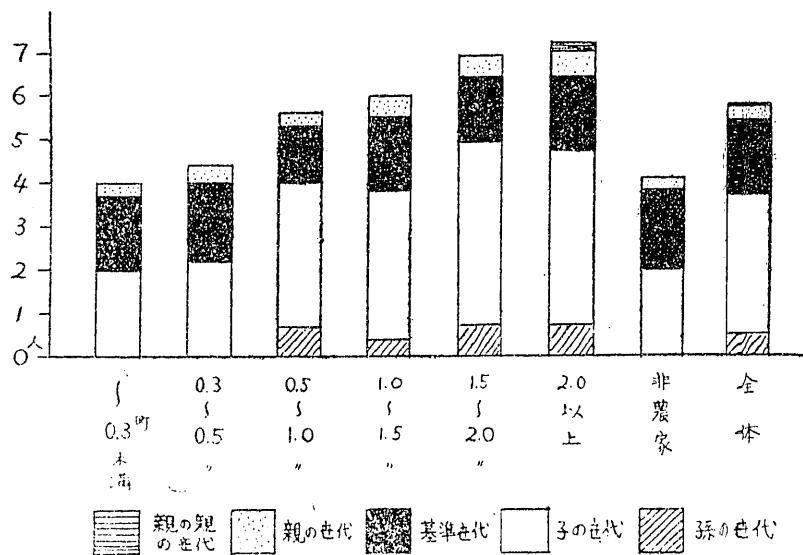
である。

イ. 夫婦：3例 夫：妻の年令は夫々、22才：25才、27才：24才、35才：31才 でいずれも年令上は妊娠出産の可能性はあると考えられる。

ロ. 離死別男子：2例 45才（離別）、51才（死別）。前者は全くの1人暮らしの世帯（6.5反耕作）であり、後者は本人の両親と、本人の弟夫婦とその子との6人世帯で、この弟夫婦はこの本人と共にこの家の農耕に中心となつて従事している。或はこの弟夫婦の家系がこの家を相続することになるのかも知れない。

ハ. 死別女子：1例 33才の未亡人が全く1人で暮している世帯で2反の耕作を行つている。

第11図 階層別、世代別平均家庭



にこの3者は相続世帯の正常な家族形態からみれば極めて不完全な極度に破壊された形態を示していることになる。

2 翡子以外の子の排出

我々は子の世代における子の最年長者が15才未満か15才以上かによって出産養育期の段階と兄姉成人期の段階とを区別したが、これは義務教育を終了した子供をすでにもつたか、まだかという区別にはゞ相應させるためであった。従つて出産養育期及び無子期の家族の基準世代はその子の排出の問題にまだ直面していないが、兄姉成人期及び翡翠子結婚期並びに翡翠子出産期の家族の基準世代は、我々の段階規定上若干の例外はあるにしても、子供を他出させねばならぬ段階に入つてゐる一般には考へてよいであろう。これらの3段階にある家族は実に全体の72.5%を占めるのである。子供の排出の問題から一応解放されている家族は27.5%にすぎない（第10図参照）。

翡翠子以外の子の排出の問題は、いわゆる三三男問題の形で代表される多くの論議を要するものであるが、本稿ではこの問題に立入ることは出来ない。

3 隠居的世帯

我々の試みた世代区分によつて、親及び親の親の世代は、既に子供を全部処理し終つた隠居的存在的の世代である。親の親の世代は無子期家族にたゞ1例あるのみであるから、特に問題としない。

今親の世代をもつ家族の割合を段階別にみると第15表の如くになる。既に第7図でみたように基準世代の年令はこの段階順に上昇しているから、それに伴つて父母の残存率も減少してゆくのがよく示されている。

第15表 家族サイクルの段階別父母の有無別家族数割合 (○有, ×無)

段 階	父 ○		母 ○		父 ×		母 ○		父 ×		母 ×		計 %	実 数
	父 ○	母 ○	父 ○	母 ×	父 ×	母 ○	父 ×	母 ×	父 ×	母 ×	父 ×	母 ×		
無子期	50.0		16.7				33.3		100.0		6			
出産養育期	30.9		13.4		25.4		40.3		100.0		67			
兄姉成人期	2.9		7.5		20.8		68.9		100.0		106			
嗣子結婚期			7.7		7.7		84.6		100.0		13			
嗣子出産期				2.7		5.4		91.9		100.0		37		
その他の								100.0		100.0		1		
計	8.7		8.7		18.3		64.3		100.0		230			

第16表 家族サイクルの段階別父及び母の人員割合 (%)

段 階	父		母	
	父	母	父	母
無子期	10.0		4.8	
出産養育期	57.5		50.0	
兄姉成人期	27.5		40.3	
嗣子結婚期	2.5		1.6	
嗣子出産期	2.5		3.2	
その他の	—		—	
計 { %	100.0		100.0	
実 数	40		62	

父の数は全体で40人、母の数は62人であるが、段階別の父及び母の人員割合をみると第16表のようになる。父母共に出産養育期の家族がその半数或は半数以上を引受けしており、次は兄姉成人期、無子期、嗣子出産期、嗣子結婚期の順となる。

V 世代構成

相続家族において最も興味のある問題の一つは世代の重り即ち世代構成の問題である

が、これは相続家族の基本的局面をなすと考えられるので、ここで特にこの問題についてふれておきたい。

既に第4表に示した世代構成の型別の家族数を割合(%)で示すと第17表の如くになる。

第17表 世代構成の型別家族数割合

4代構成	{	×	○	○	○	○	家族数割合(%)	
							親の親の世代	親の世代
3代構成	{	○	○	○	×	×	0.4	
		×	○	○	○	×	31.3	43.9
		×	×	○	○	○	12.2	
2代構成	{	×	○	○	×	×	1.3	
		×	×	○	○	×	46.9	
		×	○	×	○	×	1.3	52.1
		×	×	×	○	○	2.6	
1代構成	{	×	×	○	×	×	1.3	
		×	×	×	○	×	1.3	2.6

(註) ○, ×は夫々当該世代の有及び無を示す

この第17表をみると、相続家族といつても、3代家族よりは2代家族の方が多くて、後者が52.1%であるのに対して前者は43.9%である。そして全体を通じて2世代構成の

基準世代十子の世代

という型が最も多くて46.9%を占める。その次に多いのは3世代構成の

親の世代十基準世代十子の世代

という型で31.3%を占める。第

3に多い型は同じく3世代構成の

基準世代十子の世代+孫の世代

という型で12.2%を占める。3つの型で、全体の90.4%が占められてしまう。先に第8図及び第9図に於いて扱つた主要な6つの段階一世代構成型は、すべてこれらの中に含まれている。

世代のかさなりの状況は全体としては以上のような傾向を示すが、階層別にみると、1町～1町5反の層を境としてその上下の間に逆の傾向がみられる。即ち1町未満の農家と非農家とでは、第12表に示したように、3世代家族よりも2世代家族の方が多く、1町～1町5反農家では両者略等しく、1町5反以上の農家では3世代家族の方が可成多くなつてゐる。

第17表と密接に関連することであるが、いま各世代の夫婦の組（離死別者も含めて）の割合をみると、全体で351組のうち、

1. 親の親の世代（隠居の親）	0.3%
2. 親の世代（隠居）	23.4%
3. 基準世代	62.1%
4. 子の世代（嗣子夫婦）	14.2%
計	100.0%

このうち無子夫婦の割合は5.4%であつて、従つて未婚の子供をかゝえている夫婦の割合を考えるとそれは70.9%となる。又未婚の子を全部処理し終つてはいないが、嗣子が既に結婚しているような夫婦を仮りに準隠居夫婦とよぶならば、全体の14.2%（基準世代に含まれる）がこれに當る。従つて、未婚の子のみをかゝえている夫婦は56.7%となる。以上を要約すると、

1. 子供を処理し終つてはいる夫婦（隠居）	23.7%
2. 子供を処理し終つてはいないが嗣子が既に結婚している夫婦（準隠居）	14.2%
3. 未婚の子供のみをもつた夫婦	56.7%
4. まだ子供のない夫婦	5.4%
計	100.0%

となる。

同様のことを今度は夫婦単位ではなく、家族単位で考えると、兄姉成人期、即ち子の世代の最年長者が15才以上であるような（嗣子未婚）家族が46.1%で最も多く、次は出産養育期、即ち子の世代の最年長者が15才未満であるような家族で16.1%を占め、第3は嗣子出産家族で16.1%を占める。この3者だけで、全体の家族の91.3%が占められている。これに嗣子結婚期の5.7%を加えれば97.0%の家族は未婚の子をもつてゐることになる。

VI 本稿における家族サイクル的考察に対する註釈

本稿では先ず家族のなかに中核部分なるものを考え、これが表す子孫の再生産過程のいくつかの段階を以つて、その家族の家族サイクルの段階とした。我々が設定した段階は中核部分については5段階であつたが、家族全体については、親の親の世代、親の世代或は基準世代の有無によつて、そのなかを更に細分して、合計12の段階一世代構成型を考え、我々の材料である230家族をこの12の群に区分したのである。本稿ではこれらの12群を家族サイクル上夫々の段階にあるものとして取扱つて來たのであるが、我々のこのような家族分類は一次的には家族構成の形式による分類であつて、家族サイクルの段階による分類とは云えない。それは本来の家族サイクルの段階による分類は、婚姻持続期間別の分類でなければならないからである。

我々の家族分類では、無子期と出産養育期との相異は子をまだ持たない状態と子をすでに持つてゐる状態との相異であり、出産養育期と兄姉成人期との相異は子の最年長者が15才未満か15才以上かの相異であり、兄姉成人期と嗣子結婚期との相異は嗣子がまだ結婚していないか既に結婚しているかの相異であり、嗣子結婚期と嗣子出産期との相異は結婚した嗣子にまだ子がないか既に子をもつてゐるかの相異であり、更に嗣子結婚期と無子期との相異は嗣子の未婚のきようだいでまだ他出せず残つてゐる者がいるかいないかの相異であり、嗣子出産期と出産養育期との相異もまたこれと同様である。

このように無子期からはじまつて嗣子出産期に至る5段階の子の世代は年令的に大体この順に大きくなつてゆく（但し無子期から出産養育期への移行は出生である）と最初に予想したのであるが、このような5段階の各家族群について、各世代毎に平均年令を算出して、これらをこの5段階の間で比較してみると、出産養育期から嗣子出産期までの4段階ではこの順に家族の年令が増加してゆく傾向がみられた。無子期の家族は出産養育期の家族よりも却つて年令が高い傾向にあるが、これは、後者よりも婚姻持続期間の長い不妊的夫婦の含有等によるものであると考えられた。もともと我々が最初に設定した5段階の分類は一次的な形としては家族構成形式によつたものであるとは云え、それらの段階間に家族サイクルの移行関係が考えられ得るような分類の仕方であつた。このように理論的に想定しうる各段階間の移行関係が、各段階に属する家族群についての上記平均年令の計算によつて裏付けられた。このために我々は、本来家族構成の形式による分類を家族サイクルの段階による分類にすりかえた。即ち結婚後の経過年数による区分にすりかえたのである。本稿の基礎材料を提供した調査は、基準世代の夫婦のすべてに亘つて、その婚姻持続期間を調査することはしなかつたために、我々は婚姻持続期間別の分類を行うことが出来なかつた。従つて本稿では、既にのべた如き家族の分類法による家族サイクルの段階の間接的分類で満足しなければならなかつた。

もし基準世代の夫婦について婚姻持続期間が分つてゐるならば、勿論それによる分類は行うべきである。例えば今婚姻持続期間を5年階級別に区分するならば、婚姻持続期間0—4年、5—9年、10—14年、等々の家族群に分けて、その夫々のなかを本稿で行つた如き段階一世代構成型に細分すれば、家族構成、家族人員及び家族員の年令の各要素について基準世代夫婦の結婚後の経過年数別の分化の状態が分る。しかしこの方法とても家族サイクル的見方としては真に理想的ではない。理想的であるためには、同一家族を何年もの間に亘つて持続的に観察しなければならないであろう。この方法を少数例ならともかく、数多くの家族について行うことは非常に困難なことであろう。それは、個人の成長過程を観察するのに各年令の人間を含む集団についての同時的観察によつて、各年令集団間の成長状態の比較を以つて個体の成長過程を構成する方法と、同一個人の成長を何年にも亘つて継続的に観察する方法との関係に似ている。

第2の問題は、家族のサイクルを変化する歴史的社會のなかにおいて考へる時、それは単純に同じことの繰返しである考へることは許されないであろうということである。例えば現在出産養育期にある家族が嗣子出産期に達するまでは約25年かゝるとしても、こうして到達した嗣子出産期の家族構成や家族員数は、現在の嗣子出産期の家族のそれとは既に家族そのものの変化のために異つたものであろうと考へねばならないかも知れない。否もつとも重大なことは、仮令現在においてはこの両段階の間の年数の差が約25年であるとしても、現在の出産養育期家族が果して平均約15年後に嗣子出産期に達するかどうかは全く云えないことである。従つて第9図をめぐつて考察したような段階間の移行の問題は、現在の同時的觀察による段階間の年令を歴史的時間、差それに伴うであろう

家族の歴史的変化を超越して一定不变なものとして取扱つてはいることになる。従つて我々の論すべきことは現状における各段階間の相異の問題であつて、1世代或はそれ以上に亘つての将来の歴史的時間のなかにおける移行過程は我々の資料から論ぜられないものである。

このように家族サイクルについての歴史的顧慮は欠くべからざるものであるが、本稿においては資料の性質上、この問題に立入ることは望めない。家族サイクルはこのように歴史的一回的な局面と同時に、夫婦が子を生み嗣子を残して他の子を排出し、嗣子に配偶者を迎へ、この嗣子夫婦が又親夫婦と同様なこの再生産過程をくりかえすという循環的繰返し的的局面を行する。本稿ではこの後者の局面を特に考察したものであつた。第9図をめぐつておこなつた説明は以上のような説明とともに受取らねばならない。

結語

子供の出生→成育→処理→嗣子の結婚→嗣子の出産（孫の出生）という人口再生産的観点から、我々は相続世帯の直系家族について、家族サイクル的な段階の区分と同時に家族のなかの世代の区分を行い、この両者の組合せによつて、全体の家族を17の段階一世代構成型に分類し、このうち89.5%は6つの段階一世代構成型によつて占められることを見出し、この主要段階一世代構成型について主として家族サイクル的考察を試み、相続家族が、その人口再生産過程において示す種々の時期とそれに伴う家族の人員、年令、世代構成の変化を観察した。

我々の使用材料である稻積村の230の相続家族に関する限りは、以上の如き分析によつて、相続家族としての性格の概略をつかむことが出来たと思う。

しかし既に述べたように、家族サイクルを考察の主要な立場にとるとするならば、婚姻持続期間別分析と歴史的変化についての観察とがなお必要であり、又家族サイクル的考察は段階の移行に伴う家族の機能の変化の問題を更に深く扱つてはじめて本来の目的を達するものと云えよう。しかし本稿は、このような問題のための予備的段階として企てられたものである。

一水田米作村における医学検診結果の概要

一山梨県中巨摩郡玉穂村における昭和30年度人口学的総合調査 結果の部分報告一

荻野嶋子

序 言

本稿は本研究所が昭和30年度人口学的合理調査の一環として昭和30年9月山梨県中巨摩郡玉穂村中田稻穂村について行った調査の内、とくに医学検診に関する部分の調査報告である。

昭和30年度の総合調査が山梨県下のこの村を調査の対象に選んだ理由は、わが国の過少農的農業經營が行きつく精農主義的発展の一つの極限を、人口学的見地から解析し、評価することにあつた。したがつて医学検診も亦このような農業地帯に特有な社会生活条件の中で農民の健康状態がどうなつてゐるかを明らかにし、このような地域の社会経済的諸条件、とくにその階級的緊張関係の人口学的評価に寄与する傍証をうることにあつたわけであるが、果してこの目的に添いえたかどうかは総括的報告の分析にゆずる。社会経済的諸条件の反映を健康状態の中にまではつきりと指摘することは、實際上きわめて困難であった。

検診の対象としては成人人口と乳幼児をえらび、成年男子及び女子の一般健康状態に関しては旧稻積村の標本世帯10世帯を、乳幼児に関してはこの外旧稻積村の中橋及び井之口の2部落をとつた。直接に検診及び問診を行つて資料を蒐集し、正確を期するために記入報告の方法を避け、

第一章 村の公衆衛生水準

調査地域は甲府盆地の南部、稻穂村で甲府駅より乗合自動車で約40分、笛吹川流域の典型的米作農村である。村は昭和27年7月の調査によると世帯数365世帯、人口2,046人（男子993、女子1,053）を有し、世帯の約87%（313世帯）が農業を営む純農村である。農家の経営面積は比較的広く、反当収量も多く、労働集約的經營に最大限の効果をあげているといつてよいような状態にある。

村内は7部落に分れ、北より井之口（東・西）、西新居、中権、成島（上・宿・下）、高橋、極楽寺、乙黒部落となつてゐる。甲府市との主な交通路である乗合自動車道路は村を南北に縦走し、この道路に沿う乙黒、成島、井之口部落は村内でも世帯数、人口共に多く、井之口、乙黒部落は高橋部落と共に経済的にも上位とされている。

經濟的にも工事とされて、今、山梨県は全国有位の日本住血吸虫病の有病県であるが、稻積村は県内でも感染、罹病共に高率を示し、その撲滅対策は古くより行われている。この対策として従来は病原体の中間宿主である宮入貝の殺貝剤散布を行つていたが、戦後は更に一步を進め宮入貝の棲息する溝渠のコンクリート補装をなし、貝の絶滅にまでその対策は強化されている。稻積村内を縦横にひかれた灌漑用の堀割もすでに改修され、その役立つてはいたものがみられた。この様な地方病対策は村民の一般衛生えの関心をたかめることにも役立つてはいる。

村の医療施設としては医師、歯科医師、助産婦各一名がそれぞれ診療所、助産所を開設している。この他村民えの衛生思想普及の一助となつてゐるものに村立の保育園がある。3才より5才の幼児が通園しているが、それが園児の家族のみならず一般村民にも好影響を及ぼすところ妙くないことは村民自身も自認している。

今参考のために役場保存の資料より戦前(昭和5—9年)戦後(昭和20—29年)の死亡についてみると、戦前総死亡数124、戦後は213となつてゐる。今之を昭和5年より9年、20年より24年、25年より29年の各5年間に3区分し、それぞれ昭和5年、21年、25年の人口を基礎人口とし昭和29年の推計全国人口を基準として標準化死亡率をとつてみると、それぞれ、15.13、13.23、6.9(人口1,000対)となり全国におけるものと同様に死亡率の低下がみられ、而も稻積村の死亡率は戦前より全国平均より低いことがみられる。次にこれらの死亡を死因別にみると、第一表の如く胃炎、十二指腸炎

第1表 死因別死亡者数（昭和5～9年
及び昭和20～27年）

死因	死亡者数
胃・腸炎並に胃・腸潰瘍	43
中枢神経系の血管損傷	36
日本住血吸虫病	35
老衰（精神病の記載のない）	31
肺炎並に気管支炎	28
悪性新生物	25
肝硬変	14
腎炎並にネフローゼ	12
全心臓の疾患	12
新生児固有の疾患	11
百日咳	9
全結核	8
髄膜炎	3
妊娠分娩産褥の合併症	2
敗血症	2
その他の全死因	64
総数	337

並びに胃、十二指腸潰瘍によるものが最も多く、第二位が中枢神経系の血管損傷、第三位が地方病である日本住血吸虫病によるものである。その他老衰、肺炎・気管支炎、悪性新生物、肝硬変、腎炎及びネフローゼ、全心臓の疾患、新生児固有の疾患の順位となり結核死亡は第 12 位をしめている。今これら死亡を戦前、戦後の各 5 年間の三期に分けて死因の順位並に各死因別死亡が総死亡に対する割合を示すと第 2 表の如くである。

昭和24年まで死因の1位をしめていた胃腸疾患は25年以降減少し6位となり、2位の日本住血吸虫病も近年急激に減少し戦前の12%より4%となり全結核死亡と共に7位をしめている。これは戦後一層強化された日本住血吸虫病予防対策の効果によるものであろう。この他減少をしめたものは百日咳、新生児固有の疾患、妊娠分娩産褥の合併症等であり、これらはいづれも公衆衛生の発達と共に全国的にも減少のみられるものである。これに反して中枢神経系の血管損傷、心臓疾患は年々増加し、全国統計にみられると同様の傾向を呈している。全国統計とことなるものに肝硬変、がある。これは25年以降急激な増加をしめし死因の1

第2表 年次別にみた死因順位の変遷

炎 炎	昭和 5~9 年		昭和20~29年		昭和25~29年	
	死 因	総死亡に対する割合%	死 因	総死亡に対する割合%	死 因	総死亡に対する割合%
1 位	胃・腸炎並に胃・腸潰瘍	14.5	胃・腸炎並に胃・腸潰瘍	14.8	肝硬変	16.9
2 位	老衰	12.1	中枢神経系の血管損傷	12.0	中枢神経系の血管損傷	15.5
	日本住血吸虫病	12.1	日本住吸虫病	12.0		
3 位	悪性新生物	10.5	肺炎並に気管支炎	9.9	全心臓の疾患	11.3
4 位	中枢神系の血管損傷	8.1	老 衰	7.0	老 衰	8.5
5 位	肺並に気管支炎	7.3	悪性新生物	4.9	肺炎並に気管支炎 悪性新生物	7.0 7.0
6 位	腎炎並にネフローゼ 百日咳	5.6 5.6	新生児固有の疾患	3.5	胃・腸炎並に胃・腸潰瘍	5.6

7位 新生児国有の疾患	4.0	腎炎並にネフローゼ 全心臓の疾患	2.8 2.8	日本住血吸虫病 全結核	4.2 4.2
8位 全結核	1.7	全結核	2.1	喘息 敗血症	2.8 2.8

第3表 主要死因の総死亡に対する割合（全県及び全国との比較）

主要死因	稻積村 (昭和25~29年)	山梨県 (昭和25~29年)	全国 (昭和25~29年)
肝硬変	16.90	1.01	0.81
中枢神経系の血管損傷	15.50	15.78	14.42
全心臓疾患	11.26	8.02	6.90
精神病の記載のない老衰	8.45	6.60	7.77
肺炎並びに気管支炎	7.04	7.31	6.85
悪性新生物	7.04	10.37	9.08
胃・腸炎、十二指腸炎並びに潰瘍	5.63	7.74	7.93
日本住血吸虫病	4.22	0.80	0.00
全結核	4.22	5.39	9.22
腎炎並びにネフローゼ	1.40	3.22	2.89
赤痢	—	0.92	1.80

位をしめている。

全国統計では死亡総数に対して僅かに0.8%にすぎないのに稻積村では16.9%と甚だしい差異を現わしている。（第3表参照）これは日本住血吸虫病が慢性に経過するとき往々にして肝硬変を惹起する事はすでにしら

れることであり、これら、16.9%の内の一部が日本住血吸虫によるものであることは考えられるが詳細は不明である。

次に稻積村の結核死亡についてみると、戦前、戦後の15年間の死亡総数は8であり、総死に数337に対して僅かに2.4%をしめるにすぎない。近年結核死亡は全国的に激減の傾向をたどりつつあるが全国統計で総死亡中結核死亡のしめる割合は昭和25年13.5%，26年11.2%，27年は9.2%であり、28年も猶7.5%を示しているのと比較すると低率である。これは山梨県の結核死亡率及び罹患率が共に昭和22年以降全国でも下位にあり、昭和28年には死亡率40.7（全国66.5人口10万対）で低率に於て全国1位をしめ、罹患率も亦345.2（全国582.8人口10万対）で5位にあることと符節を合せている。然しながら総体的にみるとこのようなひくい稻積村の結核死亡も、之を更に時期を分けて詳しく分析してみると、様子はまた變つてくる。即ち昭和の初期には全死亡に対して1.7%であつた結核死亡は、戦後20~24年には2.81%となり、25~29年には、更に4.22%と次第に上昇傾向を示し、全国年々の減少傾向とは対照的な様相を呈している。更にこれを稻積村本籍人口の村外死亡（戦病死、戦災死亡を除く）についてみると20~24年には全死亡77名中結核死亡11名、25~29年には全死亡34名中結核死亡7名で、全死亡中夫々14.3%，20.5%となり著明な増加をしめしている。これはこの

第4表 年次別乳児死亡率
(全県及び全国との比較)

年次	稻積村	山梨県	全国
22	70.4	60.0	76.7
23	20.8	50.8	61.7
24	14.7	56.3	62.5
25	17.2	53.2	60.1
26	—	45.4	57.5
27	39.2	40.6	49.4
28	20.0	38.2	48.9
29	—	33.6	44.6

村のいわゆる二三男の多くが甲府市の零細企業の低賃金労働に出ていることとも思いあわせて考えさせられることの尠くない事実であり、更に根本的にはいわゆる精農主義的農業經營の越えがたい一つの限界を示唆するものといつてもよいであろう。

次に乳児死亡率についてみると、一般に低率をしめし全国値を下廻つている。殊に戦後23年以降は顕著な改善の跡をしめしている。（第4表参照）要之、特殊の地方病との公衆衛生的斗争が同時に一般死亡率の改善にも大きな効果を

あげており、各農家も又村全体としてもそれだけの衛生上の配慮をするに足る経済的ゆとりをもつてゐるといつてよいわけになるが、しかし又上記のように深く考えさせられる問題点をはらんでいることも忘れてはならない点である。

以上の外に村の衛生状態を知る資料として寄生虫検査成績がある。山梨県の寄生虫卵保有率は全国で第一位の高率を示しており、昭和28年の成績によると86.2%を示し、全国の48.7%を遙かに上回っている（山梨県衛生統計昭和28年度）。稻積村の29年の寄生虫検査成績は虫卵保有率が86.1%と殆んど山梨県と同じ値をしめしている。又小学生生徒の虫卵陽性率は74.2%で全国小学生生徒の郡部平均45.6~48.3%よりも高率である。死亡率改善の成果からみると確かに注目すべきこの村の公衆衛生水準も、このような寄生虫蔓延の事実からみるとやはり農村的水準の域をこえたものではないと云へるであろう。

第二章 標本世帯の検診成績

抽出された標本10世帯は上層農家（耕作反別1町5反以上）、中層農家（5反以上1町5反未満）、下層農家（5反未満）の3階層から夫々2, 5, 3の割合で、各部落に分布する様に選定されたものである。選定の基準としてとくに標準的な世帯構成をもつものをとつたが、それは生計費調査の目的にもかなえるためであつた。

第一節 標本世帯の概況

標本世帯中7世帯は農業に専従しているが、No.5世帯の世帯主は役場に勤務し、No.6世帯の世帯主は副業的に小間物雜貨の行商を営み、またNo.10世帯の世帯主は中学校教員で農業はむしろ副業的である。

世帯の経営状況は耕作面積2町4反乃至3反、平均8.58反で全般的に畑より水田が多く、その割合は大体3:1となつてゐる。このうち養蚕を行うもの5世帯、蔬菜の栽培、果樹栽培をなすもの各一世帯がある。役畜を有する世帯、乳牛を飼育するもの2世帯で、これらはいづれも耕作面積5反以上の世帯である。又調査世帯中殆んどが若干の養鶏を行つてゐるが、大多数に於いては自家消費に供している。（第5表参照）

第5表 標本世帯の農業経営規模

世帯No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均
経営規模												
耕 作 総 面 積 (反)		24.0	16.5	8.0	8.2	5.3	5.6	6.7	4.5	3.0	4.0	8.58
田 (反)		18.5	12.0	5.0	5.7	3.5	4.5	5.2	3.5	1.3	2.0	6.12
畑 (反)		5.5	4.5	3.0	2.5	1.8	1.1	1.5	1.0	1.7	2.0	2.46
養 蚕 (瓦)		90		80	30				50	5		
家畜 (頭数)	役 牛	1		1	1							
	役 馬	1										
	乳 牛		1						2			
	山 羊	1										
農業基幹労働力		2	3	2	2	1	2	2	3	2	1	
農業補助労働力		2								1		
農業日儲年間延日数		170	45		40	60					26	
年雇 (子守女)		1			1	1						

備考：農業日儲は自家に雇入れた場合をいう。

第6表 標本世帯に於ける世帯員の年令構成

年令	世帯No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計	平均世帯員数
0		▲		●				▲		▲		3	1
1～5		●●	▲▲	▲	▲▲	▲	▲	▲▲		▲		9	2
6～10				▲	●	▲▲			●	▲	●	4	3
11～15		●●		▲●●		●			▲		▲	3	5
16～20		▲	●●		●					▲●		2	4
21～30		△○	○●	△○	○	△○	○	△○	●●			2	6
31～40		△	△○	○	△○	○	△		△○			4	5
41～50			△		△		△		△○		△○	4	2
51～60		●	▲●						●			1	3
61～70		▲				▲●						2	1
71以上			▲				▲					2	0
合 計		▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	▲●	35	32
		4 4	2 7	4 2	4 3	3 3	5 3	5 1	2 4	4 2	3 3		6.8

▲ 男子 ● 女子 △ 世帯主 ○ 妻

これらの世帯の家族構成は最高9名、最低6名で1世帯平均6.8名となり、その年令構成は第6表の如くである。

農業経営における主労働力はその大多数が世帯主及び妻であり、この他に主労働力を有するもの2世帯、補助労働力を有するもの2世帯があり、又妻のみが主労働力となつてゐる世帯もみられた。
(第5表を参照)

世帯主夫妻の教育程度は第7表の如くで、兼業農家を除くとその教育程度は耕作反別の大小とよく一致している。

第7表 世帯主夫妻の教育程度

教育程度	世帯No.	1 夫妻	2 夫妻	3 夫妻	4 夫妻	5 夫妻	6 夫妻	7 夫妻	8 夫妻	9 夫妻	10 夫妻	合計 夫 妻
小学校				○	○		○	○	○	○○		1 6
高等小学校						○	○	○				3 0
中・女学校		○○	○○	○	○	○○					○	5 4
専門学校											○	1 0

第8表 妻の出産・及び死亡児数

世帯 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合 計
妻 の 年 令	27	30	37	35	37	40	27	45	33	42	
出生数	1	2	4	5	3	5	3	8	3	6	40
自然死産	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
人工流産	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3
死亡児数	0	0	1	1	0	1	0	3	0	2	8

妻の出生児数は第8表の如く最高8名、最低1名合計40名であり、うち死亡せるものは8名であつた。死因は先天性弱質2名、消化不良症3名、尿毒症、破傷風、口内炎各1名であつた。又これらの

妻の内自然死流産のあつたもの1名、人工流産を行つたもの3名があつた。人工流産は概して中上層農家で行われており、之に反し5反未満の下層農家ではその多産が生後死亡によつて調整されていることが注意をひく。

住居は比較的ひろく、日当り、風通しもよく、井戸はNo.6、No.9世帯のみが開放井戸であり、他は全て閉鎖井戸となり、とくにNo.1、No.2、No.3世帯の如く耕作反別の多い農家は堀抜井戸であつた。

衛生状態は調査が丁度農事の閑期に當つたことにもよるのであらうが家屋の内外の清潔、整頓、子供の衣服の清潔等比較的によいようであつた。但しその内2世帯（No.4、No.5世帯）ではやや劣つていたが、これらの世帯は上掲第5表の労働力構成からもうかがわるとおり妻の労働過重な世帯であつた。

食生活の面に於ては一部には食物調理法、栄養問題にも考慮の払われている世帯もあつたが、大部分に於ては一般農村と同様カロリー源を主食に依存していた。妻よりの問診及び生計調査から摘出した世帯の動物性蛋白質摂取状況は基準量に達するものは少なく、一般にひくいことがうかがわれた。又砂糖、油の消費量についても調査したが、之等の消費状態並に蛋白質摂取状況は必ずしも世帯の経済状態、階層と並行するとは認めがたかつた。

第二節 標本世帯の一般健康状態

世帯の健康概況：調査した標本世帯に関する限り世帯員の健康状態は概して良好であり、特に健康上の点で家業の就労に全く從事しないようなものは少数であつた。しかし、世帯主夫妻で病弱のために支障を来たしていたものは一世帯、高令者では日本住血吸虫病に冒されて健康を害し年令相応の活動をなしえないものがあり、また特に疾病は認められないが、労働の過重のため疲労の様相の現わ

第9表 標本世帯に於ける血圧測定値（満20才以上男女）

年令 区分	男				女			
	世帯No.	統柄	最高血圧	最低血圧	世帯No.	統柄	最高血圧	最低血圧
20～29					1 7 8 8	妻 妻娘 娘	93 113 122 112	60 72 66 56
30～39	1 2 3 5 7 9	主 主 主 主 主 主	120 132 126 132 128 108	70 89 72 82 63 80	2 3 5 9 4	妻 妻妻 妻	114 126 126 122 122	74 70 76 74 68
40～49	4 6 8 10	主 主 主 主	120 120 142 154	68 78 96 98	6 8	妻 妻	100 124	62 76
50～59					1 2 9	母 母母	120 118 142	80 72 88
60～69	1 2 6	父 父父 父	130 128 180	86 78 108	6	母	138	70
70以上	3 7	父 父	154 118	78 65				

註：統柄は世帯主との統柄

れ健康度のやや劣るもののが一名あつた(No.5世帯妻)。この他、精神病患者一名、幼児で智能の発育のやや遅れるもの2名があり、世帯にとつての負担は相当に大きい。

血圧：一般に農村に於いては労働過重のために血圧亢進者の率が高いと云われている。標本世帯の20才以上の男女30名についてタイコス血圧計を用いて血圧測定を行つた結果は大多数に於いて正常値をしめし、上述の如き傾向は明らかには認められなかつた。(第9表参照)

子供の発育状態：子供の発育状態は身体測定値によれば全般的には標準と比較して特に注目すべきような相違は認められなかつた。然し、幼時に日本住血吸虫病に罹患して重症となつたことのあるものは身長、体重の発育が著しく阻害され13才でありながら未だに10才程度の成長にとどまつてゐるものがあつた(No.4男13才)。この他やや発育のわとするもの2名(No.2世帯女4才、No.5世帯女7才)がある。(第10表参照)

第10表 標本世帯の子供の身体計測値

世 帯 No.	性・年 令	測 定 値				標 準 値		
		身長 cm	体重 kg	胸囲 cm	K. D. 指数	身長 cm	体重 kg	胸囲 cm
1	女 12年	139.9	34.3	67.3	—	139.4	34.1	68.1
	男 5ヶ月	63.0	7.2	44.0	18.1	64.6	6.9	42.2
2	女 4 年	89.2	10.8	47.0	13.6	95.9	14.6	51.9
	女 3 年	90.0	12.5	50.1	15.4	89.1	12.7	49.8
3	男 5 年	106.0	18.0	55.0	16.0	102.0	16.5	54.2
	女 5ヶ月	62.4	7.0	41.0	17.9	63.3	6.4	41.2
4	男 13 年	131.8	26.6	63.7	—	143.5	36.6	70.6
	女 11 年	132.3	27.6	61.5	—	133.6	29.9	64.7
5	女 7 年	109.1	16.5	51.3	—	114.0	20.1	56.5
	女 11 年	131.3	28.9	63.0	—	133.6	29.9	64.7
6	男 8 年	117.5	21.7	57.5	—	119.7	22.8	60.2
	男 6 年	108.0	17.3	54.5	—	102.5	13.6	56.2
7	男 5 年	98.3	15.8	53.2	16.2	102.0	16.5	54.2
	男 3 年	89.8	12.6	49.0	15.6	90.6	13.4	51.2
	男 1ヶ月	56.2	5.4	38.0	17.1	55.7	4.7	37.5
8	男 13 年	141.9	36.3	71.7	—	143.5	36.6	70.6
	女 9 年	123.5	24.0	62.0	—	123.5	24.3	60.2
9	男 6 年	108.8	18.3	54.0	—	102.5	13.6	56.2
	男 2ヶ月	62.4	6.4	41.5	16.4	58.1	5.3	39.1
10	男 13 年	151.8	38.0	72.5	—	143.5	36.6	70.6
	女 7 年	113.2	19.0	55.5	—	114.0	20.1	56.5

註：標準値 学童 嘉和28年全国平均値(学校衛生統計)

乳幼児厚生省発表の全国平均値(嘉和28年)

尙本地方の全体的な状況を示すものとして、昭和30年4月に実施された稻積村保育園並びに小中学

校に於ける身体検査成績がある。(第11表参照)。之等を昭和28年度の全国平均と比較しても特別な差異はみられなかつた。日本住血吸虫病の如き地方病が子供の発育を甚だしく阻害することはこれまでの多くの報告に見られる通りであるが、この地方の子供の発育を平均的にみた場合は全国郡部のそれに較べて遜色なく、本地方病に対する多年の対策が相当に効果をあげたものとみることが出来よう。

第11表 稲積村保育園児並に小・中学校生徒身体計測値

区 分	測 定 値			標準 値		
	身 長 cm	体 重 kg	胸 囲 cm	身 長 cm	体 重 kg	胸 囲 cm
男	保育園	4 5 6	100.7 107.0 112.0	15.9 16.8 18.8	54.0 54.8 56.5	101.2 105.7 109.5
	小学校	6 7 8 9 10 11	110.4 115.5 119.4 125.7 128.5 133.9	18.6 20.4 22.3 24.7 26.3 30.0	56.1 57.0 59.8 62.4 63.1 65.0	16.2 17.4 18.6 20.6 22.8 24.8
	中学校	12 13 14	137.6 142.0 150.0	31.9 35.2 41.4	67.6 69.1 74.1	53.9 55.1 56.2
	保育園	4 5 6	101.6 106.2 109.8	15.3 16.2 17.5	52.5 53.3 55.4	100.1 104.8 108.6
	小学校	6 7 8 9 10 11	108.7 114.8 117.8 123.7 129.3 135.0	18.2 19.5 21.5 24.0 26.1 30.0	54.2 55.5 57.7 60.3 61.8 64.5	15.6 16.6 18.0 20.1 22.1 24.3
	中学校	12 13 14	141.7 144.0 148.3	36.2 37.6 42.6	68.4 70.6 75.6	52.6 53.6 54.7
女	保育園	4 5 6	101.6 106.2 109.8	15.3 16.2 17.5	52.5 53.3 55.4	100.1 104.8 108.6
	小学校	6 7 8 9 10 11	108.7 114.8 117.8 123.7 129.3 135.0	18.2 19.5 21.5 24.0 26.1 30.0	54.2 55.5 57.7 60.3 61.8 64.5	15.6 16.6 18.0 20.1 22.1 24.3
	中学校	12 13 14	141.7 144.0 148.3	36.2 37.6 42.6	68.4 70.6 75.6	52.6 53.6 54.7
	保育園	4 5 6	101.6 106.2 109.8	15.3 16.2 17.5	52.5 53.3 55.4	100.1 104.8 108.6
	小学校	6 7 8 9 10 11	108.7 114.8 117.8 123.7 129.3 135.0	18.2 19.5 21.5 24.0 26.1 30.0	54.2 55.5 57.7 60.3 61.8 64.5	15.6 16.6 18.0 20.1 22.1 24.3
	中学校	12 13 14	141.7 144.0 148.3	36.2 37.6 42.6	68.4 70.6 75.6	52.6 53.6 54.7

注：標準値は昭和28年全国平均値（昭和28年度学校衛生統計）

稻積村小・中学校生徒身体計測、測定値は昭和30年4月施行のもの

保育園は昭和30年9月施行のもの

ツベルクリン反応：調査世帯員のツベルクリン反応は52名中28名が陽性であり、陽性率は53.8%を示した。この内の9才未満の子供5名は全て陰性を示し、低年齢に於ては著しく低率であり、全般的にみても比較的低率を示した。(第12表参照)

稻積村全般の状態を示す資料としては昭和30年9月に稻積村施行の一般住民ツベルクリン反応検査成績並びに30年4月施行の小学校児童の検査成績がある。之等によると一般住民の陽性率は男子38.9%，女子30.0%で全国の夫々62.5%，57.8%（昭和28年衛生年報）よりも低率をしめし、小学校児童では男子32.3%，女子38.2%が陽性で、全國郡部の男子46.6%，女子54.5%（昭和28年学校衛生統計）よりも低く、本地方のツベルクリン陽性率が全般的に低いことを示している。これらのこととは前述のように山梨県の結核死亡率、罹患率のひくいことと完全に相應し、この村が農業県山梨の一つの典型的な代表であることを実証するものであろう。参考のために厚生省が28年に行つた結核実態調査における農業地区のツベルクリン陽性率をみると52.4%である、又結核死亡の多い東北

第12表 標本世帯におけるツベルクリン反応

世帯No. 統柄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
世帯主 父	+					+	+			
母	+	+				+	+			
世帯主 妻	+	+	-	+	+	+	+	+	-	+
世帯主夫妻の 同胞	+	+								+
子	-	-	+	+	-	+	-	+	-	+

農村では昭和14年すでにその陽性率は24.0~30.1%の間にあると報告されており(宮城県、岩手県:熊谷内科調査),昭和24年菅野氏等の調査では福島県下の農村でも35.2, 37.2%を示したと報告されている(結核研究の進歩7号による).

これらの事実よりしても稻穀村は全国平均のみならず、農村と比較してもそのツベルクリン反応陽性率のひくいことが証明される.

第三節 疾病状況

世帯員68名の検診を行い次の如き疾病、異常が認められた。(第13表)

第13表 標本世帯に於ける罹病状況

病名	世帯No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
慢 性 疾 病	神経痛			2					1			3
	高血圧症						1					1
	喘息			1								2
	慢性日本住血吸虫病		1						1			3
	精神神病		1									1
	小 計		2	3			1	2	1	1		10
寄生虫	日本住血吸虫		2		4	1	1	2	1	2		13
	十二指腸虫	1	2		1	2	3	1	3		1	14
	小 計	1	4		5	3	4	3	4	2	1	27
	総 計	1	6	3	5	3	5	5	5	3	1	37

備考: 寄生虫の場合は既往歴を含む

慢性疾患: 神経痛を訴えるもの3名(No. 3世帯男70才, 女37才, No. 8世帯女45才)があり, 79才男子を除いては比較的軽度であるが, 労働が過重となる場合はその苦痛が増強するという. 高血圧症は1名(No. 6世帯男66才)なるも, このものは既に労働を離脱している. また喘息2名(No. 3世帯男79才, No. 7世帯男72才)があり共に長期に亘る病歴を行っている.

慢性日本住血吸虫病は3名あり, いづれも強度に健康障害のあることが認められた(No. 2世帯男

60才, No. 7世帯男72才, No. 9世帯男36才). いずれも労働能力を喪失したもので, 72才男子は殆ど廢人同様であり, 60才男子は数年前より次第に農労働より離脱し現在は農繁期に僅かに手伝う程度であるという. 又36才男子は栄養状態も劣り, 身体的違和感, 疲労が強く, 農繁期には著しく労働意慾の減退を感じるといふ.

これらの外, 精神病者 1名 (No. 2世帯女28才) があり, 22才当時発病, 爾来無為に日を送っている.

また身体虚弱児 2名 (No. 4世帯男13才, No. 5世帯男1才), 智能のやや遅れていると思われるもの 2名 (No. 2世帯女4才, No. 3世帯男3才) があつた.

標本10世帯中に結核罹患者又は既往歴を有するものは 1名もなかつた.

寄生虫 : 日本住血吸虫及び十二指腸虫の寄生の有無を問診するに, 日本住血吸虫では全世帯68名中13名 (19.1%) が感染の既往を有し, 内 3名が慢性症状を現していた.

日本住血吸虫病は中間宿主である宮入貝から水虫に遊出した仔虫 セルカリヤの経皮感染によるものであり, 水田作業を行う成人は勿論, 水泳, 雑魚取り, 水遊びを行う 5~6才の幼児の頃より感染の危険にさらされ, その感染率は年令と共に増大するといわれている. 今標本世帯についてみると, 感染既往のあるものは 6才以上の 53名では 24.5% であるが, 成人のみ 32名についてみると 37.5% とその割合は増加している. この様に成人層に感染率のたかいことは同時期に行つた乳幼児検診の被検児の両親 85名中 30名 (約 34%) が, また婦人会の会員に出席した女子 50名中 20名 (40%) が感染を受けたと答えた事でも明らかである.

次に一般に農村に多い寄生虫症で顕著な身体的障害を引き起こし農労働を阻害するものに十二指腸虫症があげられるが, 稲積村の十二指腸虫寄生率は昭和29年 27.01%, 昭和30年 33.11% で甚だ高率をしめしている. これを昭和28年の全国平均 4.9% に比較すると約 6倍であり, 山梨県平均 16.9% に対して 2倍近い値をしめしている. 標本世帯員の感染状態をみると, 68名中 14名 20.6% が十二指腸虫駆除療法をうけ, その内 4名は現在も虫卵を保有するという.

第三章 乳 幼 児 検 診 成 績

検診対象は旧稻積村中, 中楯部落の14世帯, 井之口部落29世帯合計43世帯に於ける 5才未満の乳幼児夫々 17名, 41名合計 58名である.

調査の方法は上記乳幼児に対し, 身体計測, ツベルクリン反応, 等一般検診を行つた. また母親について直接問診により家族歴, 乳幼児の栄養摂取状況並に発育経過等を聴取記録した.

被検乳幼児の年令は 1才未満の乳児 14名, 1才以上の幼児 44名でその性別, 年令別の分布は第14表の如くであり, それらの乳児の属する世帯の職業は農業 36, 賃金俸給生活者 2, 賃金労働者 2, 無職 1 である.

第14表 被 検 乳 幼 児 の 年 令

部 落 年 令	中 楯 部 落			井 之 口 部 落			總			計
	男	女	計	男	女	計	男	女		
0	4	0	4	3	7	10	7	7		14
1	2	1	3	5	2	7	7	3		10
2	3	0	3	5	5	10	8	5		13
3	4	1	5	3	2	5	7	3		10
4	1	1	2	2	7	9	3	8		11
合 計	14	3	17	18	23	41	32	26		58

第15表 検査乳幼児の父母の年令

年令	父	母	計
19		1	1
20~24	1	2	3
25~29	10	12	22
30~34	12	14	26
35~39	14	7	21
40~44	2	5	7
45~49	2	2	4
50~54	1		1
合 計	42	43	85

農家世帯の平均耕作面積は中権、1町5畝、井之口1町で殆ど差がなく、両部落間に貧富の差はみとめられなかつた。例数の関係上調査成績は両部落を総括して記述することにする。

被検乳幼児中母子のみの世帯に属したものは2名(1世帯)で他は父母健在で両親の年令分布は第15表の如くであつた。

第一節 乳幼児の栄養摂取状況

乳児期並に離乳期に於ける栄養摂取状況を調査した結果は次のようであつた。

被検児58名の乳児期栄養法は母乳栄養45、混合栄養7、人工栄養6でその割合は夫々77.6%, 12.1%, 10.3%であつた。

現在哺乳中の14名についてみると母乳栄養71.4%，混合栄養14.3%，人工栄養14.3%となる。例数が少ないので現玉穂村(旧稻穂、三町合併)の乳児30名(昭和30年7月市保健所施行の乳児検診のカルテより抽出)についても計算してみると、母乳栄養65.9%，混合栄養25.0%，人工栄養9.1%となり、母乳栄養児の割合は一そう減少し、混合栄養児の比率が上昇することになる。(第16表参照)

第16表 母乳人工別の乳児栄養方法

対象	稲穂村乳幼児(5才未満)		稲穂村乳児		玉穂村乳児	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
母乳栄養	45	77.6	10	71.4	29	65.9
混合栄養	7	12.1	2	14.3	11	25.0
人工栄養	6	10.3	2	14.3	4	9.1
合 計	58	100.0	14	100.0	44	100.0

備考 母乳人工の差異は生後6カ月までの事実による。

今本地方の乳児栄養法を東京都及び東北地方のものと比較してみると本地方はかなり強く都市的傾向を示しているといつてよい。(第18表参照)。この様な母乳栄養児の比率の低下は一般的な傾向であり、母乳の分泌低下によることは勿論であるが、一方乳製品の入手が容易であることと、母乳分泌増加に対する母親の努力の不足も重要因素と考えねばなるまい。

第17表 東京都及び東北地方の乳児栄養方法

区分	東北地方				
	昭和23~26年	昭和27年	昭和28年	昭和27年	昭和26年
母乳栄養	78.5	66.8	71.0	72.9	74.8
混合栄養	18.3	23.6	21.5	18.8	17.8
人工栄養	3.1	12.7	7.5	8.3	7.4

尙混合栄養及び人工栄養に於ける乳汁補助として添加されるものは牛乳、粉乳、山羊乳等があげられ、煉乳、穀粉を単独に使用しているものはみられなかつた。

次に離乳期の栄養摂取状況をみると、稲穂村の二才未満の乳幼児に与えられている附加食餌には果

汁、菓子、果実、味噌汁、卵、魚肉、野菜、麺類、粥、米飯等があげられ、その種類は都市に於けるものと大差がない。唯之等の附加食餌が離乳準備期に乳児のために特別に調理されることや、規則的に順序立てて与えられることは殆んどない、生後3~4ヶ月頃より極く少量の米飯を隨時与えることが習慣的に行われ、重湯、粥、米飯の順序に従うという考慮は殆んど払われていない。これは都市に於ける一般的な傾向と比較して一つの特徴といふことができる。

之等の乳幼児の離乳の時期をみると、離乳の準備は大体生後7ヶ月頃より始まり、完全に離乳するのは1年10ヶ月頃である。これを東京都乳児検診成績の開始7ヶ月、完了1年4ヶ月に比すと、開始の時期はさほど遅れていないが、完了がかなり遅れている事がみられる。

また附加食事として与えられるものは幼児のために特に調理準備されることなく、普通食事の中から適当に選択されており、この点もまた都市と比較して大きな違いといふことがある。

第二節 身体精神発育状態

乳幼児の身体発育度程及びこれと関連して起こる行動、言語の発達、骨の発育状態等について計測並に母親に対する問診によつて記録した。第18、19、20表に身体計測値、行動発現の時期、乳歯の発生状況を表示する。

これらの各項目についての詳細な検討は今後にゆずる事として概略をのべると、稻積村に於ける被

第18表 乳幼児身体計測値(男子)

満年令	身長(cm)	体重(kg)	胸囲(cm)	頭囲(cm)	上腕囲(cm)	K.D.指数
4年10月	102.5	16.7	54.0	50.5	15.6	15.8
4年9月	98.3	14.8	50.8	49.2	14.5	15.3
4年8月	99.8	15.4	52.2	50.0	15.1	15.4
3年11月	98.5	12.8	52.2	51.0	15.1	13.1
3年8月	98.8	11.6	49.0	48.5	13.0	14.3
3年4月	87.2	12.1	49.0	48.6	15.0	15.9
3年2月	89.8	12.7	53.8	49.2	13.2	15.7
2年2月	91.0	13.7	50.3	49.3	14.9	16.5
3年2月	91.6	12.4	47.8	49.6	13.0	14.7
3年2月	92.0	14.3	51.0	50.2	15.5	16.8
2年11月	88.7	12.5	50.0	47.0	13.3	15.8
2年11月	89.0	12.5	50.5	48.0	15.2	15.7
2年10月	88.8	12.7	49.0	49.1	14.6	16.1
2年8月	84.8	12.1	48.6	47.0	14.3	16.8
2年8月	90.7	13.0	50.0	47.5	15.2	15.8
2年7月	87.7	11.5	48.0	48.8	14.2	14.9
2年7月	83.0	10.5	45.5	47.3	13.4	15.2
2年0月	84.2	11.0	47.7	49.0	15.0	15.5
1年10月	82.9	10.8	47.0	49.7	14.0	15.7
1年7月	78.0	10.0	49.0	48.0	14.0	16.4
1年6月	76.3	9.5	45.0	46.8	13.7	16.3
1年5月	72.5	8.5	42.8	46.6	12.5	16.1
1年4月	75.6	10.3	46.5	49.0	13.5	18.0
1年4月	72.0	9.8	44.4	47.0	13.6	18.9
1年2月	72.7	9.5	46.8	46.0	13.5	17.9
10月	64.0	7.5	42.5	45.5	13.0	18.3
10月	75.3	9.0	46.0	44.0	14.0	15.8
8月	69.5	9.4	47.0	45.0	14.5	19.4
2月	59.0	6.5	40.7	39.0	14.2	18.6
2月	58.5	4.6	35.8	37.2	11.1	13.4
1月	50.0	3.6	33.0	34.0	10.2	14.4
1月	56.2	5.4	38.0	38.0	11.4	17.0

第18表 乳幼児身体計測値(女子)

満年令	身長(cm)	体重(kg)	胸囲(cm)	頭囲(cm)	上腕囲(cm)	K.D.指数
4年11月	93.8	12.7	49.5	45.0	13.2	14.4
4年11月	98.8	14.0	54.5	46.0	14.5	14.3
4年11月	96.6	13.9	51.2	49.5	14.9	14.8
4年10月	96.1	12.5	50.7	47.5	13.8	13.5
4年9月	101.3	15.5	54.2	51.7	14.5	15.1
4年7月	89.2	10.8	47.5	45.6	13.0	13.5
4年5月	98.4	16.0	53.0	49.0	15.0	16.5
4年2月	94.0	12.2	48.0	49.5	15.0	13.8
3年6月	90.0	12.5	50.1	46.1	14.0	15.4
3年2月	89.6	12.0	49.4	46.8	13.7	14.9
3年1月	85.0	11.5	46.4	47.5	14.5	15.9
2年10月	88.5	11.7	49.5	45.5	13.0	14.9
2年8月	80.8	10.5	47.0	43.0	14.6	16.0
2年7月	84.6	11.5	48.0	48.5	14.6	16.0
2年4月	88.0	11.5	47.5	47.5	15.0	14.8
2年1月	84.5	12.0	51.0	47.0	15.1	16.8
1年7月	73.3	8.0	43.5	45.0	12.0	14.8
1年5月	75.0	7.1	44.6	45.5	12.8	12.6
1年2月	68.5	8.0	43.0	44.3	12.0	17.0
11月	69.5	8.0	42.8	45.0	12.3	16.5
10月	73.3	8.3	41.5	44.6	13.2	15.4
7月	66.0	8.8	43.1	45.4	14.4	20.2
7月	66.0	7.6	43.0	45.2	12.8	17.4
5月	61.0	6.0	39.8	39.5	12.3	16.1
4月	63.2	7.0	43.0	39.5	13.8	17.5
2月	55.5	5.5	38.5	39.0	12.3	17.8

第19表 乳幼児の行動発達状況

行動月令	首据わる	寝がえり	お座り	はいはい	独り立ち	歩行
3	26	1				
4	18	1				
5	2	12	1			
6		21	2			
7 ~ 8		7	33	21	1	
9 ~ 10		3	4	16	6	
11 ~ 12			4	5	11	5
13 ~ 14					10	11
15 ~ 16					3	12
17 ~ 18					6	7
19 ~ 20					1	1
21 ~ 22						
計	46	45	44	42	33	36

備考：本表は被検児58名中46名についてのものである。

検乳幼児の身体発育並に骨発育は全般的にみて正常値とたいして変りがない様であつた。又行動の発達、言語の発達等精神発育状態も正常であり、栄養方法の不備による発育障害も顕著には認められなかつた。

この他被検児56名並に保育園の園児73名に2,000倍のツベルクリン液を用いてツベルクリン反応検査を行つたが、48時間判定により陽性者は一名にすぎず、その陽性率のひくいことが注目された。

第20表 検診時3才未満乳幼児に於ける歯芽発生状況

月令	歯数 1 0 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 以上	1 0 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 以上	計
7月未満	7		7
7～8	1	1	3
9～10		2	3
11～12		1	1
13～14		1	2
15～16		1	2
17～18		1	3
19～20		1	1
21～22		1	1
23～24		1	2
25～26		1	1
27 以上		11	11
計	8	1	37

備考：表頭の記号は 上顎乳歯数
下顎乳歯数

第三節 検診当時の身体的異常

乳幼児58名の検診を行い調査時に身体的異常をみとめたものは第21表のようであつた。

第21表 検診当時の疾病・異常

疾 痘 异 常	該当者数	該当者率
口 角 炎	18	31.0
湿疹及び膿瘍疹	7	12.1
頸部淋巴腺腫脹	7	12.1
咽 頭 炎	6	10.3
貧 血	2	3.4
心 脳 疾 患	1	1.7
運動機能障害	1	1.7

これらをみると口角炎、湿疹のやや多いことは一般農村と同様の様相を呈していると思われるが、他に特記する程の疾病はみとめられない。頸部淋巴腺腫脹のやや多いのは湿疹、膿瘍疹のためと思われる。

口角炎は所謂ビタミンB₂欠乏症として東北農村に多いとされている。これはフタビン酵素の量的不足による糖蛋白質の代謝障害が存在している状態である。この欠乏症状及び血中濃度の低下は季節的変動をあらわすといわれているが、調査を行つた9月はやや状態の緩解する季節であつたにかかわらず、やはり他の、疾患より多く見うけられた。

本調査村は甲府に近く、比較的富有的な農家が多く、かなり食餌面もよいといわれているが、それでも、かくB₂欠乏症状が現れやすくなつてるのはやはり蛋白食の不足のためであろう。しかしその程度は軽く東北地方に見られるという舌炎、陰部門周囲の糜爛の如きものは見うけられなかつた。

特にあげたいことは佝偻病の傾向のないことであつた。大泉門の閉鎖、骨の発育状態は全て正常であり頭蓋縫、念珠環等は精査したが一例も認められなかつた。

要 約

吾国の過小農的農業経営とそれに伴う労働集約的な精農主義的発展の一極限を示すような農業地帶に於いて、農民の健康状態を明らかにし、農村人口の人口学的分析と評価の一助たらしめることが本医学検診の目的であつた。検診は山梨県中巨摩郡玉穂村中、旧稻積村の標本世帯並に旧稻積村の井之口、中橋部落の乳幼児58名について行つた。上記検診目的にしたがい調査結果の内から特に注目すべき事項を再録すれば次の如くである。

1. 村の衛生水準は概して相当地良好であつた。それはこの地帶の農業生産力の高さとその経済的余力に照應するものであつた。結核の罹患率や死亡率は特に低かつたが、その反面、主として地

方都市の零細企業への就業者と推察される離村人口の結核死亡の多いことが暗い影を投じていた。また寄生虫卵の保有率の高いことや、蛋白質栄養不足に起因する一般的な B_2 不足症状は一般農村とさして変りなく、いわゆる農村的水準を超えたものではないこともあきらかであつた。

2. 衛生水準を、標本10世帯について、農家階層別にみると、その衛生施設は階層差ときわめてよく照應していた。例えば掘抜井戸をもつてゐるのは上層三世帯のみで、他は閉鎖井戸であつたが、とくに行商兼業世帯と最も零細な農家だけは開放井戸でしのいでいるといふような事情であつた。

3. 精神病は10世帯中成人人口に1名見受けられたが一般的傾向を論ずるには観察数が足りない。精神薄弱児とみられるものも2名あつたが遺伝性のものかどうかは断定しがたい。

4. この地方病である日本住血吸虫病との斗争は相当に効果的に実行されていたが、住民中既往歴をもつ者の割合は極めて高かつた。また現在その病禍に苦しんでいるものは階層の上下を通じて老人層に多く見受けられ、60才以上の約半数は之に該当する者であつた。病禍は一部に小さな子供にまでも及んでいたが、しかし一般的には地方病のため身体発育不全を認めねばならないような事実は見当らなかつた。

5. 労働力の損耗が、上記の地方病以外に一般に労働過重に伴う血圧亢進症状として認められないかどうかについても注意したが、本症状はそう著明に現われていなかつた。しかしこのほか、神経痛、喘息などのいわゆる慢性疾患は農家の各階層を通じ相当に散見された。これらは上層農家ではとくに老人層に見受けられたのに対し、中下層では現在働きざかりの年令層の中にまで及んでいた。そして最上層の農家世帯のみこの点においても亦無きずであつたことが注意を惹いた。

6. しかし子供の心身発育の不完全なものは、これも最上層の農家世帯を例外として、むしろ上層農家の方に集中して散見された。労働集約的な精農主義が農事に追われて子供の栄養管理にまでとどきかねさせている事情が察せられないでもない。世帯の労働力構成の上からみて、主婦が過重な労働を余儀なくされている世帯が家や子供の衣服の清潔度においてやゝ見劣りのしたこととも考え合せてみると、精農主義的な農業經營がここでも一つの問題に、頭打ちしているといつてよいのではないかと思われる。

7. しかし又子供の養育問題を出産や生後死亡の問題にまで拡げて観察してみると、下層農世帯は中上層にくらべてかなり多産であり、そして生後死亡も亦圧倒的に下層農世帯に集中していることが注意を惹いた。こゝでは家族の大きさの調整もその健康度の保持も、言わば完全に自然淘汰の形で行われているといつてよいような状況を示していた。

8. 家族の大きさを制限するための人工流産の慣行はこの標本10世帯においてもはつきりと出ていたが、上記下層農世帯の出生児の高い生後死亡率は之ら下層農世帯にのみ人工流産の必要を感じしないかのような結果となつていて。

9. 総括して標本10世帯の公衆衛生水準はあきらかに明暗の表裏した過渡期的状況を示していた。それは又この村全体の姿でもあつたといつてよい。乳幼児検診について認められた授乳期間や、乳児栄養法のかなりの都市化傾向にもかかわらず、本当に乳幼児のための栄養献立という段階にはなお未だしいといふような事実も亦この断定を肯定せしめるに足るであろう。

10. しかし一番大事な問題点はこのような諸状況が果して前進途上の過渡期的特徴であるのか、それとももつと根本的な障害の現われであるかの点にあろう。そして、農村の衛生水準が本当に都市的水準にまで改善されることを期待するには、やはり農業の經營形態そのものの相当に劃期的な転換が必要であることをこの調査も亦確認せざるをえないようである。

資 料

農林省の臨時農業基本調査(昭和30年2月) 結果の概要について

林 茂

ま え が き

昭和30年2月1日現在で実施された、農林省の臨時農業基本調査は、昭和25年2月1日に実施された1950年世界農業センサス以後、5年目ごとに行うことになっている農業センサスに代行されたものである。その結果の一部は、臨時農業基本調査結果第1、2、3集として発表されている。

今次のこの調査では、とくに、農業構造を地域的に把握すること、および、農家相互の共同的諸関係を、個々の農家についてのみでなく、農業集落を対象として調査することが、主目的とされており、又これが、従来の農業センサスと異なる点でもあつた。

調査は原則として5分の1の標本調査であるが、宮城、山形、三重の三県については悉皆調査が行われた。

予備調査を昭和29年9月1日現在で、又本調査は、昭和30年2月1日現在で行われている。

予備調査においては、農業集落の範囲を決定し、調査区を設定し、市町村地図、調査地区地図も作成されている。

この調査のため照査票が作成されたが、照査票には戸別票と、農業集落概況票の二種類がある。

照査票といるのは、本調査の準備のために、昭和29年9月現在で、市区町村の調査員を通じ、農家名簿を作成せしめるにあたつて、併せて、各農家の耕地、家畜、農機具、農産物販売、兼業などを連記式に記載させたもので、簡便なセンサスともいえる内容をもつものであり、全農家を悉皆的にとらへたものである。そして、それは、農業生産の基本的な要素について市町村別の結果を出すこと、農業集落の階層分けを行うための資料をうることを目的としたものである。

戸別票では、各戸ごとに連記票によつて次のことが調査された。

イ、経営田畠面積

ロ、林業一自営製薪炭に従事するもの。林業賃労働に年間30日以上雇われるもの。

ハ、水産業一漁業権による大型網漁業に年間30日以上従事するもの。のりかき養殖に年間30日以上従事するもの。大型網漁業以外の漁業又は浅海養殖業に賃労働者として年間30日以上従事するもの。5人以下の自営漁業に年間30日以上従事するもの。

ニ、家内手工業を営むもの。

ホ、家内手工業以外の工業および店を構えて商業またはサービス業を営むもの。

ヘ、賃労働者、事務職員、技術職員または教員のいる家。

ト、農産物の販売一販売総額5万円以上のもの。米麦の販売合計10万円以上のもの。米麦以外の農産物販売額5万円以上のもの。

チ, 養蚕一春蚕を5グラム以上掃立飼養したもの, 夏秋蚕を5グラム以上掃立, 飼養したもの, リ, 家畜一乳用牛, 役肉用牛, 馬, めん羊, 豚の成畜頭数, にわとり 20羽以上飼養するもの, ヌ, 農用機械一動力耕耘機, 動力カルチベーター, 動力噴霧機, 動力揚水ポンプ, トラックおよびオート三輪の台数.

ル, 非農家について一耕地1反歩以上貸付けているもの, 農業日雇に30日以上雇われているもの, 農業集落概況票では各農業集落について次のことを調査している.

イ, 共用林野

ロ, 用 水

ハ, 排 水

ニ, 土地改良

ホ, 共同農用機械, 施設

ヘ, 渔業権

ト, 開拓集落

チ, その他

以上の事項が照査票によつて調査されたが, 今次公表されたのは, 主として戸別票で調査された経営耕地広狭別農家数, 家畜頭数, 農用機械台数(第2集)と, 更に, 農業集落階層別に組み替へ再集計された耕地面積, 家畜頭数, 農産物販売額, 兼業等各項目の該当農家数, その割合その他である(第3集).

以下, この調査結果の概略(解説および統計表)を摘記しよう.

なお, この調査における農業集落とは, 「その集団の成員が, 農業上相互に最も密接に協同しあつてゐる農家集団である」と定義されており, その階層分けは次のように区分されている.

内 地

第一次階層	第二次階層および第三次階層
I 平地農村	平地農村および農山村については商品的農業の割合や田畠比率および兼業の入り方などにより分類.
II 農山村	山村については自営製薪炭を主とする地帯と林業賃労働を主とする地帯および農業規模の大小などによつて分類.
III 山 村	山村については自営製薪炭を主とする地帯と林業賃労働を主とする地帯および農業規模の大小などによつて分類.
IV 渔 村	漁村については漁業經營の大きさや, 農業規模の大小などによつて分類.
V 開拓集落	漁村については漁業經營の大きさや, 農業規模の大小などによつて分類.

IV 都市における農家点在地

北海道

第一次階層	第二次階層および第三次階層
I 穀作を伴う商業的地帯	穀作を伴う商業的地帯, 農業經營, 組織の種類と田畠比率により分類.
II 商業的農業地帯	分類.
III 自給的農業地帯	
IV 渔 村	
V 開拓集落	
VI 都市における農家点在地	

農業集落階層についての詳細は, 臨時農業基本調査「照査票の整理のし方」参照.

なお又, 標本集落の抽出については, 農業構造を地域的に把握するために, 実状に応じ県内を郡市を単位として1乃至5の農業地域に分割, 更にそれを「階層別農業集落数調査」に記述された要領

で区分けしている。

北海道は支庁の区域を農業地域とみなしている。

標本抽出のためのリストは、分類された農業集落ごとに作成し、農業集落の配列は農業地域毎にまとめられた。

標本農業集落は都道府県別に任意系統抽出法により、上述の如く各階層から 5 分の 1 ずつを抽出している。

以上の予備調査の段階を終え、昭和 30 年 2 月 1 日現在で本調査として農家調査と農業集落調査が行われたが、その結果は未発表である。

結 果 の 概 要

1. 農家戸数

農家数の減少傾向と経営耕地広狭別農家数

戦前久しうにわたつて、約 550 万戸の線に停滞をつづけてきたわが国の農家数は、戦後激増して昭和 24 年には 624 万戸に達つしたが、同 25 年以降は農家数の増加は逆転して爾後は一貫減少傾向を迎つてゐる。

第 1 表 農 家 数

	千 戸
昭和 21. 4. 26	5,698
〃 22. 8. 11	5,909
〃 25. 2. 1	6,176
〃 26. 2. 1	6,162
〃 27. 2. 1	6,148
〃 28. 2. 1	6,142
〃 29. 2. 1	6,105
〃 29. 9. 1	6,066

註 昭和 26. 27. 28. 29 年 2 月 1 日は農業動態調査の名簿から数えたもの

第 2 表 地 区 別 農 家 数

総 海 道	北 海 道	東 北	東 関	北 陸	東 山	東 海	近 畿	昭和 25 年		昭和 29 年		25 年に 比 し	
								2 月 1 日	戸	9 月 1 日	戸	戸	%
				6,176,419	6,066,357	—	110,062	—	1.8				
				245,757	236,489	—	9,268	—	3.8				
				750,126	761,830	+	11,704	+	1.6				
				970,087	948,064	—	22,023	—	2.3				
				455,007	452,958	—	2,049	—	0.5				
				461,406	453,289	—	8,117	—	1.8				
				538,378	526,869	—	11,509	—	2.1				
				634,094	623,379	—	10,715	—	1.7				
				663,371	648,738	—	14,633	—	2.2				
				411,487	402,082	—	9,405	—	2.3				
				1,046,706	1,012,659	—	34,047	—	3.3				

地区別にみれば、各地区とも昭和 25 年に比し、一様に減退を示している（東北を唯一の例外とする）。

第 3 表 経 営 耕 地 広 狹 别 農 家 数 (全 国)

	昭和 25 年 2 月 1 日		昭和 29 年 9 月 1 日		25 年に 比 し 増 減	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	6,176,419	100.0	6,066,355	100.0	— 110,064	— 1.8
3 反 ~ 未 滿	1,471,872	23.8	1,367,121	22.5	— 104,751	— 7.1
3 反 ~ 5 反	1,050,469	17.0	1,047,075	17.3	— 3,394	— 0.3
5 反 ~ 1 町	1,972,925	32.1	1,970,132	32.5	— 2,791	— 0.1
1 町 ~ 1.5 町	960,958	15.6	963,801	15.9	— 2,843	— 0.3
1.5 町 ~ 2 町	378,578	6.1	375,914	6.2	— 2,664	— 0.7

2町～3町	207,845	3.4	208,407	3.4	+	562	+	0.3
3町～5町	76,928	1.1	81,870	1.3	+	4,942	+	6.4
5町～10町	38,394	0.6	39,692	0.7	+	1,298	+	3.4
10町～20町	9,656	0.2	8,023	0.1	-	1,633	-	16.9
20町以上	392	0.0	256	0.0	-	136	-	34.7
例外規定該当農家	8,402	0.1	4,064	0.1	-	4,338	-	51.6

經營耕地別には、零細農の減退が著しい。しかし、全体として農家数の減少の程度は少なく、むしろ、停滞的であり、単なる機械的な減少を示したにすぎない。

2. 家畜

成畜飼養頭数

この調査では、成畜のみ調査され家畜の頭数を調査されていないが、昭和25年2月1日調査結果と比較してみると、乳用牛、役肉用牛、めん羊、豚いづれも著しく増加しているが、馬は減退を示している。

第4表	成 畜 頭 数			
	昭和25年 2月1日	昭和29年 9月9日	25年に比 し増減	同割合
乳用牛2才以上	136,936	286,863	+ 149,877	109.4%
役肉用牛2才以上	1,602,510	2,136,078	+ 533,568	34.5%
馬 2才以上	869,858	836,644	- 33,214	3.8%
めん羊 1才以上	300,808	556,793	+ 255,985	85.1%
豚 6ヶ月以上	272,096	406,757	+ 134,661	49.6%

畜産の進展は、酪農ならびに有畜當農の奨励による、融資などが農民の関心をよんだとともに、農家経済上畜産が農家現金収入源として重視されてきたためとみられる。

乳牛についてみると、関東、東山、近畿、中国、四国、九州の増加がやゝ目立つが消費地に対する地理的優位性によるだろう。

役肉用牛の増加は、戦後軍用としての馬の重要性の後退による、馬より牛への転換とともに、わが国農業の如き小經營における牛の優位性にもとづくとともに肉としても優ることによるものといえよう。

3. 農機具

農機具は、農業における資本集約度を示す重要な指標であるが、それにも不拘、従来、農機具に関する広汎な統計資料は少ないので、今回の調査結果と比較してみると困難であるが、改良局經營課その他の資料を総合して、農機具は増大しており、とくに、耕耘、整地、栽培等生産過程の機械化が促進していることは、注目されるべき事実である。すなわち、従来、主として調整過程に進展した農業技術の高度化が、更に基本的に生産過程に浸透はじめたものとして、農業における労働の生産性の向上に寄与するであろうとみられる。

かつ、地区別に後進地帯とされた東北において、その普及は目ざましく、わが国における農業生産力の地域的対抗関係を逆転せしめんとする様相のうかゞわれことは、止目に値いしよう。

動力耕耘機は、46,339台で農業改良局經營課の昭和28年の推定35千台と比較すると著しい増加である。なお、動力耕耘機に動力カルチベーターをも含めるならば53千台をかぞえる。動力噴霧機は45千台、動力撒粉機7千台、動力揚水ポンプ96千台、オート三輪トラック43千台となり、耕耘整地、中耕過程の機械化とともに、病虫害防除機具も農業の技術的進歩と病虫害防除との関心の高まりによつて相当伸長しているといえる。

★ 六 ★

以下は、照査票のうち戸別票の調査結果を地区別、農業集落別に集計したものである。すなわち、各の調査項目を農業集落の階層別にみようとしたものである。換言すれば、統計数字を解析する上からいえば、行政区割による集計よりも、農業集落の性格別の集計の方が遙かに利用価値があり、今次の臨時農業基本調査のねらいも、一貫して、そのような集計結果を出してゆくところにおかれていることはすでに述べた如くである。従つて、これは、調査項目別に市町村の行政区割をはずし、集落階層別に組み替えて、再集計されたものである。とくに農産物の販売、兼業などの項目は集落階層別に農家の在り方を明らかにするに役立つとの考え方でそれらが集計されている。その一部を摘要しよう。

4. 兼業

照査票では農家の兼業に関する若干の項目を調査している。たゞ集落の階層分けを目的とした調査であるため、兼業のすべてを網羅しているわけではなく、賃労働、職員、家内工業、商店などの兼業に従事しているものゝある農家を数えているので、その点に留意して結果をみる必要があろう。

第5表A 兼業種類別従事者のいる農家数割合

他に雇われるもの	林業			水産業			家内手業		
	賃労働者	職員	技術者	自営農	林業賃労働者	薪炭または從事する農家	漁業権のり、漁業権によるかき養成大型網漁業	5人以下の自営漁業	左にあげた水産業に當む農家数割合
農家の教員	農家の教員	農家の教員	従事する農家	従事する農家	従事する農家	従事する農家	従事する農家	従事する農家	従事する農家
数割合	家数割合	農家数割合	上雇われる農家数割合	家数割合	農家数割合	農家数割合	農家数割合	農家数割合	農家数割合
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	20.6	16.3	35.8	5.6	4.5	9.6	0.8	0.6	1.2
東北	21.6	11.4	32.1	8.6	5.7	13.5	0.6	0.6	2.0
関東	14.8	14.5	28.6	2.3	2.3	4.5	0.2	0.8	0.5
北陸	26.1	16.3	41.1	6.8	2.4	8.9	1.1	0.7	1.2
東山	21.6	19.3	40.0	5.4	5.4	10.1	—	—	—
東海	22.4	17.3	38.4	4.7	5.4	9.6	0.9	1.6	1.5
近畿	22.6	21.3	42.7	5.1	4.9	9.6	0.3	0.1	0.4
中国	23.4	20.1	30.4	8.7	5.5	15.5	0.7	0.4	0.7
四国	22.9	14.6	36.5	6.7	6.3	12.3	1.8	0.4	0.2
九州	17.6	15.0	31.5	4.4	4.2	8.2	1.3	0.7	1.9

不，貧勞効者

賃労働者のいる農家数割合は 20.6% に達し、北陸、東北に比較的高く、関東のそれよりも高く、関西の諸地区に匹敵している点が注目される。

第5表B 貸労働者のいる農家数割合

	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家点在層階	平地農村の兼業の多い集落	農山村の兼業の多い集落
総数	%	%	%	%	%	%	%	%
東北	19.0	23.4	21.9	19.5	16.5	26.4	33.5	39.1
関東	20.6	23.0	22.6	22.9	20.0	27.2	39.4	44.5
	13.4	20.0	22.1	11.3	10.9	23.6	31.3	36.3

北	陸	24.4	32.9	22.4	29.2	25.2	28.0	39.6	47.5
東	山	18.6	25.5	23.2	—	19.4	24.0	28.0	38.1
東	海	20.6	28.8	23.6	15.3	16.3	27.6	33.8	42.9
近	畿	22.8	23.2	21.2	18.1	22.4	20.6	32.8	34.6
中	国	20.2	25.6	21.0	18.7	19.3	32.3	29.9	36.9
四	国	22.4	24.4	21.0	21.4	31.1	18.4	34.9	41.4
九	州	16.3	19.9	21.0	20.4	11.4	26.8	30.3	37.9

集落階層別にみた場合、「兼業の多い」集落階層においては賃労働者のいる農家数割合は30%以上に及んで最も高い。農山村は平地農村より高い。

ロ、事務職員、技術職員、教員

事務職員、技術職員、教員など所謂サラリーマンのいる農家数割合は16.3%で賃労働者の場合より若干低い。近畿、中國、東山が比較的その割合は高く、東北、関東が比較的低い。

集落階層別には平地農村、農山村、山村、漁村、開拓集落の順に低くなっている。農家の散在する集落階層は以上のいづれよりも高い。また兼業の多い集落階層が最も高い割合を示しているのは当然のことだろう。

第5表C 事務職員・技術職員・教員のいる農家数割合

	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家点在層	平地農村の兼業の多い集落	農山村の兼業の多い集落
総 数	% 18.0	% 16.0	% 10.4	% 9.8	% 5.8	% 25.4	% 26.6	% 22.4
東 北	12.9	11.8	7.0	7.4	4.4	20.2	19.5	17.1
関 東	14.3	15.9	11.1	9.9	6.6	28.6	26.7	24.6
北 陸	17.7	14.9	10.6	11.7	6.2	28.8	23.6	19.0
東 山	22.6	17.7	11.3	—	3.7	28.8	30.0	23.7
東 海	18.9	16.9	11.7	12.3	6.5	22.2	25.3	20.9
近 畿	23.0	20.3	14.5	14.1	11.4	24.8	29.0	26.8
中 国	25.8	19.9	12.4	12.6	6.6	25.0	32.9	24.8
四 国	19.4	12.4	7.4	8.7	7.9	29.2	24.3	16.6
九 州	18.8	13.4	7.7	8.0	5.2	26.3	28.6	21.5

ハ、自営製薪炭

炭やきをやつている農家数割合は5.6%である。この割合の高いのは、東北、中國であり、関東、東海の割合が低い。

集落階層別には当然のこと乍ら山村が最もその割合が高いが地域的には、東北、北陸、中國が高位群に属する。

第5表D 自営製薪炭に従事するもののいる農家数割合

	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家点在層
総 数	% 0.5	% 4.0	% 41.4	% 2.3	% 6.3	% 0.6
東 北	0.8	5.0	50.1	4.0	12.9	0.2
関 東	0.4	3.9	35.0	1.5	2.0	0.1
北 陸	0.8	6.4	54.1	5.0	3.9	3.5

東山	0.5	3.6	38.8	—	6.9	0.7
東海	0.4	4.5	32.9	1.5	2.7	0.1
近畿	0.4	4.2	35.1	1.3	1.4	1.1
中國	0.3	3.6	47.0	3.3	3.6	0.6
四國	0.5	4.5	36.8	1.0	1.1	0.5
九州	0.4	3.0	40.1	1.8	5.3	0.8

ニ、林業賃労働者(30日以上従事するもの)

林業賃労働者のいる農家数割合は4.5%で、自営製薪炭をやつている農家数割合より低い。地区別には、四国、東北、中国が比較的高く、関東、北陸が低い。

集落階層別には、当然のこと乍ら山村に多いが、地区別には、東海、近畿、九州、四国、東山等が比較的高い。自営製薪炭の項の特徴がほど平行的にこゝでもみられる。

第5表F 林業賃労働に従事するもののいる農家数割合

	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家点在階層
総数	% 0.7	% 4.5	% 27.1	% 2.5	% 8.6	% 0.7
東北	1.1	5.0	26.1	4.2	13.5	0.2
関東	0.4	5.4	28.4	0.5	3.3	0.2
北陸	0.7	3.0	14.2	2.8	1.6	0.9
東山	0.9	5.7	30.0	—	14.2	0.5
東海	0.4	7.4	33.4	8.8	9.0	0.6
近畿	0.6	4.7	30.8	1.5	3.5	1.6
中国	0.6	4.0	21.6	2.7	5.6	0.8
四国	0.8	5.3	30.0	1.7	1.3	1.5
九州	0.8	3.5	30.1	3.5	7.6	0.7

ホ、家内手工業

家内手工業を営んでいる農家数割合は2.0%で、ブロック別には概して西日本(東海、近畿、中国、四国)が高く、東北、九州が低い。

集落階層別にみた場合、いつもも低率で、大部分が2%未満である。

第5表F 家内手工業従事者のいる農家数割合 第一次集落階層別

	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家点在階層
総数	% 2.1	% 2.0	% 1.5	% 1.8	% 0.6	% 1.9
東北	1.0	1.8	2.2	5.3	0.7	0.9
関東	2.0	2.0	1.7	1.2	0.4	2.3
北陸	1.8	2.7	2.0	1.4	0.4	2.4
東山	1.0	3.0	1.2	—	0.3	2.1
東海	2.5	2.6	1.4	1.4	0.5	3.1
近畿	3.3	2.2	2.0	0.8	1.1	1.7
中国	3.6	2.0	0.9	1.1	0.3	2.1
四国	3.5	1.5	0.9	1.5	2.0	1.1
九州	1.9	1.5	1.3	1.1	0.7	1.2

ヘ、家内手工業以外の工業および店をかまえて商業、サービス業を営むもの

いわゆる商工兼業農家は、全体的にみれば、全農家の 6.8% であつて、水産業兼業農家より多いが、林業兼業農家より多くはない。プロツク別には、西日本に高く東日本に低い。

集落階層別には、農家点在地が多い。漁村集落にも比較的割合が高いが、これは、水産加工などの多いためであろう。

第 5 表 G 家内手工業以外の工業および店をままで商業サービス業を営むもののいる農家数割合 第一次集落階層別

	平 地	農山村	山 村	漁 村	開拓集落	都市や山間などの農家点在地
総 数	% 7.0	% 6.5	% 4.0	% 8.3	% 1.5	% 17.1
東 北	6.4	5.6	3.4	5.9	1.1	16.5
関 東	6.0	6.0	4.5	9.4	1.5	17.0
北 陸	5.9	4.9	3.1	6.9	1.2	15.1
東 山	6.7	3.5	4.1	—	1.3	21.4
東 海	7.3	3.6	5.3	8.9	1.2	17.7
近 畿	9.7	7.8	5.9	10.1	9.1	21.5
中 国	7.4	7.2	3.7	9.8	1.4	17.2
四 国	7.8	6.7	2.9	9.2	2.0	18.5
九 州	6.8	5.5	2.9	7.9	1.0	11.9

第 6 表

第一 次 集 落 階 層 別

	総 数	農産物販売額 5 万円以上の農家数						米麦	
		平地農村	農山村	山 村	漁 村	開拓集落	農家点在地	総 数	平地農村
実 数	総 数 (100.0) 2,879,752	1,827,648	759,487	183,626	52,566	34,392	22,033	(100.0) 1,021,616	805,700
	東 北 (14.6) 421,529	271,124	94,833	37,990	5,419	8,319	3,844	(20.0) 204,175	163,118
	関 東 (20.5) 587,110	473,431	79,457	15,389	6,416	9,671	2,745	(20.0) 204,655	185,833
	北 陸 (8.2) 235,855	187,212	31,893	10,714	3,834	1,170	1,032	(14.1) 143,589	123,703
	東 山 (5.8) 167,541	101,760	49,245	11,657	—	2,370	2,509	(3.9) 29,595	23,584
	東 海 (10.8) 310,683	233,975	40,539	17,896	11,679	4,093	2,501	(6.7) 63,301	60,737
	近 畿 (9.3) 266,469	167,863	75,031	17,677	2,424	1,106	2,368	(6.3) 84,630	66,061
	中 国 (9.4) 276,942	82,968	151,584	34,007	3,683	1,832	2,868	(8.3) 84,634	37,228
	四 国 (5.9) 169,303	88,098	58,634	13,769	6,727	675	1,400	(4.7) 43,525	38,605
	九 州 (15.5) 444,320	221,217	178,271	24,527	12,384	5,156	2,765	(15.0) 153,512	101,831
各地割 区合 の 総農 家数 を 100.0 とし	総 数 49.3	57.9	44.2	32.7	21.8	57.3	23.2	17.5	25.5
	東 北 55.3	64.2	54.0	37.8	15.9	54.2	29.8	26.8	38.6
	関 東 61.9	65.9	53.1	42.3	30.2	78.3	22.8	21.6	25.9
	北 陸 52.1	63.6	34.0	27.5	19.3	51.1	26.5	31.7	43.7
	東 山 54.0	62.8	47.8	39.3	—	57.9	22.1	9.5	14.6
	東 海 46.4	55.3	35.1	24.2	32.4	65.5	19.3	10.2	14.3
	近 畿 42.7	46.8	42.2	27.5	21.0	54.8	26.2	13.6	18.4
	中 国 42.7	50.8	42.8	37.5	16.0	49.7	20.7	13.0	22.8
	四 国 42.1	50.6	41.9	26.3	23.7	35.1	26.2	12.1	22.2
	九 州 43.9	50.1	44.1	32.8	18.5	42.8	20.4	15.2	23.1

5. 商品生産農業

農業集落を階層分けする際に、その第2次階層、第3次階層では、集落における農産物商品化の性格を分類の基準として採用している部分が少くない、例えば、穀作商品農業、商業的農業或いは、特定農産物の生産地帯などその例である。この分類を行うために、照査票（戸別票）では、農産物販売総額5万円以上の農家数、米麦の販売合計10万円以上の農家数、米麦以外の農産物販売5万円以上の農家数などを調査している。これらの指標は、もともと集落の階層分けを行う目的でとられたものであるが、この指標自体が、また各地区や各集落階層の特徴を示すものとして集計しうるのである。

こゝでは、上述の三指標について、A商品生産的（例えば、農産物販売5万円以上）農家数の総農家数に対する割合、B商品生産的農家の各集落階層別にしめる農家数割合との二点について集計されたところにより、各集落における商品生産発展の様相を覗う一資料とするわけである。

北海道を除く全都府県を通じた内地計でみると、農産物販売5万円以上の農家数は49.3%，すなわち総農家の約半数である。

これを地区別にみると、内地平均を上廻る東北、関東、北陸、東山の東日本地帯と、これより西の諸地区とにはつきり二分されている。

主穀生産の性格を示す「米麦販売10万円以上の農家」は17.5%で、総農家の約6分の1がこれに当る。北陸、東北、関東は主穀商品生産農家の割合が高い。

農産物販売農家数と割合

の販売合計10万円以上の農家数				米麦以外の農産物販売(牛馬の育成肥育を除く)5万円以上の農家数							
農山村	山村	漁村	開拓集落	農家 点在地	総 数	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	農家 点在地
165,735	32,303	10,801	2,766	4,311	(100.0) 1,358,581 (11.3) 154,132 (27.6) 373,382 (2.7) 36,049 (6.4) 114,788 (12.7) 173,027 (7.6) 103,910 (3.2) 111,018 (6.7) 91,456 (14.8) 200,819	821,410 78,843 290,508 28,353 69,009 125,696 24,531 60,276 34,695 37,923 86,116 21.2 16.7 40.4 9.6 4.4 31.3 28.8 42.6 33.1 21.8 21.8 21.3	391,098 48,560 59,273 4,112 34,109 24,531 32,964 7,377 62,336 38,929 86,284 22.7 18.6 39.6 9.6 4.4 31.3 28.8 42.6 33.1 21.8 21.8 21.3	82,815 17,178 11,399 1,330 8,554 10,554 7,377 1,223 9,313 8,482 86,284 14.3 18.6 39.6 9.6 4.4 31.3 28.8 42.6 33.1 21.8 21.8 21.3	28,632 2,275 3,730 1,236 — 7,598 3,186 481 1,962 5,028 8,628 11.9 6.7 17.1 3.4 3.4 17.5 6.2 29.7 8.5 17.7 11.5 21.1 10.6 11.5 8.5 17.7 16.2 22.4 8.4 24.1	22,894 5,586 6,859 683 — 1,770 1,512 1,589 1,050 431 5,580 38.1 36.4 55.5 8.7 43.2 50.2 23.8 28.5 12.0 22.4 12.4 11.7 17.6 12.0 12.4 9.7	11,732 1,69. 1,613 338 1,355 1,512 1,589 1,662 663 1,310
9.6	5.8	4.5	4.6	4.5	23.3	26.0	22.7	14.7	11.9	38.1	12.4
16.5	8.9	4.3	1.1	10.5	20.2	18.7	27.6	17.1	6.7	36.4	13.1
9.6	5.5	5.1	7.7	3.4	39.3	40.4	39.6	31.3	17.5	55.5	13.4
10.4	9.3	5.3	4.2	19.0	8.0	9.6	4.4	3.4	6.2	29.7	8.7
4.8	1.8	—	1.7	3.8	37.0	42.6	33.1	28.8	—	43.2	12.0
3.0	1.6	7.1	3.4	1.4	25.6	29.7	21.2	14.3	21.1	50.2	11.7
8.7	3.6	2.1	18.7	1.7	16.7	16.8	18.6	11.5	10.6	23.8	17.6
10.7	8.2	2.2	11.7	2.4	17.1	21.3	17.6	10.3	8.5	28.5	12.0
5.5	1.8	3.0	10.3	5.3	22.7	21.8	27.8	16.2	17.7	22.4	12.4
10.1	7.2	4.5	2.2	5.6	19.8	21.8	21.3	11.5	8.4	24.1	9.7

「米麦以外の農産物販売5万円以上の農家」は商業的農業部門の商品生産農家といえる。その農家数割合は23.3%であつて、総農家の約4分の1をしめている。関東、東山、東海の三地区にその農家割合は著しく高い。

集落階層ごとには、「農産物販売5万円以上の農家数」の比率は、平地農村に最も高く、内地総計で57.9%，すなわち、平地農村農家の5分の3弱は商品生産的農家である。この割合は東日本に高く、西日本にやゝ低い。農山村におけるその割合は、平地農村に比べ約10%がた低いといえる。山村では更にそれより10%低い。山村で割合の高いのは、東北、関東、東山、中国である。漁村集落は低い、開拓集落は平地農村に劣らぬ比率を示す。

「米麦販売10万円以上」の農家数割合は集落階層別には、平地農村が高く25.5%をしめている。すなわち、平地農村農家の4分の1は主穀商品生産農家である。地区別にみて著しく高いのは東北、北陸で40%前後を示している。東山、東海は著しく低い。東北の農山村と近畿の開拓集落とがやゝ高い比率を示している。

集落における主穀商品生産の性格も、この各地区各階層の主穀商品生産農家数割合の示す傾向と殆んど軌を一つにしているといつてよい。

すなわち、平地農村では、東北、北陸に主穀商品生産的集落の割合がとくに高く、東山、東海においてはその逆である。農山村では東北がやゝ目立つ外著しい特徴はない。

「米麦以外の農産物販売5万円以上」の農家は、集落階層別には、開拓集落に著しく高く、ついで平地農村と農山村にやゝ高いが、他は低位である。地区別には関東、東山の平地農村、農山村、山村など高く、東北と四国の農山村も比較的高い。関東、東海、四国の漁村に20%前後みられることが注目されよう。

商業的農業生産農家の多い集落を商業的農業集落とよぶならば、東山、関東、東海はその割合の高い地区であり、北陸は最も少ない地区である。

6. 養蚕

兼業とか、農産物販売とか農家の性格を規定する項目に觸れてきたが、養蚕部門だけをとり出してみると、当然のこと乍ら、東山のように長野、山梨という大養蚕県から成立している地区と、近畿のように大阪、奈良の如く養蚕に關係の薄い府県を擁している地区とでは、すでにそれだけで

第7表A 農業集落階層別にみた養蚕農家数割合

単位=%

	総 数	平地農村	農山村	山村	漁村	開拓集落	都市における農家点在地	山間などにおける農家点在地
内 地 総 数	100.0	53.7	32.0	13.1	0.7	0.2	0.3	0.0
東 北	100.0	40.3	38.2	20.4	0.8	0.2	0.1	—
関 東	100.0	74.3	19.0	6.0	0.2	0.3	0.2	0.0
北 陸	100.0	47.5	32.7	11.3	0.9	0.3	0.1	0.2
東 山	100.0	54.3	33.6	11.1	—	0.1	0.9	0.0
東 海	100.0	52.9	24.5	21.7	0.5	0.1	0.3	—
近 畿	100.0	25.7	47.1	25.6	1.2	0.1	0.1	0.2
中 国	100.0	34.6	43.8	16.3	4.6	0.1	0.6	0.0
四 国	100.0	38.2	41.6	19.1	1.0	0.0	0.1	—
九 州	100.0	51.2	41.7	5.5	1.2	0.3	0.1	0.0

性格が大きく異つてくる。

総養蚕農家が各集落階層にどのような割合で存在するかをみると、平地農村に5割強、農山村に3割強、山村に1割強の養蚕農家がある。地区別にみると関東では大部分の養蚕農家が平地農村に集中し、西日本の諸地区は農山村の方に多くなつてている。

第7表B 農業集落階層毎にみた養蚕農家の占める割合 (単位=%)

	総 数	平地農村	農山村	山村	漁 村	開拓集落	都市に占める農家点在地
内 地 総 数	12.2	12.1	13.2	16.6	1.9	2.4	2.5
東 北	16.2	11.8	26.7	25.1	3.0	3.5	0.8
関 東	19.3	19.0	23.3	30.5	1.4	4.9	2.7
北 陸	9.8	7.1	18.8	12.9	2.0	5.2	0.9
東 山	47.0	48.8	47.4	54.2	—	2.7	12.3
東 海	10.8	9.0	14.9	21.2	1.0	0.8	1.5
近 畿	4.3	1.9	7.1	10.6	2.7	0.8	0.2
中 国	4.2	5.8	3.4	4.9	5.4	1.0	1.2
四 国	7.0	6.2	8.4	10.3	1.0	0.7	0.4
九 州	5.9	6.9	6.1	4.4	1.0	1.6	1.8

又各農業集落階層毎に農家中にしめる養蚕農家の割合をみると、平地農村12.1%，農山村13.2%，山村16.6%の順で山に進むほど養蚕農家のしめる割合が高くなつてゐる。地区別にみると当然のこと乍ら、東山の割合が著しく高く5割をしめている。この地区で平地、農山村、山村の間に余り差がないのは、養蚕飼育が極限にまで進展していることを示すといつてよいだろう。

7. 家 畜

戦後家畜飼養が増加の傾向を辿つたが一応昭和29年頃から飽和点に達したとみられる。かような傾向については上記においても簡単にふれたところであるが、その増加の実態が、農業地別区にどういう性格の農業集落階層に、どんな家畜が、どの位の割合で 第8表 地区別家畜種類別の導入されているかの一斑を覗うことにする。

役肉用牛馬の飼養農家数割合の高い地区は北海道、東北、中国、九州等であり、関東、北陸、東山、東海、近畿および四国は低い地区である。

乳用牛についてその飼養農家数割合をみれば、北海道が圧倒的に高い。他は著しくその比率を低下するが、東山、関東、東北がやゝ高く、北陸、中国、九州は最低位群に属する。

農業集落階層別に若干の特徴を指摘すれば、乳用牛の飼養農家数割合の高い階層は各地区ともに開拓集落が目立つてゐる。その外飼養密度の高い東山では平地農村と農山村が、関東、東北では農山村、山村が比較的飼養農家数割合の高い段階を示している。これに反して、漁村、農家点在地において低いことはいうまでもあるまい。

役畜の飼養農家数割合の高いのは、中国、九州の山村および農山村、東北の山村、農山村、平地農村等である。その他九州の開拓地も高い。

飼養農家数割合

	役畜飼養農家数割合	乳用牛飼養農家数割合
全 北 海 道	43.7%	3.3%
北 海 道	66.3	13.8
東 北	55.4	4.1
関 東	32.6	4.8
北 陸	30.8	1.5
東 山	27.0	5.5
東 海	29.0	2.8
近 畿	40.9	2.1
中 国	53.6	1.7
四 国	47.0	2.4
九 州	53.5	1.5

第 9 表 農業集落第 1 次階層別にみた地区別家畜飼養農家数割合

a 乳 用 牛 (成畜)

地 区 別	平地農村	農山村	山 村	漁 村	開 拓	都市における農家点在地
東 北	3.1%	5.6%	5.4%	1.6%	12.9%	1.7%
関 東	4.0	7.5	8.3	3.4	15.8	1.9
北 陸	1.7	1.5	0.8	0.4	4.0	1.2
東 山	6.6	5.3	3.8	—	11.2	1.9
東 海	2.8	3.1	2.6	1.4	8.1	0.1
近 縢	2.4	1.9	0.7	0.5	10.8	1.4
中 国	2.3	1.7	0.8	0.5	3.1	0.9
四 国	3.4	2.1	1.0	0.6	2.4	1.3
九 州	1.9	1.3	0.5	0.7	5.1	1.1

b 役畜 役肉用牛又は馬 (成畜)

東 北	52.7%	52.5%	58.1%	23.2%	44.1%	23.8%
関 東	41.2	34.4	41.5	13.8	24.6	4.9
北 陸	30.9	33.4	33.7	15.6	24.3	5.5
東 山	24.3	30.9	35.6	—	2.0	0.3
東 海	29.7	29.6	35.4	14.5	32.1	4.5
近 縢	36.9	49.4	48.9	15.0	28.2	9.9
中 国	44.8	54.6	73.8	42.1	36.7	11.7
四 国	30.1	31.5	58.6	13.4	27.0	20.6
九 州	48.3	59.0	72.0	27.2	52.0	17.1

しかし、役畜飼育の農家数割合が 5 %にもみたない農業集落が、漁村、開拓地、農家点在地にみられ、とくに、漁村については各地区とも共通に他階層に比し役畜飼養農家数割合が低い傾向を示し、耕種農業の発展過程のちがいをあらわしているとみられる。

ただししかし、比較的役畜飼育の少ない農業集落でも、場合によつては（たとえば、穀作商品生産農業の階層であるときは）役畜飼用に代つて借牛馬の制度が行われるか、賃耕の慣行に頼るか、それとも動力耕耘機の導入が行われている場合がある。

附記。本稿を作成するにあたつて、資料はすべて農林省農林統計課より与へられたが、筆者が、加工をほどこし、省略割愛した点もあり、原文の真意を誤り伝へたところなきやを恐れるものである。終りに御繁中種々御教示を賜つた久我統計課長および豊田、柴田両事務官の御厚意に深謝申しあげたい。

統計表

経営地別農家数(実数)

	総数	3反未満	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町	2町~3町	3町~5町	5町~10町	10町~20町	20町以上	例外規定に該当する農家
総数	6,066,357	1,367,121	1,047,075	1,970,134	963,801	375,914	208,407	81,870	39,692	8,023	256	4,064
札幌市	97,920	5,930	4,937	7,226	7,479	8,838	21,017	29,298	12,203	743	14	135
幌見館	39,881	4,325	1,761	1,855	1,723	1,948	4,790	11,200	10,616	1,582	33	48
函館	58,155	15,673	7,941	6,977	4,150	3,650	6,827	8,238	4,225	291	6	177
帶広市	40,533	4,345	1,740	2,004	1,669	1,759	3,730	7,671	11,945	5,382	201	87
青森市	117,324	16,187	15,213	32,031	22,806	15,068	12,383	3,345	151	17	2	121
岩手市	125,558	14,095	14,913	35,816	28,989	17,521	11,922	2,130	77	—	—	95
宮城県	122,263	17,277	15,600	31,889	23,805	15,809	14,634	3,704	84	1	—	60
秋田市	114,708	14,416	13,986	30,460	24,275	17,273	12,487	1,747	47	1	—	16
山形市	114,431	13,586	13,654	32,608	25,050	14,032	10,573	4,704	162	1	—	61
福島市	167,546	18,736	19,925	50,523	39,835	22,992	14,154	1,358	7	—	—	16
茨城県	209,347	27,648	27,012	63,182	52,220	27,357	11,271	639	15	—	—	2
栃木市	124,424	16,427	15,383	32,605	26,686	17,880	13,263	2,117	18	—	—	45
群馬県	129,675	18,825	19,470	46,845	30,166	10,712	3,397	178	5	—	—	77
埼玉県	167,631	25,556	22,764	53,375	42,009	18,553	5,219	141	1	—	—	13
千葉県	181,914	24,263	23,906	58,506	45,799	21,132	7,835	438	6	—	—	28
東京都	56,398	18,351	10,190	16,923	7,556	2,237	610	40	—	—	—	491
新潟県	78,675	19,981	13,005	27,212	14,199	3,682	490	12	—	—	—	93
奈良県	212,162	24,599	28,090	71,385	43,855	23,787	17,986	2,378	8	—	—	74
富山県	83,191	10,051	11,844	26,852	20,455	10,168	3,658	108	—	—	—	55
石川県	87,005	19,192	16,340	32,565	12,517	4,294	1,993	66	—	—	—	38
福井県	70,600	13,325	13,587	25,764	12,746	4,290	862	13	—	—	—	13
長野県	82,780	23,570	19,513	30,604	7,734	1,143	194	3	1	—	—	18
岐阜県	227,201	46,233	41,253	87,693	39,991	9,587	2,272	157	8	—	—	6
静岡県	143,308	35,613	29,682	55,008	19,666	2,995	320	4	—	—	—	20
愛知県	183,427	53,394	34,401	63,065	26,413	4,997	926	60	3	—	—	163
三重県	206,635	51,790	37,379	79,109	31,079	6,066	1,101	34	2	—	—	75
滋賀県	136,807	36,230	24,273	45,804	22,399	6,522	1,268	43	1	—	—	267
京都府	99,396	18,959	19,312	36,840	20,160	3,774	315	5	—	—	—	31
大阪府	84,584	22,920	20,657	32,805	7,250	735	80	9	1	—	—	127
兵庫県	89,390	39,049	23,857	23,332	2,677	156	17	3	—	—	—	299
奈良県	199,142	60,083	48,328	74,640	14,557	1,340	97	5	—	—	—	92
和歌山県	68,968	22,999	16,577	25,110	4,129	134	5	—	—	—	—	14
鳥取県	81,899	32,075	17,798	24,952	6,089	818	137	4	—	—	—	26
島根県	61,941	13,010	9,599	24,063	12,346	2,453	435	19	9	—	—	7
岡山県	105,046	28,139	18,413	39,040	15,602	3,336	422	55	—	—	—	39
広島県	174,313	41,820	35,797	68,197	23,737	4,089	638	16	1	—	—	18
山口県	182,668	63,453	39,373	60,274	17,134	2,149	203	10	1	—	—	71
徳島県	124,770	33,418	25,399	43,345	17,400	4,364	815	12	1	—	—	16
香川県	79,891	23,282	17,888	27,241	8,750	2,194	490	20	—	—	—	26
愛媛県	91,512	27,084	19,843	37,080	6,823	477	87	10	1	—	—	107
高知県	140,933	48,254	31,953	47,050	11,358	1,872	412	31	2	—	—	1
福岡県	89,746	32,63	18,300	29,064	8,280	1,723	262	22	—	—	—	32
大分県	167,110	39,085	32,221	54,815	27,864	9,837	3,117	93	3	—	—	75
佐賀県	80,044	17,011	13,187	25,714	15,046	6,586	2,387	74	—	—	—	39
長崎県	119,789	39,285	18,732	37,068	17,812	5,066	1,244	76	2	—	—	504
熊本県	167,445	43,807	25,131	48,410	29,228	12,737	6,780	1,265	79	1	—	7
宮崎県	128,930	33,911	27,657	48,113	15,791	2,746	628	46	1	—	—	37
鹿児島県	110,336	22,469	18,172	38,690	20,375	7,544	2,837	156	4	—	—	89
鹿児島島	239,005	75,327	51,719	76,405	26,122	7,392	1,817	113	2	—	—	108

経営耕地面積別農家数(割合)

	総数	3反未満	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町	2町~3町	3町~5町	5町~10町	10町~20町	20町以上	例外規定に該当する農家
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.00	22.54	17.26	32.47	15.89	6.29	3.44	1.35	0.65	0.13	0.00	0.07
札幌市	100.00	61.06	5.04	7.38	7.64	9.13	21.46	29.92	12.46	0.76	0.01	0.14
幌見館	100.00	10.84	4.41	4.65	4.32	4.88	12.01	28.13	26.61	3.96	0.08	0.12
函館	100.00	26.95	13.65	12.00	7.13	6.28	11.74	14.17	7.27	0.50	0.01	0.30
帯広市	100.00	10.72	4.29	4.95	4.11	4.34	9.20	18.93	29.47	13.28	0.50	0.21
青森市	100.00	13.80	12.97	27.30	19.43	12.85	10.56	2.85	0.13	0.01	0.00	0.10
岩手県	100.00	11.22	11.88	28.53	23.09	13.95	9.50	1.70	0.06	—	—	0.07
宮城県	100.00	14.13	12.27	26.08	19.47	12.93	11.97	3.03	0.07	0.00	—	0.05
秋田県	100.00	12.58	12.19	26.55	21.16	15.06	10.89	1.52	0.04	0.00	—	0.01
山形県	100.00	11.87	11.93	28.50	21.89	12.27	9.24	4.11	0.14	0.00	—	0.05
福島県	100.00	11.18	11.89	30.15	23.78	13.72	8.45	0.81	0.00	—	—	0.01
茨城県	100.00	13.21	12.90	30.18	24.94	13.07	5.38	0.31	0.01	0.00	—	0.00
栃木県	100.00	13.21	12.36	26.20	21.45	14.37	10.66	1.70	0.01	—	—	0.04
群馬県	100.00	14.52	15.02	36.12	23.26	8.26	2.62	0.14	0.00	—	—	0.06
埼玉県	100.00	15.25	13.58	31.84	25.06	11.07	3.11	0.08	0.00	—	—	0.01
千葉県	100.00	13.33	13.14	32.16	25.18	11.62	4.31	0.24	0.00	0.00	—	0.02
東京都	100.00	32.54	18.07	30.00	13.40	3.97	1.08	0.07	—	—	—	0.87
新潟県	100.00	25.40	16.53	34.59	18.05	4.68	0.62	0.01	—	0.00	—	0.12
奈良県	100.00	11.60	13.24	33.65	20.67	11.21	8.48	1.12	0.00	—	—	0.03
富山県	100.00	12.08	14.24	32.28	24.59	12.22	4.40	0.13	—	—	—	0.06
石川県	100.00	22.06	18.78	37.43	14.39	4.94	2.29	0.07	—	—	—	0.04
福井県	100.00	18.87	19.25	36.49	18.05	6.08	1.22	0.02	—	—	—	0.02
山梨県	100.00	28.47	23.57	36.97	9.34	1.38	0.24	0.00	0.00	—	—	0.02
長野県	100.00	20.35	18.16	38.60	17.60	4.22	1.00	0.07	0.00	0.00	—	0.00
岐阜県	100.00	24.85	20.71	38.39	13.72	2.09	0.22	0.00	—	—	—	0.01
静岡県	100.00	29.11	18.76	34.38	14.40	2.73	0.50	0.03	0.00	—	—	0.09
愛知県	100.00	25.06	18.09	38.28	15.04	2.94	0.53	0.02	0.00	—	—	0.04
三重県	100.00	26.48	17.74	33.48	16.37	4.77	0.93	0.03	0.00	—	—	0.20
滋賀県	100.00	19.07	19.43	37.06	20.28	3.80	0.32	0.01	—	—	—	0.03
京都府	100.00	27.10	24.42	38.78	8.57	0.87	0.10	0.01	0.00	—	—	0.15
大阪府	100.00	43.69	26.69	26.10	3.00	0.13	0.02	0.00	—	—	—	0.32
兵庫県	100.00	30.17	24.27	37.48	7.31	0.67	0.05	0.00	—	—	—	0.05
奈良県	100.00	33.35	24.04	36.41	5.98	0.19	0.01	—	—	—	—	0.02
和歌山県	100.00	39.16	21.73	30.47	7.43	1.00	0.17	0.01	—	—	—	0.03
鳥取県	100.00	21.01	15.50	38.84	19.93	3.96	0.70	0.03	0.02	—	—	0.01
島根県	100.00	26.77	17.53	37.17	14.86	3.18	0.40	0.05	—	—	—	0.04
岡山県	100.00	23.99	20.54	39.12	13.62	2.34	0.37	0.01	0.00	—	—	0.01
広島県	100.00	34.74	22.55	33.00	9.37	1.18	0.11	0.01	0.00	—	—	0.04
山口県	100.00	26.78	20.36	34.74	13.95	3.50	0.65	0.01	0.00	—	—	0.01
徳島県	100.00	29.14	22.39	34.10	10.95	2.76	0.61	0.02	—	—	—	0.03
香川県	100.00	29.60	21.68	40.52	7.45	0.56	0.09	0.02	0.00	—	—	0.12
愛媛県	100.00	34.24	22.68	33.38	8.06	1.33	0.29	0.02	0.00	—	—	0.00
高知県	100.00	35.73	20.39	32.38	9.23	1.92	0.29	0.02	—	—	—	0.04
福岡県	100.00	23.39	19.28	32.80	16.97	5.89	1.87	0.06	0.00	—	—	0.04
佐賀県	100.00	21.25	16.48	32.13	18.30	8.23	2.97	0.09	—	—	—	0.05
長崎県	100.00	32.80	15.64	30.94	14.87	4.23	1.04	0.06	0.00	—	—	0.42
熊本県	100.00	26.16	15.01	28.91	17.46	7.61	4.05	0.75	0.05	0.00	—	0.00
大分県	100.00	26.30	21.45	37.32	12.25	2.13	0.49	0.03	0.00	—	—	0.03
宮崎県	100.00	20.36	16.47	35.07	18.46	6.84	2.57	0.14	0.00	—	—	0.08
鹿児島県	100.00	31.52	21.64	31.97	10.93	3.09	0.76	0.05	0.00	—	—	0.04

成 畜 飼 養 頭 數

		乳用牛 (2才以上)	役肉用牛 (2才以上)	馬 (3才以上)	山羊 (1才以上)	豚 (6ヶ月以上)
総	数	頭 286,863	頭 2,136,078	頭 836,644	頭 556,793	頭 406,757
札	幌	13,215	94	82,099	74,416	6,566
北	見	16,162	118	45,570	36,666	4,514
函	館	12,735	131	36,654	23,642	6,189
青	広	17,539	104	66,574	36,941	3,381
岩	森	2,983	8,461	40,106	12,658	17,191
宮	手	13,353	35,274	49,931	28,737	14,565
秋	城	6,464	47,755	29,325	12,381	10,774
	田	1,715	27,852	43,306	17,139	8,667
山	形	7,009	45,332	18,165	36,809	3,775
福	島	7,587	52,292	43,860	63,129	7,280
茨	城	4,113	66,509	26,427	5,041	37,666
栃	木	4,875	25,706	43,242	9,695	8,248
群	馬	7,851	55,142	14,826	14,597	22,072
埼	玉	12,970	41,903	12,044	7,306	23,156
千	藝	14,852	59,829	12,977	449	20,648
東	京	6,834	5,256	698	865	13,860
神	川	13,746	22,963	2,058	1,303	16,652
新	瀬	4,614	71,330	13,647	18,286	18,801
富	山	1,664	10,772	9,186	2,478	5,613
石	川	1,987	18,876	3,065	1,938	4,077
福	井	982	11,530	4,233	1,991	861
山	梨	3,430	11,982	8,342	9,101	6,778
長	野	15,843	45,710	20,232	46,335	12,562
岐	阜	3,695	39,589	10,331	11,897	7,432
靜	岡	10,119	36,500	9,110	3,659	20,748
愛	知	8,345	44,287	1,144	2,945	14,711
三	重	2,723	54,826	1,912	2,032	5,549
滋	賀	2,530	28,423	608	1,275	1,722
京	都	2,770	35,696	168	1,516	1,447
大	阪	4,115	23,595	50	262	1,202
兵	府	10,603	111,838	1,798	3,050	1,185
奈	良	1,087	23,504	83	946	239
和	山	1,405	33,637	890	1,051	690
鳥	坂	1,487	41,789	2,072	6,253	3,592
島	根	904	59,328	1,506	3,033	2,893
岡	山	4,501	93,490	2,798	3,797	1,044
広	島	4,581	96,201	6,763	9,270	2,126
山	口	3,140	70,779	6,543	3,689	673
徳	島	4,549	42,244	3,039	1,675	1,646
香	川	4,013	44,665	967	3,866	2,371
愛	媛	2,950	59,699	2,656	4,393	3,402
高	知	690	38,561	4,760	2,024	2,411
福	岡	5,407	63,404	17,555	3,994	3,270
佐	賀	2,058	30,898	5,468	2,735	4,071
長	崎	1,616	70,702	5,879	4,909	6,857
熊	本	3,997	83,277	38,222	12,520	7,011
大	分	2,087	74,115	16,187	1,148	5,753
宮	崎	1,538	57,908	35,762	1,236	8,468
鹿	見	3,420	112,203	33,806	1,815	22,328

農機具所有

		動力耕耘機			動力カルチベーター			動力噴霧機		
		個人有	共有	計	個人有	共有	計	個人有	共有	台
		台	台	台	台	台	台	台	台	台
総	数	34,889	11,450	46,339	5,660	1,096	6,756	37,961	7,752	
札	幌	1,038	82	1,120	38	25	63	434	45	
北	見	65	24	89	12	19	31	55	110	
函	館	139	19	158	7	—	7	447	37	
帶	広	49	4	53	—	1	1	9	32	
青	森	1,510	53	1,563	88	3	91	8,958	70	
岩	手	489	169	658	104	13	117	895	74	
宮	城	197	96	293	229	13	242	53	25	
秋	田	1,709	266	1,975	27	10	37	498	42	
山	形	1,488	680	2,168	39	20	59	318	52	
福	島	495	175	670	67	7	74	1,356	92	
茨	城	193	55	248	76	17	93	150	65	
栢	木	351	39	390	149	9	158	49	49	
群	馬	271	160	431	57	58	115	87	100	
埼	玉	957	337	1,294	304	23	327	127	151	
千	葉	87	44	131	65	7	72	82	67	
東	京	316	193	509	35	16	51	146	91	
神	川	268	421	689	29	8	37	1,038	117	
新	湯	1,924	1,508	3,432	30	33	63	183	199	
富	山	721	1,358	2,079	7	36	43	60	91	
石	川	435	509	944	—	—	—	149	48	
福	井	290	189	479	—	2	2	—	100	
山	梨	164	356	520	85	56	141	657	113	
長	野	1,063	339	1,402	19	20	39	7,009	969	
岐	阜	287	70	357	17	8	25	157	53	
靜	岡	837	333	1,170	81	12	93	3,991	162	
愛	知	135	40	175	21	—	21	643	209	
三	賀	699	211	910	87	9	96	241	87	
滋		103	36	139	7	2	9	7	42	
京	都	252	78	330	15	6	21	21	27	
大	阪	131	47	178	24	9	33	318	127	
兵	庫	920	273	1,193	57	8	65	81	129	
奈	良	102	75	177	16	8	24	250	93	
和	山	523	96	619	15	1	16	3,235	413	
鳥	坂	262	141	403	34	1	35	561	34	
島	根	168	253	421	8	3	11	199	36	
岡	山	5,130	651	5,781	145	20	165	488	283	
広	島	392	271	609	42	9	51	471	110	
山	口	300	90	390	27	3	30	62	92	
徳	島	774	101	875	52	5	57	421	86	
香	川	1,280	158	1,438	—	—	—	448	458	
愛	媛	456	178	634	31	8	39	1,113	535	
高	知	534	286	820	24	4	28	44	12	
福	岡	4,389	472	4,861	1,771	262	2,033	690	1,192	
佐	賀	2,221	313	2,534	1,463	274	1,737	580	411	
長	崎	187	48	235	19	8	27	144	84	
熊	本	315	79	394	48	12	60	488	161	
大	分	158	102	260	86	13	99	370	94	
宮	崎	46	4	50	71	71	71	98	24	
鹿	島	69	22	91	32	15	47	80	59	

形態別台数

動力撒粉機				動力揚水ポンプ			オート三輪、トラック		
計	個人有	共有	計	個人有	共有	計	個人有	共有	計
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
45,713	1,479	5,839	7,318	76,262	20,345	96,607	41,249	1,832	43,081
479	130	260	390	1,193	265	1,458	670	15	685
165	39	183	222	57	17	74	118	2	120
484	30	48	78	102	21	123	354	—	354
41	14	23	37	25	28	53	321	10	331
9,028	52	25	77	852	239	1,091	553	6	559
969	32	41	73	147	64	211	371	5	376
78	17	31	48	228	91	319	381	11	392
540	14	70	84	811	384	1,195	211	9	220
370	12	64	76	128	186	314	294	15	309
1,448	14	30	44	129	94	223	442	22	464
215	92	94	186	1,437	272	1,709	1,088	30	1,118
98	15	68	83	2,915	543	3,458	630	6	636
187	7	37	44	856	221	1,077	798	43	841
278	8	49	57	5,392	506	5,898	3,766	156	3,922
149	22	101	123	1,424	641	2,065	1,185	36	1,221
237	15	11	26	197	37	234	3,827	60	3,887
1,155	24	8	32	117	115	232	2,250	64	2,314
382	26	175	201	286	317	903	530	45	575
151	10	260	270	21	256	277	268	53	321
197	29	220	249	51	254	305	580	59	639
100	18	195	213	19	231	250	191	24	215
770	14	26	40	47	83	130	471	29	500
7,978	55	58	113	296	182	478	822	40	862
210	5	152	157	302	360	662	926	55	981
4,153	14	51	65	1,401	426	1,827	3,699	86	3,785
852	28	58	86	1,216	559	1,775	3,331	204	3,535
328	30	52	82	862	395	1,257	986	57	1,043
49	2	61	63	2,145	1,437	3,582	207	17	224
48	4	48	52	469	493	962	618	15	633
445	23	22	45	6,041	1,569	7,610	533	31	564
210	49	542	591	2,865	1,462	4,327	1,627	53	1,680
343	31	92	93	801	600	1,401	196	12	208
3,648	25	8	33	1,055	340	1,395	582	50	632
595	12	10	22	213	92	305	216	10	226
235	18	57	75	200	172	372	125	7	132
771	107	229	336	11,443	898	12,341	794	62	856
581	54	303	357	2,429	498	2,927	1,141	96	1,237
154	20	507	527	586	289	875	910	79	989
507	17	27	44	2,651	635	3,286	448	14	462
906	8	84	92	2,892	1,021	3,913	187	1	188
1,648	27	82	109	290	560	850	1,197	52	1,249
56	15	54	69	125	206	331	384	29	413
1,882	106	975	1,081	7,487	987	8,174	1,547	46	1,593
991	69	111	170	10,594	1,925	12,519	133	3	136
228	14	30	44	354	20	374	275	3	278
649	30	83	113	2,856	517	3,373	393	22	415
464	40	76	116	157	55	212	269	39	308
122	35	27	62	62	45	107	116	8	124
139	17	51	68	36	37	73	288	41	329

北海道

農業集落階層別にみた農業集落、経営耕地

	集落数 総数	経営耕地面積			農家数 総数	自営製薪炭または林業賃労働に關係する農家数	
		田	畠	計		戸	戸
		町	町	町		236,469	30,403
総 数	10,787	156,114.38	587,770.51	743,884.87			
I 1. 果樹野菜地帯	b	35	764.78	1,294.00	2,058.78	797	8
	c	40	165.37	3,391.78	3,557.15	986	24
II 2. 畜産地帯	b	78	1,713.16	3,423.21	5,136.37	1,446	273
	c	268	913.61	25,524.15	26,437.76	5,487	1,196
III 3. 特用作物地帯	b	42	1,225.18	2,262.03	3,487.21	944	199
	c	352	1,029.03	39,316.39	40,345.42	6,677	815
IV 4. 豆類地帯	b	206	5,768.01	10,110.92	15,878.93	4,174	383
	c	309	1,453.62	33,347.17	34,800.79	6,021	484
V 5. 穀作商業地帯	a	1,642	81,848.36	20,179.57	102,027.93	35,689	840
	b	500	15,227.20	20,495.07	35,722.27	10,915	941
	c	270	1,948.60	24,839.15	26,787.75	5,831	1,231
VI 1. 果樹、野菜地帯		264	2,240.20	11,423.54	13,663.74	5,709	201
II 2. 畜産地帯		997	3,320.60	90,883.15	94,203.75	18,547	3,487
III 3. 特用作物地帯		331	1,257.36	29,837.20	31,094.56	6,114	1,736
IV 4. 豆類地帯		1,279	6,503.23	135,103.00	141,606.23	23,448	2,790
V 5. その他の商業的農業地帯		955	17,601.90	36,373.00	53,974.90	20,310	4,770
VI 自給的農業地帯		1,060	7,215.37	25,767.06	32,982.43	25,622	3,659
IV 漁村		677	1,038.64	12,135.33	13,173.97	30,611	1,948
V 開拓集落		892	1,967.86	54,522.08	56,489.94	16,387	4,960
VI 都市の農家点在地 山間などの農家点在地		588	2,912.30	7,460.36	10,372.66	10,755	455
		2	—	82.35	82.35	19	3

[註] I.1. b. (水田を伴う地帯) I.1. c. (畠地帯) I.2. b. (水田を伴う地帯) I.2. c. (畠地帯)
I.3. b. (水田を伴う地帯) I.3. c. (畠地帯) I.4. b. (水田水田を伴う地帯) I.4. c. (畠地帯)
I.5. a. (水田地帯) I.5. b. (水田を伴う地帯) I.5. c. (畠地帯)

面積、農家総数及び兼業、農産物販売、家畜飼養農家数

水産業に關係 ある農家数	家内手工業を 営む農家数	家内手工業以外の工業 および店をかまえて商 業サービス業を営む農 家数	賃労働者職員 教員などに出 ている農家数	農産物販売總 額5万円以上 の農家数	乳用牛飼養農 家数	馬または役肉 用牛を飼養し てゐる農家数
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
26,885	472	11,135	54,774	163,687	32,529	156,869
6	1	15	185	699	29	651
2	1	12	217	928	122	817
20	3	11	220	1,364	754	1,287
9	15	71	727	5,173	3,254	4,929
—	3	32	124	896	94	839
13	4	104	718	6,461	683	6,169
2	2	67	447	3,914	369	3,710
1	2	81	459	5,845	727	5,586
12	21	597	4,009	33,155	1,386	29,560
9	5	177	1,685	9,992	993	9,340
5	7	95	1,108	5,451	629	5,068
41	4	112	1,254	4,953	335	3,905
86	22	221	2,728	16,496	11,394	16,520
7	8	72	965	5,647	673	5,515
34	18	309	2,399	21,766	2,685	20,994
129	32	583	5,687	15,998	1,926	15,146
1,533	143	3,585	13,709	7,509	1,877	9,205
24,388	78	2,646	9,412	1,644	600	3,111
346	27	155	2,781	12,662	3,652	12,039
242	76	2,189	5,938	3,116	330	2,461
—	—	1	2	18	17	17

内地

農業集落階層別にみた農業集落、農家、

		階層名 (第三次)	農業集落総数	農家数総数	経営耕地面積	総営耕地面積(田)
総 数			150,024	戸 5,831,088	町 4,290,625.29	町 2,667,259.27
I 平地農村	1. 農作商品農業	水田單作地帯	5,771	212,707	309,335.57	281,443.36
		中間地帯	1,758	62,993	77,121.45	59,480.44
		畑を含めた二毛作地帯	1,618	61,922	61,252.03	53,510.51
		商業的農業の混在地帯	2,480	88,976	111,024.56	76,869.73
		特定農産物の生産地帯	2,848	143,139	127,013.56	43,249.41
	2. 商業的農業	"	1,037	45,366	40,310.57	16,691.44
		その他の商業的農業地帯	5,951	251,595	234,470.56	100,842.05
		水田地帯	9,639	436,519	373,005.05	315,260.97
	3. その他の商品的農業	中間地帯	8,955	404,186	365,149.98	192,149.50
		畑作地帯	2,050	88,267	79,758.93	14,629.95
		5. 勤労者の多い集落	6,216	255,840	143,507.06	89,274.53
	4. 自給的農業		24,423	1,105,509	673,319.44	481,303.91
II 山地農村	1. 農作商品農業	水田單作地帯	472	14,083	17,855.72	15,581.11
		中間地帯	352	9,198	10,080.00	7,883.03
		畑を含めた二毛作地帯	148	4,102	3,702.99	2,738.42
		商業的農業の混在地帯	269	7,790	9,116.30	6,099.84
		特定農産物の生産地帯	1,864	73,061	62,371.43	19,757.91
	2. 商業的農業	"	389	13,503	10,729.23	4,600.01
		その他の商業的農業地帯	3,547	117,335	96,204.61	37,523.52
		水田地帯	5,573	189,397	149,067.23	124,714.08
	3. その他の商品的農業	中間地帯	5,657	215,182	172,895.23	88,647.36
		畑作地帯	1,465	59,431	43,173.07	7,978.05
		4. 自給的農業	7,901	293,007	159,289.15	90,009.80
	5. 勤労者の多い集落		19,765	720,667	381,953.03	240,694.63
III 山村	a 自営製薪炭	農業は普通規模	8,966	267,159	208,216.09	131,404.50
		農業は零細規模	2,944	88,146	38,997.06	23,737.52
	b 林業賃労働	農業は普通規模	3,967	121,025	87,004.95	47,814.01
		農業は零細規模	2,849	85,078	32,103.59	17,658.74
IV 漁村	a 大型網漁業	農業は普通規模	417	21,083	12,723.76	5,269.94
		農業は零細規模	546	29,114	7,494.61	2,783.41
	b のりかき養殖	農業は普通規模	537	25,386	19,136.16	13,453.59
		農業は零細規模	219	11,076	4,177.35	2,936.69
	c a以外の漁業賃労働	農業は普通規模	469	23,616	16,825.17	6,151.38
		農業は零細規模	894	51,324	12,389.21	3,668.69
	a 小自営漁業	農業は普通規模	775	32,972	20,653.72	9,115.70
		農業は零細規模	1,012	46,370	11,930.40	4,373.86
V 開拓集落			2,537	60,010	70,285.78	6,134.22
VI 都市の農家点在地			3,408	93,013	34,775.49	21,032.06
	b 山間などの農家点在地		336	1,941	1,199.20	791.40

備考 第2集と第3集との結果の喰いちがいは追つて訂正公表されるはづである。

経営耕地面積総数及び兼業農家数

経営耕地面積 (畝) 〔樹園を含む〕	自営製薪炭又は 林業販労働に關 する農家数	水産業に關係あ る農家数	家内手工業を當 む農家数	家内手工業以外の工 業及び店をかまえて 商業、サービス業を 當む農家数	賃労働者、職員 教員などに出て いる農家数	
					戸	戸
1,623,366.02	562,115	218,000	116,528	393,607	2,088,800	
27,892.21	1,274	342	1,325	7,461	54,709	
17,641.01	385	293	670	2,299	14,425	
7,741.52	95	422	995	2,960	17,287	
34,154.83	333	180	1,779	2,998	19,452	
83,764.15	971	491	2,502	5,897	36,305	
23,619.13	573	264	1,318	2,199	10,876	
133,628.51	2,144	3,328	2,892	10,320	65,888	
57,744.06	4,822	3,100	11,332	27,826	104,786	
173,000.48	4,368	2,502	6,585	21,898	86,301	
65,128.98	854	962	1,181	4,585	16,727	
54,232.53	4,136	4,335	8,534	31,486	62,506	
192,015.53	15,292	10,717	28,591	100,129	643,728	
2,274.61	742	28	39	412	3,203	
2,196.97	512	2	99	213	2,136	
964.57	162	10	23	144	1,051	
3,016.46	371	2	85	238	1,712	
42,619.52	3,927	592	556	2,697	17,128	
6,129.22	1,145	2	484	570	3,302	
58,681.09	7,643	807	1,058	3,867	32,246	
24,353.15	15,149	412	2,850	8,632	43,344	
85,247.87	15,373	1,562	2,973	9,020	44,115	
35,195.02	4,252	1,473	720	2,834	11,786	
69,279.35	29,765	7,279	9,514	24,542	64,160	
141,258.40	63,884	12,138	15,449	60,341	428,530	
76,811.59	181,696	815	3,989	9,047	70,936	
15,259.54	58,321	281	1,298	4,040	26,334	
39,190.94	71,986	676	2,271	4,767	43,927	
14,444.85	51,047	406	946	4,941	33,085	
7,453.82	988	12,925	158	1,203	5,609	
4,711.20	1,390	19,759	355	2,733	8,566	
5,682.57	219	19,942	272	1,237	5,154	
1,240.66	199	8,524	85	888	2,841	
10,673.79	914	15,737	615	1,345	6,921	
8,720.52	1,792	34,116	1,766	5,574	14,890	
11,538.02	3,173	21,860	393	2,172	9,360	
7,556.54	2,543	28,503	677	4,865	14,739	
64,151.56	8,526	376	350	900	13,114	
13,743.43	616	2,758	1,774	16,160	46,902	
407.80	533	67	25	167	669	

内地、農業集落階層別農産物販売、養蚕、家畜飼養農家数

		農産物販売総額5万円以上の農家数	米麦販売10万円以上の農家数	米麦以外の農産物販売(牛馬の育成肥育を除く)5万円以上の農家数	養蚕を行つた農家数	乳用牛(成畜)飼養農家数	役肉用牛又は馬(ともに成畜)を飼養している農家数
総 数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
I							
1. 農業商品化	1	179,034	156,810	10,567	7,602	4,418	114,609
2. 商業的農業	2	52,130	44,149	7,552	7,724	1,656	38,666
3. その他の商品的農業	3	49,857	42,829	7,221	3,799	1,830	30,397
4. 自給的農業	4	76,196	63,171	57,134	13,891	3,031	52,837
II							
1. 農業商品化	1	114,309	20,577	105,909	62,621	7,571	55,950
2. 商業的農業	2	36,682	5,779	34,305	3,561	1,844	13,149
3. その他の商品的農業	3	197,316	43,578	182,275	32,876	11,814	115,506
IV							
1. 農業商品化	1	281,169	149,227	66,179	25,719	12,294	201,505
2. 商業的農業	2	258,417	85,643	125,747	88,428	13,527	187,126
3. その他の商品的農業	3	55,597	9,731	34,859	19,816	3,919	35,770
5. 勤労者の多い集落	5	62,361	17,366	25,511	21,065	5,097	78,061
V							
1. 農業商品化	1	464,580	166,840	164,151	94,448	27,720	355,062
II							
1. 農業商品化	1	11,694	9,836	659	899	343	10,733
2. 商業的農業	2	7,496	6,240	967	838	203	7,412
3. その他の商品的農業	3	3,276	2,722	565	319	90	3,061
4. 自給的農業	4	6,656	5,263	5,107	816	257	6,094
III							
1. 農業商品化	1	57,704	2,884	54,954	26,661	3,122	33,031
2. 商業的農業	2	10,671	1,069	10,132	273	422	5,652
3. その他の商品的農業	3	90,845	9,119	85,141	17,325	7,533	69,642
IV							
1. 農業商品化	1	118,226	46,159	24,118	11,707	5,215	127,513
2. 商業的農業	2	129,955	26,171	64,470	45,737	6,432	128,709
3. その他の商品的農業	3	32,796	1,676	22,762	13,738	2,233	28,324
5. 勤労者の多い集落	5	60,547	8,484	26,727	30,493	5,431	131,254
V							
1. 農業商品化	1	229,621	46,112	95,496	78,229	17,965	293,651
VI							
a. 自営製薪炭	1	109,581	23,443	44,237	48,319	7,836	168,428
b. 林業賃労働	2	17,557	936	9,295	14,374	2,067	36,513
VI							
a. 大型網漁業	1	9,108	1,125	6,727	580	338	6,404
b. のりかき養殖	2	2,336	115	1,324	468	50	2,815
c. a以外の漁業賃労働	1	12,955	5,670	5,379	808	450	8,855
d. 小自営漁業	2	1,880	189	801	118	73	522
VII							
a. 都市の農家点在地	1	8,061	1,068	4,917	511	267	8,257
b. 山間などの農家点在地	2	3,361	165	2,066	297	271	3,411
VIII							
a. 開拓集落	1	10,631	2,197	5,145	1,056	756	12,313
b. 勤労者の多い集落	2	4,234	272	2,273	783	455	5,030
IX							
a. 都市の農家点在地	1	21,435	4,133	11,549	2,308	1,290	11,194
b. 山間などの農家点在地	2	598	178	183	167	19	788

統 計

- I 都道府県別人口、人口増加割合および人口密度〔昭和10年、25年、30年〕
- II 国勢調査間年次における全国年齢別推計人口〔大正9年—昭和15年、昭和22年—25年〕
 - 第1表 男女、年齢（5歳階級）別推計人口
 - 第2表 男女、年齢（3区分）別推計人口
 - 第3表 従来の国勢調査中間年における推計人口との比較
- III 女子の年齢別特殊出生率〔大正14年、昭和12年、22年、25年—29年〕
- IV 労働力調査報告〔昭和23年—30年〕
 - 第1表 労働力、非労働力および就業状態別人口
 - 第2表 産業別就業者
 - 第3表 職業別就業者
 - 第4表 従業上の地位別就業者
 - 第5表 追加就業希望者
 - 第6表 求職、非求職別就業希望者

(上田、山口編)

I 都道府県別人口、人口増加割合および人口密度

都道府県	人 口			人 口 増 加			人口密度(1方粵につき)	
	昭30.10.1	昭25.10.1	昭10.10.1	昭25—30		昭10—30	昭30	昭10
				基 数	割 合			
全 国	89,275,529	83,399,637	68,602,371	5,875,892	7.05	30.13	242	186
北海道	4,773,087	4,296,567	3,018,631	477,520	11.12	58.12	61	38
青森県	1,382,523	1,282,867	972,256	99,656	7.77	42.20	144	101
岩手県	1,427,097	1,346,728	1,047,985	80,369	5.97	36.18	94	69
宮城県	1,727,065	1,663,442	1,227,765	63,623	3.82	40.67	238	169
秋田県	1,348,871	1,309,031	1,044,258	39,840	3.04	29.17	116	90
山形県	1,353,649	1,357,347	1,118,297	—3,698	—0.27	21.05	145	120
福島県	2,095,237	2,042,394	1,580,386	32,843	1.59	32.53	152	115
茨城県	2,064,037	2,039,418	1,548,693	24,619	1.21	33.23	339	254
栃木県	1,547,580	1,550,462	1,194,182	—2,882	—0.19	29.52	240	185
群馬県	1,613,549	1,601,380	1,241,081	12,169	0.76	30.01	255	196
埼玉県	2,262,623	2,146,445	1,529,657	116,178	5.41	47.92	594	402
千葉県	2,205,060	2,139,037	1,545,206	66,023	3.09	42.70	438	307
東京都	8,037,084	6,277,500	6,377,399	1,759,584	28.03	26.02	3,957	3,140
神奈川県	2,919,497	2,487,665	1,835,064	431,832	17.36	59.10	1,236	777
新潟県	2,473,492	2,460,997	2,000,246	12,495	0.51	23.66	197	159
富山県	1,021,121	1,008,790	805,500	12,331	1.22	26.77	240	189
石川県	966,187	957,279	770,507	8,908	0.93	25.40	230	184
福井県	754,055	752,374	646,309	1,681	0.22	16.67	177	152
山梨県	807,044	811,369	646,764	—4,325	—0.53	24.73	181	145
長野県	2,021,292	2,060,831	1,711,899	—39,539	—1.92	18.07	148	126
岐阜県	1,583,605	1,544,538	1,225,188	39,067	2.53	29.25	151	117
愛知県	2,650,435	2,471,472	1,938,241	178,963	7.24	36.74	341	249
三重県	3,769,209	3,390,585	2,861,472	378,624	11.17	31.72	747	567
滋賀県	1,485,582	1,461,197	1,176,912	24,385	1.67	26.23	258	204
京都府	853,734	861,180	711,614	—7,446	—0.86	19.97	212	177
大阪府	1,935,161	1,832,934	1,700,139	102,227	5.58	13.82	418	367
兵庫県	4,613,308	3,857,047	4,296,545	761,261	19.74	7.49	2,545	2,368
奈良県	3,620,947	3,309,935	2,915,335	311,012	9.40	24.20	435	350
和歌県	776,861	763,883	612,913	12,978	1.70	26.75	211	166
三重県	1,006,819	982,113	864,636	24,706	2.52	16.44	213	183
奈良県	614,259	600,177	439,711	14,082	2.35	25.43	176	140
和歌県	929,066	912,551	747,833	16,515	1.81	24.23	140	113
大阪府	1,689,300	1,661,099	1,330,913	28,701	1.73	26.97	239	188
奈良県	2,149,044	2,081,967	1,806,209	67,077	3.22	18.98	255	214
和歌県	1,609,839	1,540,882	1,186,980	68,957	4.48	35.62	264	195
奈良県	878,109	878,511	730,363	—402	—0.05	20.23	212	176
和歌県	943,823	946,022	749,799	—2,199	—0.23	25.83	507	403
奈良県	1,540,628	1,521,378	1,167,767	18,750	1.23	31.93	272	206
和歌県	882,683	873,374	717,419	8,809	1.01	23.04	124	101
奈良県	3,859,764	3,530,169	2,746,083	329,595	9.34	40.56	787	560
和歌県	973,749	945,082	686,940	28,667	3.03	41.75	405	286
奈良県	1,747,596	1,645,492	1,294,110	102,104	6.21	35.04	429	318
和歌県	1,895,663	1,827,582	1,387,352	68,081	3.73	36.64	257	188
奈良県	1,277,199	1,252,999	978,205	24,200	1.93	30.57	202	155
和歌県	1,139,384	1,091,427	823,545	47,957	4.39	38.35	147	106
鹿児島県	2,044,112	2,004,118	1,594,062	39,994	2.00	28.23	222	173

備考 人口は各年とも国勢調査における常住人口で、比較に便のため昭和30年の境域に換算統一してある。昭和25年は当時調査されなかつた鹿児島県大島郡の帰属地域における人口を、その後に行われた人口調査の結果より推算して、20万人とし、これを含めた。昭和10年は沖縄県、北海道の千島および爾舞村の一部（概算）、東京都小笠原支管内を除いたもの。
なお、昭和25—30年間には岐阜・愛知両県および島根・広島両県間にそれぞれ境域の変動があつたが、その境域による換算は後日にゆする。
密度算出に用いた面積は、建設省地理調査所の全国市町村別面積調査（昭25.10.1現在）を基礎とした。

II 国勢調査間年次における全国年齢別推計人口

第1表 男女、年齢(5歳階級)別推計人口

(a) 総 数

年 次	総 数	0—4歳	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34	35—39
実 数 (単位千人)									
大正 9	55,963.1	7,457.7	6,856.9	6,101.6	5,419.1	4,609.3	3,923.9	3,609.5	3,410.7
10	56,665.9	7,589.9	6,903.0	6,324.9	5,661.7	4,739.1	4,043.3	3,631.6	3,322.8
11	57,350.1	7,780.1	6,859.0	6,469.6	5,425.1	4,893.8	4,107.8	3,660.7	3,323.0
12	58,119.2	7,999.5	6,788.3	6,586.5	5,522.1	4,975.3	4,225.2	3,656.4	3,349.2
13	58,875.6	8,227.4	6,687.4	6,675.5	5,716.6	5,032.5	4,299.4	3,653.2	3,409.2
14	59,736.8	8,264.6	6,924.4	6,735.0	5,885.3	5,060.5	4,393.5	3,716.1	3,449.4
昭和 1	60,740.9	8,510.2	7,036.3	6,783.3	6,112.4	5,016.3	4,525.9	3,847.4	3,472.0
2	61,659.3	8,682.4	7,220.7	6,745.2	6,260.6	5,085.8	4,660.1	3,915.1	3,504.8
3	62,595.3	8,827.5	7,453.1	6,688.2	6,384.9	5,181.7	4,736.3	4,050.2	3,506.8
4	63,460.6	8,916.2	7,721.2	6,583.8	6,468.6	5,375.1	4,798.5	4,126.2	3,509.1
5	64,450.0	9,011.1	7,767.1	6,801.0	6,539.6	5,531.5	4,835.6	4,213.7	3,534.8
6	65,457.5	9,084.0	7,992.1	6,912.4	6,591.5	5,757.3	4,787.9	4,337.2	3,700.0
7	66,438.8	9,146.3	8,187.1	7,107.3	6,569.6	5,837.3	4,846.9	4,466.8	3,764.7
8	67,431.6	9,243.4	8,307.1	7,355.6	6,523.3	5,957.6	4,922.2	4,542.1	3,890.5
9	68,308.9	9,251.0	8,449.9	7,624.3	6,421.6	6,030.6	5,097.8	4,602.8	3,956.4
10	69,234.1	9,328.5	8,531.4	7,685.2	6,640.9	6,071.1	5,240.1	4,632.6	4,055.8
11	70,113.6	9,411.7	8,584.7	7,887.1	6,730.5	6,038.9	5,442.5	4,581.3	4,159.1
12	70,630.4	9,470.7	8,635.7	8,074.3	6,898.8	5,670.1	5,416.8	4,592.0	4,275.4
13	71,012.6	9,413.3	8,716.4	8,206.4	7,103.5	5,370.7	5,371.7	4,635.9	4,335.9
14	71,379.7	9,152.1	8,765.8	8,340.2	7,327.0	5,231.4	5,408.7	4,784.0	4,383.7
15	71,933.0	9,135.0	8,838.2	8,409.5	7,363.6	5,346.1	5,396.1	4,885.9	4,403.6
22	78,101.5	9,661.6	9,099.0	8,812.7	8,263.9	7,061.9	5,491.6	5,147.6	4,831.8
23	80,002.5	10,174.8	9,332.3	8,789.3	8,420.4	7,368.0	5,693.8	5,156.3	4,946.0
24	81,772.6	10,635.7	9,722.0	8,671.9	8,483.3	7,603.3	5,987.0	5,078.3	5,008.0
25	83,199.6	11,206.1	9,523.2	8,700.4	8,568.1	7,726.0	6,185.5	5,202.5	5,043.4
割 合 (各年次別総人口100.00につき)									
大正 9	100.00	13.33	12.25	10.90	9.68	8.24	7.01	6.45	6.09
10	100.00	13.39	12.18	11.16	9.46	8.36	7.14	6.41	5.86
11	100.00	13.56	11.95	11.27	9.45	8.53	7.16	6.38	5.79
12	100.00	13.76	11.68	11.33	9.50	8.56	7.27	6.29	5.76
13	100.00	13.97	11.36	11.34	9.71	8.55	7.30	6.20	5.79
14	100.00	13.83	11.50	11.27	9.85	8.47	7.35	6.22	5.77
昭和 1	100.00	14.01	11.56	11.17	10.06	8.26	7.45	6.33	5.72
2	100.00	14.03	11.71	10.94	10.15	8.25	7.56	6.35	5.68
3	100.00	14.10	11.91	10.68	10.20	8.28	7.57	6.47	5.60
4	100.00	14.05	12.17	10.37	10.19	8.47	7.56	6.54	5.53
5	100.00	13.98	12.05	10.55	10.15	8.58	7.50	6.54	5.56
6	100.00	13.88	12.21	10.56	10.07	8.80	7.31	6.63	5.65
7	100.00	13.77	12.32	10.70	9.89	8.79	7.30	6.72	5.67
8	100.00	13.71	12.32	10.91	9.67	8.84	7.30	6.74	5.77
9	100.00	13.54	12.37	11.16	9.40	8.83	7.46	6.74	5.79
10	100.00	13.47	12.32	11.10	9.59	8.77	7.57	6.69	5.84
11	100.00	13.42	12.24	11.25	9.60	8.62	7.76	6.53	5.93
12	100.00	13.41	12.23	11.43	9.77	8.03	7.67	6.50	6.05
13	100.00	13.26	12.27	11.56	10.01	7.56	7.56	6.53	6.11
14	100.00	12.82	12.28	11.68	10.26	7.33	7.58	6.70	6.14
15	100.00	12.70	12.29	11.69	10.24	7.43	7.50	6.79	6.12
22	100.00	12.37	11.65	11.28	10.58	9.04	7.03	6.59	6.25
23	100.00	12.72	11.67	10.99	10.53	9.21	7.12	6.45	6.18
24	100.00	13.01	11.82	10.60	10.37	9.30	7.32	6.21	6.12
25	100.00	13.47	11.45	10.46	10.30	9.29	7.43	6.25	6.07

第1表 (a) 総 数 (つづき)

年 次	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—74	75—79	80 以
実 数									
大 正 9	3,243.8	2,658.6	2,234.6	1,840.1	1,655.8	1,312.5	895.6	482.0	250.2
10	3,249.3	2,813.8	2,220.7	1,915.0	1,578.6	1,340.7	850.6	484.4	256.2
11	3,259.4	2,894.8	2,257.9	1,965.5	1,503.6	1,348.4	901.8	486.6	252.7
12	3,253.1	2,956.6	2,260.4	2,081.3	1,456.6	1,348.4	899.0	499.9	261.3
13	3,233.0	3,024.7	2,335.7	2,061.3	1,429.8	1,322.1	906.2	519.6	271.6
14	3,221.8	3,055.1	2,450.9	1,990.8	1,568.3	1,294.3	919.2	523.0	284.5
昭 和 1	3,149.1	3,064.3	2,601.2	1,987.4	1,634.7	1,236.4	947.0	523.6	293.1
2	3,155.0	3,072.9	2,679.3	2,030.8	1,676.9	1,185.3	955.7	533.2	295.4
3	3,185.0	3,067.5	2,741.4	2,086.3	1,784.0	1,153.3	958.7	532.7	307.5
4	3,246.3	3,048.0	2,804.1	2,105.0	1,772.4	1,191.9	938.1	536.6	319.5
5	3,286.5	3,046.3	2,830.7	2,216.1	1,722.1	1,255.6	926.6	551.7	329.8
6	3,315.2	2,975.7	2,843.5	2,351.8	1,717.0	1,313.1	883.2	567.9	327.5
7	3,347.1	2,986.6	2,855.7	2,432.0	1,755.8	1,357.6	852.5	581.9	338.7
8	3,348.7	3,015.3	2,854.4	2,491.3	1,770.3	1,443.1	832.9	586.9	346.7
9	3,348.9	3,074.2	2,839.3	2,548.7	1,835.6	1,433.1	867.2	573.1	354.4
10	3,406.0	3,112.8	2,832.9	2,571.1	1,930.6	1,387.1	913.4	561.8	362.7
11	3,519.5	3,134.9	2,769.0	2,578.3	2,047.9	1,380.1	951.3	531.9	365.1
12	3,579.9	3,168.9	2,783.0	2,601.8	2,128.2	1,432.5	991.6	524.5	386.2
13	3,695.4	3,169.2	2,808.5	2,602.4	2,178.7	1,452.2	1,054.3	511.6	386.7
14	3,753.0	3,157.9	2,858.1	2,574.1	2,217.4	1,491.7	1,037.3	525.6	371.7
15	3,826.1	3,202.8	2,885.1	2,559.2	2,227.6	1,555.3	924.8	546.5	357.2
22	4,192.0	3,858.8	3,132.0	2,644.5	2,109.3	1,719.5	1,160.1	550.2	314.8
23	4,267.6	3,938.2	3,249.0	2,665.0	2,157.9	1,729.1	1,197.9	585.4	331.4
24	4,396.2	3,983.6	3,314.4	2,688.3	2,232.7	1,744.8	1,243.5	631.7	347.9
25	4,483.2	4,004.8	3,388.9	2,749.2	2,304.0	1,770.8	1,281.7	685.7	371.2
割 合									
大 正 9	5.80	4.75	3.99	3.29	2.96	2.35	1.60	0.86	0.45
10	5.73	4.97	3.92	3.38	2.79	2.37	1.57	0.85	0.45
11	5.68	5.04	3.93	3.42	2.62	2.35	1.57	0.85	0.44
12	5.60	5.09	3.89	3.58	2.51	2.32	1.55	0.86	0.45
13	5.49	5.15	3.97	3.50	2.55	2.25	1.54	0.88	0.46
14	5.39	5.11	4.10	3.33	2.63	2.17	1.54	0.88	0.48
昭 和 1	5.18	5.04	4.28	3.27	2.69	2.04	1.56	0.86	0.48
2	5.12	4.98	4.35	3.29	2.72	1.92	1.55	0.86	0.48
3	5.09	4.90	4.38	3.25	2.85	1.84	1.53	0.85	0.49
4	5.12	4.89	4.42	3.32	2.79	1.88	1.49	0.85	0.50
5	5.10	4.73	4.39	3.44	2.67	1.95	1.44	0.86	0.51
6	5.06	4.55	4.34	3.59	2.62	2.01	1.35	0.87	0.50
7	5.04	4.50	4.30	3.66	2.64	2.04	1.28	0.88	0.51
8	4.97	4.47	4.23	3.69	2.63	2.14	1.24	0.87	0.52
9	4.90	4.50	4.16	3.73	2.69	2.10	1.27	0.84	0.52
10	4.92	4.49	4.07	3.71	2.79	2.00	1.25	0.81	0.52
11	5.02	4.47	3.95	3.68	2.92	1.97	1.36	0.76	0.53
12	5.07	4.49	3.94	3.68	3.01	2.03	1.40	0.74	0.55
13	5.20	4.46	3.95	3.66	3.07	2.04	1.48	0.72	0.55
14	5.26	4.42	4.00	3.61	3.11	2.09	1.45	0.74	0.52
15	5.32	4.45	4.01	3.56	3.10	2.16	1.38	0.76	0.49
22	5.37	4.94	4.01	3.39	2.70	2.20	1.49	0.70	0.41
23	5.33	4.92	4.06	3.33	2.70	2.16	1.50	0.73	0.42
24	5.36	4.87	4.05	3.29	2.73	2.13	1.52	0.77	0.42
25	5.39	4.81	4.07	3.31	2.77	2.13	1.54	0.82	0.44

第1表 男女、年齢(5歳階級)別推計人口(つづき)

(b) 男

年 次	総 数	0—4歳	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34	35—39
実 数 (単位千人)									
大 正 9	28,044.2	3,752.6	3,467.2	3,089.2	2,749.0	2,316.5	2,002.0	1,833.4	1,707.8
10	28,411.7	3,821.2	3,491.7	3,198.8	2,725.1	2,388.6	2,072.9	1,851.7	1,669.5
11	28,799.7	3,915.3	3,469.2	3,270.7	2,761.0	2,479.3	2,112.7	1,874.5	1,675.7
12	29,176.9	4,027.1	3,429.2	3,329.7	2,812.1	2,527.4	2,170.2	1,877.2	1,700.9
13	29,568.7	4,144.6	3,373.5	3,378.2	2,904.2	2,557.8	2,210.5	1,882.7	1,740.0
14	30,013.1	4,160.5	3,491.2	3,411.0	2,989.4	2,574.8	2,256.5	1,920.2	1,768.5
昭 和 1	30,521.3	4,286.5	3,547.7	3,436.8	3,099.7	2,554.5	2,323.6	1,987.4	1,785.3
2	30,981.5	4,373.5	3,639.6	3,417.1	3,174.3	2,589.7	2,393.8	2,025.0	1,806.3
3	31,449.1	4,449.0	3,757.8	3,384.1	3,238.7	2,635.9	2,434.2	2,092.4	1,809.0
4	31,890.6	4,494.5	3,894.2	3,326.5	3,284.5	2,731.9	2,467.4	2,131.4	1,814.9
5	32,390.2	4,543.4	3,914.8	3,436.6	3,318.7	2,815.4	2,480.8	2,175.0	1,856.9
6	32,898.5	4,583.2	4,028.1	3,491.2	3,348.4	2,919.3	2,459.9	2,241.2	1,917.4
7	33,354.6	4,618.9	4,126.7	3,587.0	3,337.3	2,925.7	2,486.4	2,304.6	1,953.0
8	33,844.5	4,668.0	4,188.5	3,711.6	3,306.5	2,991.0	2,515.6	2,341.3	2,015.9
9	34,293.8	4,680.0	4,260.7	3,848.4	3,244.5	3,028.0	2,598.8	2,370.2	2,050.7
10	34,734.1	4,714.0	4,303.3	3,876.8	3,350.7	3,036.8	2,670.2	2,379.5	2,093.4
11	35,102.8	4,751.2	4,329.4	3,976.5	3,400.9	2,986.1	2,762.6	2,352.0	2,152.4
12	35,127.9	4,798.7	4,360.5	4,070.1	3,485.4	2,633.1	2,672.4	2,325.3	2,200.2
13	35,124.9	4,778.7	4,403.6	4,137.6	3,580.7	2,361.6	2,587.5	2,337.9	2,223.3
14	35,225.6	4,637.8	4,429.4	4,204.5	3,676.5	2,277.2	2,602.3	2,402.0	2,241.1
15	35,387.4	4,623.4	4,466.0	4,243.7	3,670.7	2,299.6	2,579.3	2,445.1	2,240.9
22	38,129.4	4,898.1	4,597.4	4,449.3	4,144.6	3,362.5	2,410.9	2,380.7	2,329.6
23	39,129.9	5,178.1	4,719.8	4,439.0	4,237.9	3,585.7	2,492.5	2,369.5	2,344.9
24	40,062.7	5,425.0	4,919.0	4,381.6	4,275.9	3,747.8	2,659.8	2,324.0	2,363.1
25	40,811.8	5,718.8	4,825.7	4,400.6	4,317.8	3,836.0	2,812.1	2,360.4	2,376.2
割 合 (各年次別総人口100.00につき)									
大 正 9	50.11	6.71	6.20	5.52	4.91	4.14	3.59	3.28	3.05
10	50.14	6.74	6.16	5.64	4.81	4.22	3.66	3.27	2.95
11	50.18	6.82	6.04	5.70	4.81	4.32	3.63	3.27	2.92
12	50.20	6.93	5.90	5.73	4.84	4.35	3.73	3.23	2.93
13	50.22	7.04	5.73	5.74	4.92	4.34	3.75	3.20	2.96
14	50.24	6.96	5.84	5.71	5.00	4.31	3.78	3.21	2.96
昭 和 1	50.25	7.06	5.84	5.66	5.10	4.21	3.63	3.27	2.94
2	50.25	7.09	5.90	5.54	5.15	4.20	3.89	3.28	2.93
3	50.24	7.11	6.00	5.41	5.17	4.21	3.89	3.34	2.89
4	50.25	7.03	6.14	5.24	5.18	4.30	3.89	3.36	2.86
5	50.26	7.05	6.07	5.33	5.15	4.37	3.85	3.37	2.88
6	50.26	7.00	6.15	5.33	5.12	4.46	3.76	3.42	2.93
7	50.21	6.95	6.21	5.40	5.02	4.40	3.74	3.47	2.94
8	50.19	6.92	6.21	5.50	4.90	4.44	3.73	3.47	2.99
9	50.20	6.85	6.24	5.63	4.75	4.43	3.80	3.47	3.00
10	50.15	6.81	6.21	5.60	4.84	4.38	3.86	3.44	3.02
11	50.07	6.78	6.17	5.67	4.85	4.26	3.94	3.35	3.07
12	49.74	6.79	6.17	5.76	4.94	3.73	3.78	3.31	3.12
13	49.46	6.73	6.20	5.83	5.04	3.33	3.64	3.29	3.13
14	49.35	6.50	6.21	5.89	5.15	3.19	3.65	3.37	3.14
15	49.19	6.43	6.21	5.90	5.10	3.20	3.59	3.40	3.12
22	48.82	6.27	5.89	5.70	5.31	4.31	3.09	3.05	2.98
23	48.91	6.47	5.90	5.55	5.30	4.48	3.12	2.96	2.93
24	48.99	6.63	6.02	5.36	5.23	4.58	3.25	2.84	2.89
25	49.05	6.87	5.80	5.29	5.19	4.61	3.39	2.84	2.86

第1表 (b) 男 (つづき)

年 次	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—74	75—79	80 以下
実 数									
大 正 9	1,640.3	1,340.4	1,122.2	912.1	803.0	614.5	399.5	198.3	90.2
10	1,639.3	1,417.2	1,113.3	948.9	763.3	625.6	392.4	200.2	91.8
11	1,642.8	1,456.7	1,129.0	974.6	724.9	627.0	396.8	199.6	90.0
12	1,635.4	1,490.3	1,128.9	1,029.7	700.7	626.6	394.4	204.3	92.7
13	1,626.6	1,524.3	1,166.7	1,017.3	721.9	613.9	398.1	212.3	96.1
14	1,624.2	1,539.5	1,223.8	981.2	754.0	601.5	403.6	213.6	100.6
昭 和 1	1,590.3	1,541.5	1,297.4	977.2	785.6	572.8	414.4	211.6	104.0
2	1,598.4	1,543.4	1,334.5	995.1	806.6	546.6	416.8	215.1	104.1
3	1,623.7	1,535.7	1,367.0	997.6	854.7	530.2	417.3	214.3	107.7
4	1,661.9	1,525.1	1,397.4	1,031.7	845.5	548.3	407.8	216.1	111.6
5	1,687.9	1,525.2	1,410.6	1,085.9	820.3	577.2	404.0	222.5	115.1
6	1,706.6	1,494.1	1,414.0	1,150.8	817.0	602.6	383.7	227.5	113.4
7	1,727.3	1,505.6	1,418.2	1,187.7	834.3	623.2	368.8	232.7	117.4
8	1,730.0	1,530.5	1,412.9	1,218.3	841.0	659.8	359.4	234.5	119.6
9	1,735.5	1,567.8	1,406.3	1,246.2	873.5	653.8	376.2	229.8	123.6
10	1,767.6	1,591.2	1,404.4	1,255.1	916.8	630.0	394.2	224.8	125.2
11	1,823.2	1,605.9	1,373.7	1,255.1	968.4	624.7	407.0	210.2	123.5
12	1,854.7	1,626.5	1,388.0	1,268.5	1,009.2	651.9	429.0	209.9	134.4
13	1,910.3	1,627.6	1,410.9	1,266.5	1,036.2	663.4	456.3	206.2	136.5
14	1,936.4	1,622.2	1,439.3	1,248.8	1,048.9	678.1	442.9	209.8	128.2
15	1,968.5	1,645.0	1,454.3	1,240.2	1,049.2	702.6	421.0	216.0	121.6
22	2,110.6	1,964.2	1,599.7	1,316.9	996.5	764.4	485.2	213.1	105.6
23	2,131.2	1,999.8	1,656.7	1,331.0	1,028.8	771.5	503.5	227.8	112.5
24	2,173.2	2,017.2	1,687.7	1,345.3	1,072.6	781.3	524.3	246.9	118.0
25	2,199.1	2,019.0	1,719.4	1,378.7	1,109.6	796.0	540.3	267.7	124.4
割 合									
大 正 9	2.93	2.40	2.01	1.63	1.43	1.10	0.71	0.35	0.16
10	2.89	2.50	1.96	1.67	1.35	1.10	0.69	0.35	0.16
11	2.86	2.54	1.97	1.70	1.26	1.09	0.69	0.35	0.16
12	2.81	2.56	1.94	1.77	1.21	1.08	0.68	0.35	0.15
13	2.76	2.59	1.98	1.73	1.23	1.04	0.68	0.36	0.16
14	2.72	2.58	2.05	1.64	1.26	1.01	0.68	0.36	0.17
昭 和 1	2.62	2.54	2.14	1.61	1.29	0.94	0.68	0.35	0.17
2	2.59	2.50	2.16	1.61	1.31	0.89	0.68	0.35	0.17
3	2.59	2.45	2.18	1.59	1.37	0.85	0.67	0.34	0.17
4	2.62	2.40	2.20	1.63	1.33	0.86	0.64	0.34	0.18
5	2.62	2.37	2.19	1.68	1.27	0.90	0.63	0.35	0.18
6	2.61	2.28	2.16	1.76	1.25	0.92	0.59	0.35	0.17
7	2.60	2.27	2.13	1.79	1.26	0.94	0.56	0.35	0.18
8	2.57	2.27	2.10	1.81	1.25	0.98	0.53	0.35	0.17
9	2.54	2.30	2.06	1.82	1.28	0.96	0.55	0.34	0.18
10	2.55	2.30	2.03	1.81	1.32	0.91	0.57	0.32	0.18
11	2.69	2.20	1.96	1.79	1.38	0.89	0.58	0.30	0.18
12	2.63	2.30	1.97	1.80	1.43	0.92	0.61	0.30	0.19
13	2.69	2.29	1.99	1.78	1.46	0.93	0.64	0.29	0.20
14	2.71	2.27	2.02	1.75	1.47	0.95	0.62	0.29	0.18
15	2.74	2.29	2.02	1.72	1.46	0.98	0.59	0.30	0.17
22	2.70	2.51	2.05	1.69	1.28	0.98	0.62	0.27	0.14
23	2.66	2.50	2.07	1.66	1.29	0.96	0.63	0.28	0.14
24	2.66	2.47	2.06	1.65	1.31	0.96	0.64	0.30	0.14
25	2.64	2.43	2.07	1.66	1.33	0.96	0.65	0.32	0.14

第1表 男女、年齢(5歳階級)別推計人口(つづき)

(c) 女

年 次	総 数	0—4歳	5—9	10—14	15—19	20—24	25—29	30—34	35—39
実 敷 (単位千人)									
大正 9	27,918.9	3,705.1	3,389.8	3,012.3	2,670.0	2,292.8	1,915.9	1,776.0	1,703.0
10	28,254.2	3,768.8	3,411.3	3,126.1	2,636.6	2,350.5	1,970.4	1,780.2	1,653.3
11	28,590.3	3,854.3	3,389.8	3,199.0	2,664.2	2,414.5	1,995.1	1,786.2	1,647.3
12	28,942.3	3,972.3	3,359.1	3,256.9	2,710.0	2,447.9	2,055.0	1,779.2	1,648.4
13	29,306.9	4,082.9	3,314.0	3,297.2	2,812.3	2,474.7	2,088.9	1,770.5	1,669.2
14	29,723.7	4,194.1	3,433.3	3,324.0	2,896.9	2,485.7	2,137.0	1,795.9	1,680.8
昭和 1	30,219.6	4,223.8	3,488.7	3,346.5	3,012.7	2,461.8	2,197.3	1,850.0	1,686.7
2	30,677.8	4,308.9	3,581.1	3,328.0	3,086.3	2,496.0	2,264.8	1,890.1	1,698.6
3	31,146.1	4,378.5	3,695.3	3,304.2	3,146.2	2,545.8	2,302.0	1,957.8	1,697.8
4	31,570.0	4,421.7	3,827.1	3,257.2	3,184.1	2,643.2	2,331.1	1,994.7	1,694.2
5	32,059.9	4,467.7	3,852.3	3,364.5	3,220.9	2,716.1	2,354.9	2,038.6	1,727.9
6	32,559.0	4,500.8	3,964.0	3,421.2	3,243.1	2,837.9	2,328.0	2,096.0	1,782.6
7	33,079.2	4,527.4	4,060.4	3,520.4	3,232.3	2,911.6	2,360.6	2,162.2	1,811.7
8	33,587.0	4,575.3	4,118.6	3,644.0	3,216.8	2,966.6	2,406.6	2,200.8	1,874.6
9	34,015.1	4,571.0	4,189.2	3,775.9	3,177.1	3,002.6	2,499.1	2,232.7	1,905.8
10	34,520.0	4,614.5	4,238.2	3,808.5	3,290.2	3,034.3	2,569.8	2,253.1	1,952.4
11	35,010.8	4,660.5	4,255.3	3,910.6	3,329.6	3,052.8	2,679.7	2,229.3	2,006.7
12	35,502.5	4,672.0	4,275.2	4,004.2	3,413.4	3,037.0	2,744.4	2,256.8	2,075.2
13	35,887.7	4,634.6	4,312.8	4,068.8	3,522.8	3,009.1	2,784.2	2,298.0	2,112.6
14	36,154.1	4,514.3	4,336.4	4,135.7	3,650.5	2,954.2	2,806.4	2,382.0	2,142.6
15	36,545.6	4,511.6	4,372.2	4,165.8	3,692.9	3,046.5	2,816.8	2,440.8	2,162.7
22	39,972.1	4,763.5	4,501.6	4,363.4	4,119.3	3,699.4	3,080.7	2,766.9	2,552.2
23	40,872.5	4,996.6	4,612.6	4,350.3	4,182.5	3,782.4	3,201.3	2,786.7	2,601.1
24	41,709.9	5,210.7	4,803.0	4,290.3	4,207.3	3,855.5	3,327.2	2,754.3	2,644.9
25	42,387.9	5,437.3	4,697.5	4,299.8	4,260.3	3,889.9	3,363.4	2,842.2	2,672.1
割 合 (各年次別総人口100.00につき)									
大正 9	49.89	6.62	6.05	5.33	4.77	4.10	3.42	3.17	3.04
10	49.86	6.65	6.02	5.52	4.65	4.15	3.48	3.14	2.92
11	49.82	6.73	5.91	5.57	4.64	4.21	3.48	3.11	2.87
12	49.80	6.83	5.78	5.60	4.66	4.21	3.54	3.06	2.84
13	49.78	6.93	5.63	5.60	4.75	4.20	3.55	3.01	2.84
14	49.76	6.87	5.75	5.56	4.85	4.16	3.58	3.01	2.81
昭和 1	49.75	6.95	5.74	5.51	4.96	4.05	3.62	3.06	2.78
2	49.75	6.99	5.81	5.40	5.01	4.05	3.67	3.07	2.75
3	49.76	6.99	5.90	5.23	5.03	4.07	3.68	3.13	2.71
4	49.75	6.97	6.03	5.13	5.02	4.17	3.67	3.14	2.67
5	49.74	6.93	5.98	5.22	5.00	4.21	3.65	3.16	2.68
6	49.74	6.88	6.06	5.23	4.95	4.34	3.56	3.20	2.72
7	49.79	6.81	6.11	5.30	4.87	4.38	3.55	3.25	2.73
8	49.81	6.79	6.11	5.40	4.77	4.40	3.57	3.26	2.78
9	49.80	6.69	6.13	5.53	4.65	4.40	3.66	3.27	2.79
10	49.85	6.66	6.11	5.50	4.75	4.38	3.71	3.22	2.85
11	49.93	6.65	6.07	5.58	4.75	4.35	3.82	3.18	2.86
12	50.27	6.62	6.05	5.67	4.83	4.30	3.89	3.20	2.94
13	50.54	6.53	6.07	5.73	4.96	4.24	3.92	3.24	2.97
14	50.65	6.32	6.07	5.70	5.11	4.14	3.93	3.34	3.00
15	50.81	6.27	6.05	5.79	5.13	4.24	3.92	3.39	3.01
22	51.18	6.10	5.76	5.59	5.27	4.74	3.94	3.54	3.27
23	51.09	6.25	5.77	5.44	5.23	4.73	4.00	3.48	3.25
24	51.01	6.37	5.87	5.25	5.15	4.71	4.07	3.37	3.23
25	50.95	6.60	5.65	5.17	5.11	4.68	4.04	3.42	3.21

第1表 (c) 女 (つづき)

年 次	40—44	45—49	50—54	55—59	60—64	65—69	70—74	75—79	80 ≤
実 数									
大 正 9	1,603.5	1,318.2	1,112.5	928.0	852.8	698.1	497.1	283.8	160.0
10	1,610.0	1,325.6	1,107.4	955.1	815.3	715.0	423.3	284.1	164.3
11	1,616.5	1,433.1	1,123.3	990.9	778.7	721.4	505.0	287.3	162.7
12	1,617.7	1,456.3	1,131.5	1,051.6	755.8	721.8	504.6	295.6	168.5
13	1,607.0	1,500.4	1,169.0	1,044.0	777.9	708.2	503.1	307.3	175.5
14	1,597.5	1,515.7	1,227.1	1,009.6	814.3	692.9	515.6	309.4	183.8
昭 和 1	1,553.7	1,522.8	1,303.8	1,010.2	849.1	663.6	532.6	312.3	189.1
2	1,555.6	1,529.4	1,344.6	1,035.7	870.3	638.6	539.0	318.1	191.5
3	1,551.2	1,531.8	1,374.4	1,038.7	929.3	623.1	541.4	318.5	199.9
4	1,534.5	1,523.0	1,406.6	1,073.3	926.9	643.6	530.4	320.5	207.8
5	1,523.5	1,521.1	1,420.1	1,130.2	901.8	678.6	522.6	329.3	214.6
6	1,603.6	1,481.6	1,429.6	1,201.0	900.0	710.5	499.5	340.4	214.1
7	1,619.8	1,481.0	1,437.5	1,244.3	921.4	734.4	483.6	349.2	221.3
8	1,618.7	1,484.7	1,441.5	1,273.0	929.3	783.3	473.5	352.4	227.2
9	1,613.4	1,506.3	1,433.1	1,302.5	962.1	779.3	491.0	343.2	230.8
10	1,638.4	1,521.7	1,423.5	1,316.0	1,013.8	757.1	519.2	337.0	237.3
11	1,695.3	1,529.0	1,395.3	1,323.2	1,079.5	755.4	544.3	321.7	241.6
12	1,725.2	1,542.4	1,395.0	1,333.3	1,119.0	780.6	562.6	314.6	251.8
13	1,785.1	1,541.6	1,397.6	1,335.9	1,142.5	788.8	597.9	305.4	250.2
14	1,816.6	1,535.7	1,418.8	1,325.3	1,168.5	813.6	594.4	315.8	243.5
15	1,857.6	1,557.8	1,430.8	1,319.0	1,178.4	852.7	573.8	330.5	235.6
22	2,081.4	1,894.6	1,532.3	1,327.5	1,112.8	955.1	674.9	337.2	209.1
23	2,136.5	1,938.3	1,592.3	1,334.1	1,129.1	957.6	694.5	357.6	219.0
24	2,223.0	1,966.3	1,626.7	1,343.1	1,160.1	963.5	719.2	384.8	230.0
25	2,284.2	1,985.8	1,669.5	1,370.4	1,194.4	974.9	741.4	418.0	246.9
割 合									
大 正 9	2.87	2.36	1.99	1.66	1.52	1.25	0.89	0.51	0.28
10	2.84	2.46	1.95	1.70	1.44	1.26	0.88	0.50	0.29
11	2.82	2.51	1.97	1.73	1.36	1.26	0.83	0.50	0.28
12	2.78	2.52	1.95	1.81	1.30	1.24	0.87	0.51	0.29
13	2.73	2.56	1.99	1.77	1.32	1.20	0.86	0.52	0.30
14	2.67	2.54	2.05	1.69	1.36	1.16	0.86	0.52	0.31
昭 和 1	2.57	2.51	2.15	1.66	1.40	1.09	0.83	0.51	0.31
2	2.52	2.48	2.18	1.68	1.41	1.04	0.87	0.52	0.31
3	2.49	2.45	2.20	1.66	1.48	1.00	0.86	0.51	0.31
4	2.50	2.40	2.22	1.69	1.46	1.01	0.84	0.51	0.33
5	2.48	2.36	2.20	1.75	1.40	1.05	0.81	0.51	0.33
6	2.46	2.26	2.18	1.83	1.37	1.09	0.76	0.52	0.33
7	2.44	2.23	2.16	1.87	1.39	1.11	0.73	0.53	0.33
8	2.40	2.20	2.14	1.89	1.38	1.16	0.70	0.52	0.34
9	2.36	2.21	2.10	1.91	1.41	1.14	0.72	0.50	0.34
10	2.37	2.20	2.09	1.90	1.46	1.09	0.75	0.49	0.34
11	2.42	2.18	1.99	1.89	1.54	1.08	0.78	0.46	0.35
12	2.44	2.18	1.98	1.89	1.58	1.11	0.80	0.45	0.36
13	2.51	2.17	1.97	1.88	1.61	1.11	0.84	0.43	0.35
14	2.54	2.15	1.99	1.86	1.64	1.14	0.83	0.44	0.34
15	2.53	2.17	1.99	1.83	1.64	1.19	0.80	0.46	0.33
22	2.67	2.43	1.95	1.70	1.42	1.22	0.86	0.43	0.27
23	2.67	2.42	1.99	1.67	1.41	1.20	0.87	0.45	0.28
24	2.72	2.40	1.99	1.64	1.42	1.18	0.88	0.47	0.28
25	2.75	2.39	2.01	1.65	1.44	1.17	0.89	0.50	0.30

備考 (84 頁) 参照

第2表 男女、年齢(3区分)別推計人口

年 次	総 数			男			女		
	0—14歳	15—64歳	65歳以上	0—14歳	15—64歳	65歳以上	0—14歳	15—64歳	65歳以上
実 数 (単位千人)									
大正 9	20,416.2	32,605.4	2,941.4	10,309.0	16,432.7	1,302.4	10,107.2	16,172.8	1,638.9
10	20,817.8	32,876.3	2,971.8	10,511.6	16,590.0	1,310.1	10,306.2	16,286.3	1,661.7
11	21,108.8	33,291.5	2,989.8	10,655.2	16,831.2	1,313.4	10,453.6	16,460.4	1,676.4
12	21,374.3	33,736.3	3,008.7	10,786.0	17,072.8	1,318.1	10,588.4	16,663.4	1,690.6
13	21,590.3	34,265.9	3,019.5	10,896.3	17,352.1	1,320.4	10,694.0	16,913.8	1,699.1
14	21,924.0	34,791.7	3,021.1	11,062.6	17,631.2	1,319.3	10,861.4	17,160.6	1,701.8
昭和 1	22,329.9	35,410.6	3,030.4	11,270.9	17,947.5	1,302.8	11,050.0	17,463.1	1,697.5
2	22,648.3	36,041.4	2,969.7	11,430.3	18,268.7	1,282.5	11,218.0	17,772.6	1,687.1
3	22,962.6	36,674.2	2,952.3	11,590.8	18,588.9	1,269.4	11,378.0	18,085.3	1,682.9
4	23,221.2	37,253.3	2,986.0	11,715.2	18,891.7	1,283.7	11,506.0	18,361.6	1,702.3
5	23,579.3	37,806.7	3,063.9	11,894.8	19,176.5	1,318.7	11,684.5	18,630.2	1,745.1
6	23,928.5	38,377.3	3,091.7	12,102.5	19,468.8	1,327.2	11,886.0	18,908.5	1,764.5
7	24,440.8	38,862.4	3,130.6	12,332.6	19,680.0	1,342.1	12,108.3	19,182.4	1,788.6
8	24,906.0	39,315.8	3,209.7	12,568.1	19,903.1	1,373.3	12,337.9	19,412.7	1,836.4
9	25,325.2	39,755.8	3,227.9	12,789.1	20,121.3	1,383.4	12,536.2	19,634.5	1,844.4
10	25,545.2	40,484.0	3,225.0	12,894.0	20,465.8	1,374.3	12,651.1	20,018.2	1,850.6
11	25,883.4	41,001.9	3,228.4	13,057.0	20,680.5	1,365.3	12,826.4	20,321.4	1,863.1
12	26,180.7	41,115.1	3,334.9	13,229.3	20,473.5	1,425.2	12,951.4	20,641.6	1,909.7
13	26,336.0	41,272.1	3,404.7	13,319.9	20,342.7	1,462.4	13,016.1	20,929.4	1,942.3
14	26,258.1	41,695.3	3,426.3	13,271.7	20,494.8	1,459.1	12,986.4	21,200.6	1,967.2
15	26,382.8	42,096.1	3,453.9	13,333.2	20,592.8	1,461.3	13,049.6	21,503.3	1,992.6
22	27,573.4	46,783.4	3,744.7	13,944.8	22,616.2	1,568.4	13,628.6	24,167.2	2,176.3
23	28,296.4	47,862.2	3,843.9	14,336.9	23,177.9	1,615.2	13,959.5	24,684.3	2,228.7
24	29,029.6	48,775.1	3,967.9	14,725.6	23,666.7	1,670.4	14,304.0	25,108.5	2,297.5
25	29,429.7	49,660.6	4,109.4	14,945.1	24,138.3	1,728.3	14,484.6	25,522.3	2,381.1
割 合 (各年次別総人口100.00につき)									
大正 9	36.48	58.26	5.26	18.42	29.36	2.33	18.06	28.90	2.93
10	36.74	58.02	5.24	18.55	29.28	2.31	18.19	28.74	2.93
11	36.78	58.01	5.21	18.57	29.33	2.29	18.21	28.68	2.92
12	36.78	58.05	5.18	18.56	29.38	2.27	18.22	28.67	2.91
13	36.67	58.20	5.13	18.51	29.47	2.24	18.16	28.73	2.89
14	36.70	58.24	5.06	18.52	29.51	2.21	18.18	28.73	2.85
昭和 1	36.75	58.30	4.94	18.56	29.55	2.14	18.21	28.75	2.79
2	36.73	58.45	4.82	18.54	29.63	2.08	18.19	28.82	2.74
3	36.69	58.59	4.72	18.52	29.70	2.03	18.18	28.89	2.69
4	36.59	58.70	4.71	18.46	29.77	2.02	18.13	28.93	2.68
5	36.59	58.66	4.75	18.46	29.75	2.05	18.13	28.91	2.71
6	36.65	58.63	4.72	18.49	29.74	2.03	18.16	28.89	2.70
7	36.79	58.50	4.71	18.56	29.62	2.02	18.23	28.87	2.69
8	36.94	58.30	4.76	18.64	29.52	2.04	18.30	28.79	2.72
9	37.07	58.20	4.73	18.72	29.46	2.03	18.35	28.74	2.70
10	36.89	58.46	4.60	18.62	29.55	1.98	18.27	28.91	2.67
11	36.92	58.48	4.60	18.62	29.50	1.95	18.29	28.96	2.68
12	37.07	58.22	4.72	18.73	28.99	2.02	18.34	29.23	2.70
13	37.09	58.12	4.79	18.76	28.65	2.06	18.33	29.47	2.74
14	36.79	58.41	4.80	18.59	28.71	2.04	18.19	29.70	2.76
15	36.68	58.52	4.80	18.54	29.63	2.03	18.14	29.90	2.77
22	35.31	59.90	4.79	17.85	28.96	2.01	17.45	30.94	2.79
23	35.37	59.83	4.80	17.92	28.97	2.02	17.45	30.85	2.79
24	35.50	59.65	4.85	18.01	28.94	2.04	17.49	30.71	2.81
25	35.37	59.69	4.94	17.96	29.01	2.08	17.41	30.68	2.86

備考 (34 頁) 参照

第3表 従来の国勢調査中間年における推計人口との比較

(単位千人)

年 次	総 数			男			女		
	本推計	人口問題研究所推計	内閣統計局推計	本推計	人口問題研究所推計	内閣統計局推計	本推計	人口問題研究所推計	内閣統計局推計
大 正	9	55,963.1	55,963.1	28,044.2	28,044.2	28,044.2	27,918.9	27,918.9	27,918.9
	10	56,665.9	56,687.6	28,411.7	28,422.9	28,454.5	28,254.2	28,264.7	28,332.8
	11	57,390.1	57,449.3	28,799.7	28,817.1	28,891.5	28,590.3	28,632.2	28,764.3
	12	58,119.2	58,207.3	28,481.5	29,176.9	29,211.8	28,942.3	28,995.4	29,184.6
	13	58,875.6	58,937.4	59,138.9	29,568.7	29,595.6	29,622.2	29,306.9	29,341.8
	14	59,736.8	59,736.8	30,013.1	30,013.1	30,013.1	29,723.7	29,723.7	29,723.7
	15	60,740.9	60,718.6	60,521.6	30,521.3	30,503.5	30,422.8	30,219.6	30,215.1
	16	61,659.3	61,677.5	61,316.6	30,981.5	30,983.0	30,836.1	30,677.8	30,694.5
	17	62,595.3	62,629.7	62,122.2	31,449.1	31,463.2	31,257.7	31,146.1	31,166.5
	18	63,460.6	63,563.9	62,938.2	31,890.6	31,945.1	31,683.4	31,570.0	31,618.8
	19	64,450.0	64,450.0	64,450.0	32,390.2	32,390.2	32,390.2	32,059.9	32,059.9
	20	65,457.5	65,371.1	65,366.5	32,898.5	32,839.3	32,852.4	32,559.0	32,531.8
	21	66,433.8	66,284.6	66,296.0	33,354.6	33,287.9	33,321.0	33,079.2	32,996.6
	22	67,431.6	67,318.4	67,238.6	33,844.5	33,792.7	33,796.4	33,587.0	33,525.7
	23	68,308.9	68,272.3	68,194.9	34,293.8	34,256.4	34,279.3	34,015.1	34,015.9
	24	69,254.1	69,254.1	69,254.1	34,734.1	34,734.1	34,734.1	34,520.0	34,520.0
	25	70,113.6	70,270.2	70,258.2	35,102.8	35,242.2	35,224.0	35,010.8	35,028.0
	26	70,630.4	71,208.2	71,252.8	35,127.9	35,709.6	35,709.7	35,502.5	35,498.6
	27	71,012.6	72,062.3	72,222.7	35,124.9	36,133.7	36,182.7	35,887.7	35,928.6
	28	71,379.7	—	72,875.8	35,225.6	—	36,501.6	36,154.1	36,374.2
	29	71,933.0	—	73,114.3	35,387.4	—	36,566.0	36,545.6	36,548.3
	30	78,101.5	—	—	38,129.4	—	—	39,972.1	—
	31	80,002.5	—	—	39,129.9	—	—	40,872.5	—
	32	81,772.6	—	—	40,062.7	—	—	41,709.9	—
	33	83,199.6	—	—	40,811.8	—	—	42,387.9	—

備 考 総理府統計局「大正9年～昭和15年および昭和22年～昭和25年 全国年令別人口の推計」昭和31年3月刊による。

この推計は、大正9年から昭和25年までの間、国勢調査の行われなかつた中間年のうち、戦争中を含む昭和16年～21年をのぞく各年にについて、各年10月1日現在の男女、年齢別全国総人口を推計したもの。

まず全国総数を推計し、次にこれに適合するようにその年齢別を推計したもので、人口の増減を出生、死亡および出団、入団の各要因ごとにそれぞれの既存の資料を基にして推計し、基準人口として用いた国勢調査人口に加減して調査中間年の人口を推計するいわゆる加減法によつている。

推計の対象は日本人および外国人を含む全国総人口。ただし、昭和22年以降は旧連合軍関係者、旧連合軍最高司令官の任命または承認した使節団の団員、外国政府の公務をおび日本に駐在する者および以上の者の家族を含まない。

ここでいう全国とは、昭和15年以前については沖縄県を含む旧内地の47道府県、昭和22年以降についてはそのうち当時わが行政権の及ばなかつた北海道の千島および薩摩半島の一部、東京都の小笠原、鹿児島県大島郡の大部おとび沖縄県などを除いた地域である。

推計人口の性質は、推計の基礎に用いた国勢調査による人口が昭和25年については常住人口であり、それ以外はすべて現在人口である。また、人口動態統計による出生率、死亡率も現在地主義に近い発生地主義によつていて、その他の出入団などについてはこの点がかならずしも統一されていない。しかし、全国人口に関する限りは常住人口と現在人口との差は小さく、とくに問題とする必要はないと思われる。

人口問題研究所では、さきに昭和5年から同15年に至る国勢調査問年次の男女、年齢各歳別人口の推計を行つたが（厚生省人口問題研究所「昭和5年以降男女年齢別主要死因別死亡率に関する調査」昭和17年3月に掲載）、その推計は生命表による各歳の生存率を国勢調査による基準人口に乗じて推計したもので、今回の統計局の推計人口とその推計方法を異にしている。両推計結果を比較すると、人口問題研究所の推計では昭和10年～15年については昭和15年の国勢調査人口による補正が行われていないので、この期間に軍隊の出団が多かつた結果として、両推計結果にかなりの差異を生じる原因となつてゐる。ここには（第3表）、比較のため今回の総理府統計局の推計人口と人口問題研究所推計人口および戦前内閣統計局が人口動態統計における基礎人口として推計したものの各々総人口のみを掲げた。詳細についてはそれぞれの原典を参照されたい。

III 女子の年齢別特殊出生率

年齢	昭和 29	昭和 28	昭和 27	昭和 26	昭和 25	昭和 22	昭和 12	大正 14
15	0.00013	0.00015	0.00017	0.00022	0.00026	0.00039	0.00096	0.00389
16	0.00068	0.00075	0.00091	0.00111	0.00171	0.00182	0.00423	0.01278
17	0.00257	0.00309	0.00373	0.00502	0.00659	0.00731	0.01118	0.03492
18	0.00800	0.00938	0.01188	0.01479	0.01763	0.02146	0.02815	0.06482
19	0.02013	0.02391	0.02724	0.03312	0.04081	0.04544	0.05597	0.11575
20	0.04441	0.04997	0.05623	0.06596	0.07866	0.08710	0.10018	0.17251
21	0.07870	0.08349	0.09418	0.10479	0.12525	0.13028	0.14188	0.21580
22	0.11484	0.12504	0.13416	0.14895	0.16692	0.16810	0.18385	0.23894
23	0.15665	0.16322	0.17713	0.18466	0.20740	0.21781	0.21676	0.25735
24	0.18033	0.19050	0.19688	0.20862	0.23054	0.24274	0.23470	0.25760
25	0.19532	0.19985	0.21033	0.22043	0.23928	0.26253	0.24394	0.25932
26	0.19196	0.20105	0.21277	0.22193	0.24654	0.28036	0.25112	0.26763
27	0.18606	0.19564	0.20610	0.22239	0.23795	0.26014	0.24686	0.26149
28	0.17318	0.18377	0.20380	0.21188	0.23077	0.27512	0.23574	0.25658
29	0.15976	0.17639	0.18967	0.20443	0.22531	0.26632	0.23711	0.25373
30	0.14938	0.16017	0.17837	0.19613	0.19364	0.25791	0.21865	0.24438
31	0.13216	0.14630	0.16689	0.16388	0.19263	0.24599	0.22001	0.23503
32	0.11933	0.13534	0.13752	0.16365	0.17771	0.23653	0.20453	0.23316
33	0.10792	0.10787	0.13404	0.14659	0.16099	0.21899	0.20104	0.21310
34	0.08453	0.10344	0.11687	0.13049	0.14595	0.20703	0.18236	0.21543
35	0.07935	0.08906	0.10227	0.11473	0.13335	0.19352	0.17725	0.20582
36	0.06656	0.07647	0.08762	0.10357	0.11639	0.17187	0.16343	0.18703
37	0.05550	0.06397	0.07691	0.08887	0.10418	0.15531	0.15092	0.17240
38	0.04528	0.05378	0.06348	0.07638	0.08929	0.13677	0.14151	0.15967
39	0.03677	0.04229	0.05272	0.06194	0.07668	0.12032	0.12396	0.14203
40	0.02742	0.03303	0.04051	0.05040	0.06200	0.09431	0.10423	0.12044
41	0.01988	0.02427	0.03071	0.03828	0.04622	0.07472	0.08421	0.09594
42	0.01310	0.01641	0.02046	0.02600	0.03287	0.05325	0.06215	0.07412
43	0.00816	0.01025	0.01279	0.01648	0.01967	0.03550	0.04370	0.05216
44	0.00448	0.00543	0.00709	0.00880	0.01198	0.02131	0.02848	0.03364
45	0.00213	0.00262	0.00341	0.00426	0.00537	0.01179	0.01637	0.02059
46	0.00102	0.00119	0.00149	0.00182	0.00270	0.00606	0.00939	0.01213
47	0.00055	0.00065	0.00076	0.00091	0.00118	0.00332	0.00557	0.00760
48	0.00023	0.00034	0.00043	0.00045	0.00074	0.00224	0.00397	0.00550
49	0.00015	0.00021	0.00021	0.00033	0.00053	0.00191	0.00315	0.00357
Σ	2.46662	2.67929	2.95973	3.24226	3.62969	4.51557	4.34451	5.10685
15—19	0.00643	0.00734	0.00876	0.01068	0.01325	0.01487	0.01864	0.04309
20—24	0.11404	0.12083	0.13009	0.14106	0.16069	0.16662	0.17469	0.22822
25—29	0.18161	0.19176	0.20492	0.21644	0.23625	0.26864	0.24310	0.25986
30—34	0.11915	0.13185	0.14806	0.16116	0.17468	0.23352	0.20687	0.22874
35—39	0.05656	0.06510	0.07685	0.08942	0.10438	0.15652	0.15238	0.17438
40—44	0.01492	0.01822	0.02289	0.02869	0.03590	0.05667	0.06599	0.07494
45—49	0.00087	0.00106	0.00131	0.00153	0.00212	0.00527	0.00774	0.00993

備考 本「人口問題研究 第61号」昭和30年8月刊の『統計』に載録せるものに、その後算出された昭和29年をつけ加えたもの。

IV 労働力調査報告

第1表 労働力、非労働力および就業状態別人口

(a) 総 数

調査年月	実 数 (単位千人)				割合 (14歳以上人口総数100.0につき)			
	14歳以上 人口総数	労働力人口 総数	就業者 完全失業者	非労働力 人口	労働力人口 総数	就業者 完全失業者	非労働力 人口	
昭和23年平均	53,900	34,840	34,600	240	19,060	64.6	64.2	0.4
昭和24年平均	54,850	36,440	36,060	380	18,410	65.4	65.7	0.7
昭和25年平均	55,340	36,160	35,720	440	19,030	65.5	64.7	0.8
昭和26年平均	56,360	36,600	36,220	390	19,660	65.1	64.4	0.7
昭和27年平均	57,440	37,750	37,290	470	19,690	65.7	64.9	0.8
昭和28年 1月	57,790	37,540	37,080	460	20,240	65.0	64.2	0.8
2月	58,100	36,710	36,190	510	21,400	63.2	62.3	0.9
3月	58,180	39,290	38,670	610	18,900	67.5	66.5	1.0
4月	58,140	39,550	39,030	530	18,590	63.0	67.1	0.9
5月	58,230	40,680	40,180	500	17,550	69.9	69.0	0.9
6月	57,980	40,730	40,290	440	17,270	70.2	69.5	0.8
7月	58,330	40,800	40,370	430	17,530	69.9	69.2	0.7
8月	58,330	39,740	39,310	430	18,600	68.1	67.4	0.7
9月	58,550	39,980	39,580	400	18,580	68.3	67.6	0.7
10月	58,660	41,610	41,220	390	17,050	70.9	70.3	0.6
11月	58,600	40,600	40,230	370	18,000	69.3	68.7	0.6
12月	58,800	39,110	38,800	310	19,700	66.5	66.0	0.5
平均	58,310	39,700	39,250	450	18,620	68.1	67.3	0.8
昭和29年 1月	58,570	35,940	35,540	390	22,630	61.4	60.7	0.7
2月	58,980	36,680	36,250	430	22,300	62.2	61.5	0.7
3月	58,900	39,160	38,570	590	19,720	66.5	65.5	1.0
4月	59,450	40,500	39,990	510	18,910	68.1	67.3	0.9
5月	59,450	42,260	41,680	580	17,160	71.1	70.1	1.0
6月	59,210	41,630	41,080	560	17,520	70.3	69.4	0.9
7月	59,190	41,760	41,120	640	17,380	70.6	69.5	1.1
8月	59,160	40,710	40,000	710	18,420	68.8	67.6	1.2
9月	59,450	40,580	39,930	650	18,790	68.3	67.2	1.1
10月	59,620	42,270	41,590	670	17,290	70.9	69.8	1.1
11月	59,730	41,130	40,510	620	18,540	68.9	67.8	1.0
12月	59,640	39,230	38,640	600	20,290	65.8	64.8	1.0
平均	59,280	40,150	39,580	580	19,080	67.7	66.8	1.0
昭和30年 1月	59,870	36,730	36,100	630	23,070	61.3	60.3	1.1
2月	60,350	38,020	37,360	660	22,230	63.2	62.1	1.1
3月	60,840	40,680	39,840	840	20,030	66.9	65.5	1.4
4月	61,020	41,990	41,300	700	18,900	68.8	67.7	1.1
5月	61,110	43,810	43,150	660	17,190	71.7	70.6	1.1
6月	60,830	43,710	43,020	680	17,030	71.9	70.7	1.1
7月	60,900	43,160	42,430	720	17,630	70.9	69.7	1.2
8月	60,820	42,190	41,480	710	18,540	69.4	68.2	1.2
9月	61,040	42,640	41,970	670	18,300	69.9	68.8	1.1
10月	61,440	44,110	43,390	720	17,240	71.8	70.6	1.2
11月	61,410	43,180	42,610	570	18,130	70.3	69.4	0.9
12月	61,350	41,410	40,840	570	19,840	67.5	66.6	0.9
平均	60,920	41,800	41,120	680	19,010	68.6	67.5	1.1
昭和31年 1月	62,050	39,530	38,850	680	22,430	63.7	62.6	1.1
2月	62,190	39,580	38,830	750	22,530	63.6	62.4	1.2

第1表 労働力、非労働力および就業状態別人口(つづき)

(b) 男

調査年月	実数(単位千人)				割合(14歳以上人口総数100.0につき)			
	14歳以上	労働力人口	非労働力人口	労働力人口	非労働力人口	労働力人口	非労働力人口	労働力人口
	人口総数	就業者	完全失業者	人口総数	就業者	完全失業者	人口	人口
昭和23年平均	25,420	21,340	21,190	160	4,080	83.9	83.4	0.6
昭和24年平均	26,140	21,840	21,610	230	4,300	83.6	82.7	0.9
昭和25年平均	26,370	21,930	21,640	290	4,440	83.2	82.1	1.1
昭和26年平均	26,610	22,130	21,890	240	4,480	83.2	82.3	0.9
昭和27年平均	27,270	22,720	22,420	290	4,550	83.3	82.2	1.1
昭和28年 1月	27,400	22,700	22,450	260	4,700	82.8	81.9	0.9
2月	27,580	22,530	22,240	290	5,040	81.7	80.6	1.1
3月	27,750	23,680	23,320	350	4,070	85.3	84.0	1.3
4月	27,640	23,520	23,220	300	4,120	85.1	84.0	1.1
5月	27,870	23,880	23,590	300	3,990	85.7	84.6	1.1
6月	27,590	23,570	23,320	250	4,030	85.4	84.5	0.9
7月	27,870	23,880	23,640	250	3,990	85.7	84.8	0.9
8月	27,720	23,480	23,240	240	4,240	84.7	83.8	0.9
9月	27,840	23,490	23,260	230	4,350	84.4	83.5	0.8
10月	27,890	23,920	23,700	220	3,980	85.8	85.0	0.9
11月	27,920	23,610	23,410	200	4,320	84.6	83.8	0.7
12月	28,220	23,490	23,300	190	4,730	83.2	82.6	0.7
平均	27,770	23,480	23,220	260	4,300	84.6	83.6	0.9
昭和29年 1月	28,050	22,300	22,070	230	5,740	79.5	78.7	0.8
2月	28,190	22,680	22,410	270	5,510	80.5	79.5	1.0
3月	28,050	23,530	23,210	320	4,520	83.9	82.7	1.1
4月	28,330	23,860	23,560	300	4,500	84.1	83.0	1.1
5月	28,230	24,220	23,890	340	4,040	85.6	84.5	1.2
6月	27,950	23,700	23,380	330	4,220	84.8	83.7	1.2
7月	27,960	23,880	23,490	390	4,060	85.4	84.0	1.4
8月	28,020	23,840	23,420	420	4,160	85.1	83.6	1.5
9月	28,250	23,820	23,440	380	4,390	84.3	83.0	1.3
10月	28,330	24,120	23,780	350	4,170	85.1	83.9	1.2
11月	28,260	23,780	23,420	360	4,440	84.1	82.9	1.3
12月	28,060	23,100	22,730	370	4,880	82.3	81.0	1.3
平均	28,150	23,570	23,230	340	4,550	83.7	82.5	1.2
昭和30年 1月	28,250	22,310	21,930	380	5,910	79.0	77.6	1.3
2月	28,720	23,130	22,730	400	5,540	80.6	79.2	1.4
3月	28,910	24,220	23,780	440	4,620	83.8	82.3	1.5
4月	28,970	24,360	23,950	410	4,550	84.1	82.7	1.4
5月	29,030	24,810	24,440	370	4,170	85.5	84.2	1.3
6月	28,840	24,630	24,240	390	4,160	85.4	84.0	1.4
7月	28,870	24,550	24,140	410	4,240	85.0	83.6	1.4
8月	28,950	24,480	24,060	420	4,420	84.6	83.1	1.5
9月	29,200	24,540	24,120	420	4,610	84.0	82.6	1.4
10月	29,430	25,090	24,680	410	4,310	85.3	83.9	1.4
11月	29,380	24,760	24,420	340	4,570	84.3	83.1	1.2
12月	29,250	24,360	24,020	340	4,840	83.3	82.1	1.2
平均	28,980	24,270	23,880	390	4,660	83.7	82.4	1.3
昭和31年 1月	29,970	241,70	23,740	430	5,740	80.6	79.2	1.4
2月	30,040	242,30	23,800	440	5,770	80.7	79.2	1.5

第1表 労働力、非労働力および就業状態別人口(つづき)

(c) 女

調査年月	実数(単位千人)				割合(14歳以上人口総数100.0につき)					
	14歳以上	労働力人口			非労働力人口	労働力人口				
		人口総数	総数	就業者		完全失業者	就業者	完全失業者		
昭和23年平均	28,470	13,500	13,410	90	14,980	47.4	47.1	0.3	52.6	
昭和24年平均	28,710	14,610	14,460	150	14,110	50.9	50.4	0.5	49.1	
昭和25年平均	28,870	14,230	14,080	150	14,640	49.3	48.3	0.5	50.7	
昭和26年平均	29,650	14,480	14,330	150	15,180	48.8	48.3	0.5	51.2	
昭和27年平均	30,170	15,040	14,860	170	15,130	49.9	49.3	0.6	50.1	
昭和28年	1月	30,400	14,850	14,640	200	15,550	48.8	49.2	0.7	51.2
	2月	30,520	14,170	13,950	220	16,350	46.4	45.2	0.7	53.6
	3月	30,440	15,610	15,350	260	14,830	51.3	50.4	0.9	48.7
	4月	30,500	16,040	15,800	240	14,470	52.6	51.8	0.8	47.4
	5月	30,350	16,790	16,590	210	13,560	55.3	54.7	0.7	44.7
	6月	30,410	17,160	16,970	190	13,250	56.4	55.8	0.6	43.6
	7月	30,450	16,920	16,730	190	13,540	55.6	54.9	0.6	44.5
	8月	30,610	16,280	16,080	180	14,360	53.1	52.5	0.6	46.9
	9月	30,710	16,490	16,320	170	14,220	53.7	53.5	0.6	46.3
	10月	30,720	17,700	17,520	180	13,070	57.5	56.9	0.6	42.5
	11月	30,680	16,920	16,820	170	13,690	55.4	54.8	0.6	44.6
	12月	30,590	15,620	15,500	120	14,960	51.1	50.7	0.4	48.9
	平均	30,540	16,220	16,020	190	14,320	53.1	52.5	0.6	46.9
昭和29年	1月	30,530	13,630	13,470	160	16,890	44.6	44.1	0.5	55.3
	2月	30,790	14,000	13,830	160	16,800	45.5	44.9	0.5	54.6
	3月	30,840	15,630	15,350	280	15,200	50.6	49.8	0.9	49.3
	4月	31,070	16,640	16,430	210	14,410	53.6	52.9	0.7	46.4
	5月	31,170	18,030	17,790	240	13,120	57.8	57.1	0.7	42.1
	6月	31,260	17,930	17,700	230	13,290	57.3	56.6	0.7	42.5
	7月	31,230	17,890	17,640	250	13,320	57.3	56.5	0.8	42.7
	8月	31,150	16,870	16,580	290	14,290	54.2	53.2	0.9	45.8
	9月	31,210	16,760	16,490	280	14,400	53.7	52.8	0.9	46.1
	10月	31,290	18,140	17,820	330	13,120	58.0	57.0	1.1	41.9
	11月	31,480	17,350	17,090	260	14,090	55.1	54.3	0.8	44.8
	12月	31,570	16,120	15,890	230	15,400	51.1	50.3	0.7	48.8
	平均	31,130	16,580	16,340	240	14,530	53.3	52.5	0.8	46.7
昭和30年	1月	31,620	14,420	14,170	250	17,160	45.6	44.8	0.8	54.3
	2月	31,640	14,390	14,630	270	16,690	47.4	46.6	0.9	52.4
	3月	31,930	16,460	16,060	400	15,420	51.6	50.3	1.3	48.3
	4月	32,050	17,630	17,340	290	14,340	55.0	54.1	0.9	44.7
	5月	32,070	19,000	18,710	290	13,020	59.2	53.3	0.9	40.5
	6月	32,000	19,080	18,790	290	12,370	59.6	53.7	0.9	40.2
	7月	32,030	18,600	18,290	310	13,400	58.1	57.1	1.0	41.8
	8月	31,860	17,710	17,420	290	14,110	55.6	54.7	0.9	44.3
	9月	31,840	18,100	17,850	250	13,690	56.8	56.1	0.8	43.0
	10月	32,000	19,030	18,710	320	12,930	59.5	53.5	1.0	40.4
	11月	32,030	18,430	18,200	230	13,570	57.5	56.8	0.7	42.4
	12月	32,100	17,060	16,830	230	15,000	53.1	52.4	0.7	46.7
	平均	31,930	17,530	17,250	290	14,350	54.9	54.0	0.9	44.9
昭和31年	1月	32,080	15,360	15,110	260	16,690	47.9	47.1	0.8	52.0
	2月	32,150	15,340	15,030	310	16,760	47.7	46.7	1.0	52.1

備考(97頁)参照

第2表 産業別就業者数

(a) 総数

(単位千人)

調査年月	総数	農林業	漁業および水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業および金融保険業	運輸通信業および他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
昭和23年平均	34,600	16,370	580	600	1,320	6,320	3,280	1,630	1,300	1,650	1,530
昭和24年平均	36,060	18,080	670	500	1,120	6,410	3,280	1) 1,640 2) 1,370 4) 1,780	1,370	1,580	3) 1,630 4) 360
昭和25年平均	(5) 35,030	(5) 17,060	(5) 720	(5) 490	(5) 1,130	(5) 6,450	(5) 3,220	(5) 1,710	(5) 2,310	(5) 1,610	(5) 350
昭和26年平均	(6) 36,420	(6) 17,770	(6) 670	(6) 490	(6) 1,270	(6) 6,000	(6) 4,250	(6) 1,710	(6) 2,980	(6) 1,200	(6) 90
昭和27年平均	36,220	16,170	520	510	1,360	6,300	5,150	1,840	3,230	1,140	10
昭和28年平均	37,290	16,370	520	610	1,460	6,530	5,410	1,900	3,370	1,110	0
昭和28年 1月	37,080	13,930	770	600	1,720	7,070	5,960	1,970	3,950	1,110	0
2月	36,190	13,200	690	600	1,670	7,210	5,930	1,970	3,790	1,130	0
3月	38,670	15,810	720	630	1,680	7,220	5,750	1,960	3,730	1,180	0
4月	39,030	16,520	690	620	1,570	7,080	5,710	1,980	3,720	1,150	0
5月	40,180	18,490	680	640	1,400	6,670	5,550	1,900	3,680	1,170	0
6月	40,290	19,690	610	610	1,340	6,170	5,480	1,840	3,500	1,070	0
7月	40,370	19,220	720	640	1,510	6,300	5,700	1,770	3,430	1,090	0
8月	39,310	17,980	610	680	1,490	6,300	5,830	1,840	3,490	1,090	0
9月	39,580	17,420	650	650	1,530	6,820	5,810	1,940	3,590	1,160	0
10月	41,220	19,520	560	620	1,540	6,380	5,710	2,020	3,650	1,170	0
11月	40,230	18,120	630	570	1,670	6,560	5,740	1,910	3,820	1,210	0
12月	38,800	15,570	560	570	1,900	7,090	6,050	1,890	4,000	1,180	0
平均	39,250	17,130	660	620	1,590	6,740	5,770	1,920	3,700	1,140	0
昭和29年 1月	35,540	12,990	530	520	1,600	7,040	6,160	1,800	3,700	1,210	0
2月	36,250	13,110	520	560	1,700	7,440	6,230	1,820	3,700	1,170	10
3月	38,570	15,330	570	570	1,790	7,400	6,210	1,770	3,660	1,260	20
4月	39,990	16,460	530	530	1,740	7,140	6,390	2,000	3,850	1,290	10
5月	41,630	19,010	490	590	1,670	6,860	6,150	1,990	3,690	1,230	10
6月	41,080	18,750	480	550	1,540	6,810	6,100	1,900	3,640	1,300	10
7月	41,120	18,720	640	550	1,670	6,850	6,120	1,830	3,530	1,200	20
8月	40,000	17,560	630	520	1,750	6,770	6,100	1,760	3,590	1,330	10
9月	39,930	17,430	630	530	1,660	6,640	6,210	1,750	3,790	1,240	10
10月	41,520	19,130	510	680	1,510	6,460	6,340	1,820	3,910	1,220	20
11月	40,510	17,060	510	670	1,530	6,860	6,700	1,930	4,000	1,230	20
12月	38,640	14,440	590	710	1,610	7,180	6,960	1,830	4,060	1,230	20
平均	39,590	16,670	550	590	1,650	6,950	6,310	1,850	3,760	1,240	10
昭和30年 1月	36,100	13,000	570	520	1,500	6,900	6,450	1,850	3,980	1,240	20
2月	37,360	13,980	520	550	1,710	6,910	6,540	1,830	4,080	1,320	40
3月	39,840	16,100	550	530	1,770	6,870	6,620	1,880	4,230	1,260	30
4月	41,300	17,440	440	540	1,780	6,790	6,980	1,850	4,230	1,210	40
5月	43,150	19,810	500	530	1,580	6,850	6,570	1,890	4,190	1,130	40
6月	43,020	19,540	540	490	1,550	7,020	6,750	2,020	3,970	1,100	40
7月	42,430	18,710	540	500	1,760	6,990	6,800	2,000	3,930	1,150	30
8月	41,460	17,620	530	490	1,720	6,970	6,900	1,900	4,080	1,190	30
9月	41,970	17,820	550	490	1,760	7,340	6,480	1,880	4,510	1,080	40
10月	43,390	19,140	550	490	1,780	7,270	6,660	1,900	4,510	1,060	30
11月	42,610	17,560	470	490	2,060	7,360	6,750	1,960	4,840	1,090	30
12月	40,840	15,070	550	520	2,070	7,890	6,870	2,070	4,730	1,030	30
平均	41,120	17,150	530	510	1,750	7,100	6,700	1,920	4,270	1,150	30
昭和31年 1月	39,850	13,560	500	440	1,910	7,910	6,650	2,090	4,700	1,070	20
2月	39,830	13,480	550	400	1,860	7,990	6,800	2,040	4,650	1,060	10

第2表 産業別就業者数(つづき)

(b) 男

(単位千人)

調査年月	総数	農林業	漁業および水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業および金融保険不動産業	運輸通信業および他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
昭和23年平均	21,190	8,090	480	490	1,240	4,530	2,020	1,420	810	1,230	880
昭和24年平均	21,610	8,700	570	430	1,060	4,570	1,990	1) 1,440 4) 1,610 4) 1,170	2) 850 5) 1,220 5) 1,270	1,200	3) 950 4) 230 5) 230
昭和25年平均	5) 21,460 6) 21,830	5) 8,620 6) 8,670	5) 600 6) 580	5) 430 6) 440	5) 1,050 6) 1,180	5) 4,510 6) 4,100	5) 1,990 6) 2,570 6) 1,530	5) 1,540 6) 1,730	5) 1,220 6) 1,730	5) 1,270 6) 990	5) 230 6) 70
昭和26年平均	21,490	8,090	450	460	1,240	4,180	3,060	1,630	1,840	940	0
昭和27年平均	21,410	8,190	450	540	1,330	4,270	3,210	1,690	1,850	910	0
昭和28年 1月	21,450	7,370	570	530	1,530	4,550	3,370	1,710	1,890	910	0
2月	22,240	7,170	560	530	1,500	4,580	3,390	1,730	1,850	940	0
3月	23,320	8,130	610	550	1,470	4,640	3,290	1,730	1,920	980	0
4月	23,220	8,160	570	540	1,390	4,640	3,240	1,760	1,980	960	0
5月	23,390	8,900	580	560	1,240	4,480	3,170	1,690	1,980	930	0
6月	23,320	9,320	530	550	1,190	4,160	3,160	1,640	1,900	890	0
7月	23,640	9,290	600	580	1,360	4,210	3,260	1,580	1,870	900	0
8月	23,340	8,800	510	620	1,380	4,180	3,360	1,650	1,830	910	0
9月	23,260	8,510	560	590	1,380	4,340	3,320	1,750	1,850	970	0
10月	23,730	9,150	490	550	1,390	4,160	3,310	1,790	1,860	980	0
11月	23,410	8,740	530	510	1,500	4,280	3,220	1,660	1,950	1,030	0
12月	23,300	7,920	470	520	1,650	4,590	3,430	1,630	2,010	1,000	0
平均	23,220	8,460	550	550	1,420	4,400	3,290	1,690	1,910	950	0
昭和29年 1月	22,070	7,170	450	460	1,410	4,550	3,440	1,580	1,970	1,030	0
2月	22,410	7,160	450	490	1,480	4,740	3,530	1,600	1,980	990	0
3月	23,210	7,940	460	490	1,560	4,700	3,490	1,540	1,960	1,060	10
4月	23,550	8,150	450	510	1,550	4,540	3,590	1,750	1,920	1,100	0
5月	23,320	9,040	410	530	1,510	4,360	3,400	1,710	1,880	1,040	10
6月	23,330	8,830	410	490	1,410	4,320	3,370	1,650	1,820	1,100	10
7月	23,490	8,740	530	490	1,520	4,380	3,370	1,590	1,870	1,010	10
8月	23,420	8,470	530	470	1,570	4,370	3,410	1,530	1,960	1,120	0
9月	23,440	8,440	530	530	1,490	4,290	3,540	1,510	2,040	1,060	10
10月	23,780	8,950	450	620	1,360	4,180	3,580	1,590	2,010	1,040	10
11月	23,420	8,260	410	610	1,360	4,380	3,740	1,670	1,950	1,030	20
12月	22,730	7,270	460	650	1,430	4,470	3,920	1,590	1,940	1,010	10
平均	23,230	8,200	460	530	1,470	4,440	3,530	1,610	1,940	1,050	10
昭和30年 1月	21,930	7,010	430	480	1,300	4,430	3,660	1,610	1,950	1,060	10
2月	22,730	7,480	420	480	1,500	4,430	3,700	1,610	2,060	1,050	20
3月	23,780	8,280	440	460	1,550	4,460	3,680	1,660	2,100	1,130	20
4月	23,950	8,550	380	480	1,550	4,300	3,830	1,640	2,120	1,070	20
5月	24,440	9,240	420	470	1,370	4,430	3,640	1,700	2,110	1,020	30
6月	24,240	9,050	460	440	1,350	4,470	3,750	1,790	1,970	950	20
7月	24,140	8,740	480	450	1,540	4,490	3,760	1,740	1,920	990	20
8月	24,060	8,550	500	440	1,540	4,420	3,910	1,630	2,040	1,010	20
9月	24,120	8,540	460	440	1,580	4,650	3,680	1,600	2,240	910	30
10月	24,680	8,970	470	430	1,630	4,660	3,680	1,650	2,290	890	10
11月	24,420	8,400	410	430	1,870	4,670	3,630	1,710	2,370	920	10
12月	24,020	7,550	460	460	1,850	4,980	3,740	1,800	2,290	880	10
平均	23,880	8,360	440	460	1,550	4,530	3,720	1,680	2,120	990	20
昭和31年 1月	23,740	7,370	420	390	1,670	5,100	3,750	1,820	2,280	930	10
2月	23,800	7,420	440	350	1,630	5,100	3,780	1,820	2,360	900	0

第2表 産業別就業者数(つづき)

(c) 女

(単位千人)

調査年月	総 数	農林業	漁業および水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業および金融保険不動産業	運輸通信業および他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
昭和23年平均	13,410	8,280	100	110	80	1,800	1,260	220	500	420	660
昭和24年平均	14,460	9,370	100	60	60	1,840	1,290	200 ¹⁾	520	380 ³⁾	690 ⁴⁾
昭和25年平均	(5) 13,570 ⁵⁾	(5) 8,440 ⁵⁾	120 ⁵⁾	60 ⁵⁾	80 ⁵⁾	1,950 ⁵⁾	1,230 ⁵⁾	170 ⁵⁾	1,090 ⁵⁾	340 ⁵⁾	120 ⁵⁾
昭和26年平均	(6) 14,590 ⁶⁾	(6) 9,100 ⁶⁾	100 ⁶⁾	60 ⁶⁾	90 ⁶⁾	1,910 ⁶⁾	1,680 ⁶⁾	180 ⁶⁾	1,250 ⁶⁾	210 ⁶⁾	30 ⁶⁾
昭和27年平均	14,330	8,060	70	60	120	2,110	2,090	200	1,400	200	0
昭和28年平均	14,360	8,180	80	80	140	2,270	2,200	210	1,530	200	0
昭和28年 1月	14,640	6,560	190	70	190	2,520	2,570	260	2,060	200	0
2月	13,950	6,030	130	70	180	2,640	2,550	240	1,940	190	0
3月	15,350	7,680	110	80	200	2,580	2,460	230	1,800	200	0
4月	15,800	8,350	120	80	200	2,440	2,460	220	1,740	190	0
5月	16,580	9,590	110	80	160	2,190	2,370	210	1,690	190	0
6月	16,970	10,360	80	60	150	2,010	2,330	190	1,610	190	0
7月	16,720	9,920	120	60	150	2,080	2,450	200	1,560	190	0
8月	16,080	9,180	90	60	120	2,120	2,470	190	1,660	190	0
9月	16,310	8,920	90	70	160	2,470	2,500	190	1,740	190	0
10月	17,520	10,430	60	70	140	2,220	2,400	230	1,790	190	0
11月	16,820	9,390	100	60	170	2,280	2,520	250	1,870	180	0
12月	15,500	7,580	90	50	250	2,500	2,620	250	1,980	180	0
平均	16,020	8,570	110	70	170	2,340	2,480	220	1,790	190	0
昭和29年 1月	13,470	5,820	80	60	190	2,490	2,720	230	1,720	180	0
2月	13,880	5,950	80	70	220	2,690	2,700	220	1,720	180	10
3月	15,350	7,390	10	80	240	2,690	2,710	240	1,700	200	10
4月	16,420	8,310	180	70	200	2,590	2,810	260	1,920	180	0
5月	17,790	9,960	80	60	160	2,500	2,740	280	1,810	190	10
6月	17,700	9,930	80	60	140	2,500	2,740	260	1,820	200	10
7月	17,640	9,980	110	60	150	2,490	2,760	240	1,660	190	10
8月	16,580	9,090	100	50	180	2,400	2,690	230	1,630	200	0
9月	16,490	8,290	90	50	160	2,350	2,670	240	1,750	180	0
10月	17,520	10,180	60	60	150	2,290	2,760	240	1,900	180	10
11月	17,030	8,800	100	70	170	2,480	2,960	260	2,050	200	0
12月	15,890	7,170	130	60	180	2,710	3,050	250	2,130	220	10
平均	16,240	8,470	90	60	180	2,520	2,780	250	1,820	190	10
昭和30年 1月	14,170	5,980	140	40	200	2,580	2,790	230	2,030	180	10
2月	14,630	6,490	110	60	210	2,480	2,840	220	2,020	160	20
3月	16,060	7,920	110	70	220	2,410	2,930	220	2,140	140	20
4月	17,340	8,880	50	60	240	2,480	3,140	210	2,110	140	20
5月	18,710	10,570	80	60	210	2,430	2,930	190	2,080	160	20
6月	18,790	10,490	90	50	200	2,550	3,010	230	2,000	150	20
7月	18,290	9,970	70	50	220	2,500	3,040	260	2,010	160	10
8月	17,420	9,060	70	60	190	2,550	2,990	260	2,040	180	20
9月	17,850	9,280	90	60	180	2,690	2,810	280	2,270	170	20
10月	18,710	10,160	80	50	160	2,610	2,980	250	2,230	170	20
11月	18,200	9,160	60	60	200	2,700	3,120	250	2,470	170	20
12月	16,830	7,530	90	60	220	2,920	3,130	270	2,440	150	20
平均	17,250	8,780	90	60	200	2,580	2,980	240	2,150	160	20
昭和31年 1月	15,110	6,190	80	50	240	2,810	2,900	270	2,420	140	10
2月	15,030	6,060	110	50	230	2,890	3,020	220	2,290	160	0

1) 1—4月の平均、その他の公益事業を含まず。2) 1—4月の平均、自由業のみ。3) 1—4月の平均。

4) 5—12月の平均。5) 1—6月の平均。6) 7—12月の平均。備考(97頁)参照

第3表 職業別就業者数

(単位千人)

調査年月	総数	専門的技術的職業	管理的職業	事務従事者	販売従業者	農夫、伐木夫、獵師、漁夫および類似従業者	伐採鉱採石業	運輸的職業	特殊技能工、生産工程従業者および単純労働者(他に分類されない)	サービス業
総 数										
昭和27年平均	37,290	1,600	730	3,230	3,760	16,750	440	470	6,860	1,390
昭和28年平均	39,250	1,630	750	3,370	4,020	17,640	430	540	9,300	1,540
昭和29年平均	39,580	1,700	760	3,490	4,360	17,100	400	540	9,590	1,630
昭和30年 1月	36,100	1,770	800	3,360	4,330	13,440	300	530	9,660	1,830
2月	37,360	1,750	770	3,320	4,400	14,410	330	540	9,790	1,980
3月	39,840	1,740	830	3,420	4,500	16,550	310	540	9,810	2,120
4月	41,300	1,790	770	3,530	4,780	17,730	310	620	9,650	2,080
5月	43,150	1,880	710	3,520	4,540	20,210	270	610	9,390	1,990
6月	43,020	1,840	790	3,440	4,760	20,010	270	590	9,470	1,880
7月	42,430	1,810	810	3,540	4,680	19,190	310	550	9,620	1,890
8月	41,480	1,820	770	3,540	4,750	18,030	300	550	9,730	1,970
9月	41,970	1,800	690	3,470	4,430	18,210	320	780	10,010	2,200
10月	43,390	1,840	690	3,550	4,480	19,520	260	820	9,960	2,240
11月	42,610	1,940	690	3,530	4,520	17,860	310	780	10,560	2,370
12月	40,840	1,860	740	3,470	4,650	15,370	330	800	11,230	2,350
平均	41,120	1,820	760	3,470	4,570	17,540	300	640	9,910	2,070
昭和31年 1月	38,850	1,910	770	3,410	4,420	13,800	300	810	11,070	2,360
2月	38,830	1,830	760	3,260	4,680	13,820	260	790	11,100	2,330
男										
昭和27年平均	22,420	1,110	730	2,280	2,160	8,570	390	470	6,150	580
昭和28年平均	23,220	1,130	740	2,310	2,200	8,910	390	540	6,370	620
昭和29年平均	23,230	1,160	740	2,330	2,340	8,570	370	530	6,500	700
昭和30年 1月	21,930	1,170	790	2,250	2,310	7,400	290	530	6,360	830
2月	22,730	1,170	760	2,260	2,350	7,840	310	540	6,610	860
3月	23,780	1,150	800	2,300	2,430	8,680	290	530	6,700	910
4月	23,950	1,180	750	2,370	2,530	8,840	290	610	6,530	840
5月	24,440	1,270	690	2,350	2,440	9,600	240	600	6,430	800
6月	24,240	1,240	720	2,290	2,540	9,450	240	590	6,590	700
7月	24,140	1,190	800	2,340	2,490	9,170	280	550	6,590	720
8月	24,060	1,230	760	2,360	2,570	8,950	280	550	6,600	750
9月	24,120	1,210	670	2,240	2,450	8,880	290	750	6,770	820
10月	24,680	1,270	680	2,290	2,460	9,330	240	780	6,800	810
11月	24,420	1,290	680	2,250	2,390	8,700	270	740	7,180	910
12月	24,020	1,240	730	2,290	2,470	7,830	290	760	7,500	890
平均	23,880	1,220	740	2,300	2,450	8,720	280	630	6,720	820
昭和31年 1月	23,740	1,260	750	2,290	2,390	7,610	270	770	7,470	930
2月	23,800	1,250	740	2,270	2,460	7,710	240	760	7,450	910

第3表 職業別就業者数(つづき)

(単位千人)

調査年月	総 数	専門的技 術的職業	管理的 職 業	事 務 従事者	販 売 従業者	農夫, 伐 木夫, 獵採 師, 渔夫 および類的 似従業者	採鉱採石 師	運輸的 職業	特殊技能工、 生産工程從業 者および單純 労働者(他 に分類された い)	サービス 業
女										
昭和27年平均	14,860	490	10	1,000	1,600	8,190	50	0	2,710	810
昭和28年平均	16,020	510	10	1,060	1,820	8,730	40	0	2,930	920
昭和29年平均	16,340	540	10	1,170	2,020	8,530	40	0	3,100	930
昭和30年 1月	14,170	600	10	1,110	2,010	6,040	20	10	3,300	1,060
2月	14,630	590	10	1,060	2,040	6,570	30	10	3,180	1,120
3月	16,060	600	20	1,130	2,070	7,880	20	10	3,100	1,210
4月	17,340	610	10	1,170	2,250	8,890	20	0	3,120	1,240
5月	18,710	610	10	1,170	2,100	10,620	20	10	2,970	1,190
6月	18,790	600	20	1,160	2,220	10,560	30	0	3,080	1,100
7月	18,290	620	20	1,200	2,190	10,020	30	0	3,040	1,170
8月	17,420	600	10	1,180	2,170	9,080	30	0	3,130	1,210
9月	17,550	590	10	1,240	1,980	9,330	40	30	3,240	1,380
10月	18,710	570	10	1,260	2,020	10,200	20	40	3,160	1,430
11月	18,200	650	20	1,290	2,130	9,170	40	40	3,380	1,470
12月	16,830	620	20	1,180	2,180	7,530	40	50	3,740	1,450
平均	17,250	610	10	1,180	2,110	8,820	30	20	3,200	1,250
昭和31年 1月	15,110	650	20	1,120	2,030	6,190	30	40	3,600	1,430
2月	15,030	580	10	990	2,210	6,110	30	30	3,650	1,420

「分類不能の職業」は表章単位に達しないので省略されている。備考(97頁)参照。

第4表 従業上の地位別就業者

調査年月	総 数	数 (単位千人)				割合				
		家 族	雇 用 者			(就業者総数100.0につき)				
			自 営 業 主	従業者	総 数	経営、 事務技 術者	常用労務 者、見習 徒弟	日 労務者		
総 数										
昭和27年平均	37,290	10,120	12,950	14,210	5,160	8,040	1,010	27.1	34.7	38.1
昭和28年平均	39,250	10,270	14,180	14,800	5,290	8,250	1,260	26.2	36.1	37.7
昭和29年平均	39,580	10,300	14,080	15,180	5,460	8,050	1,260	26.0	35.6	38.4
昭和30年 1月	36,100	9,750	11,410	14,930	5,440	8,150	1,340	27.0	31.6	41.4
2月	37,360	10,080	12,090	15,150	5,310	8,440	1,400	27.0	32.4	40.6
3月	39,840	10,320	13,840	15,650	5,430	8,790	1,430	25.9	34.7	39.3
4月	41,300	10,580	14,730	15,930	5,490	8,910	1,530	25.6	35.7	38.6
5月	43,150	11,070	16,360	15,670	5,500	8,760	1,410	25.7	37.9	36.3
6月	43,020	11,020	16,290	15,660	5,450	8,700	1,500	25.6	37.9	36.4
7月	42,430	10,830	15,700	15,890	5,570	8,830	1,490	25.5	37.0	37.4
8月	41,480	10,630	14,890	15,930	5,490	8,940	1,510	25.6	35.9	38.4
9月	41,970	10,660	14,950	16,320	5,360	9,540	1,410	25.4	35.6	38.9
10月	43,390	10,790	15,980	16,590	5,550	9,820	1,220	24.9	36.8	39.2
11月	42,610	10,930	14,710	16,950	5,600	10,190	1,160	25.7	34.5	39.8
12月	40,840	10,830	12,990	16,990	5,500	10,080	1,410	26.5	31.8	41.6
平均	41,120	10,620	14,490	15,970	5,470	9,100	1,400	25.8	35.2	38.8
昭和31年 1月	38,350	10,580	11,410	16,850	5,450	10,030	1,370	27.2	29.4	43.4
2月	38,530	10,510	11,420	16,890	5,320	10,060	1,510	27.1	29.4	43.5

第4表 従業上の地位別就業者(つづき)

調査年月	実 敷 用 者 (単位千人)						割 合 (就業者総数100.0につき)			
	総 数	自 営 業 主	家 族	雇 用 者	経営、 事務技 術者	常用労務 者、見習 徒弟	日 勤 労務者	自 営 業 主	家 族 從業者	雇 用 者
男										
昭和27年平均	22,420	8,040	4,070	10,310	3,800	5,820	690	35.9	18.2	46.0
昭和28年平均	23,220	8,090	4,410	10,720	3,870	6,030	820	34.8	19.0	46.2
昭和29年平均	23,230	8,050	4,290	10,900	3,930	6,150	820	34.7	18.5	46.9
昭和30年 1月	21,930	7,560	3,720	10,650	3,940	5,840	870	34.5	17.0	43.6
2月	22,730	7,770	3,960	10,990	3,900	6,170	920	34.2	17.4	43.4
3月	23,780	7,990	4,570	11,200	3,930	6,340	940	33.6	19.2	47.1
4月	23,950	8,190	4,530	11,210	3,950	6,350	910	34.2	18.9	46.8
5月	24,440	8,480	5,000	10,920	3,950	6,240	730	34.7	20.5	44.7
6月	24,240	8,420	4,920	10,870	3,930	6,160	780	34.7	20.3	44.8
7月	24,140	8,260	4,730	11,130	3,960	6,290	830	34.2	19.6	45.1
8月	24,060	8,250	4,570	11,230	3,950	6,360	930	34.3	19.0	46.7
9月	24,120	8,110	4,570	11,410	3,790	6,750	860	33.6	18.9	47.3
10月	24,680	8,200	4,830	11,630	3,950	6,960	720	33.2	19.6	47.1
11月	24,420	8,060	4,440	11,910	3,900	7,270	740	33.0	18.2	48.8
12月	24,020	8,040	4,060	11,910	3,920	7,050	930	33.5	16.9	49.6
平均	23,870	8,110	4,490	11,260	3,920	6,480	850	34.0	18.8	47.2
昭和31年 1月	23,740	8,130	3,730	11,880	3,920	7,010	940	34.2	15.7	50.0
2月	23,800	8,100	3,720	11,970	3,940	6,990	1,040	34.0	15.6	50.3
女										
昭和27年平均	14,860	2,080	8,880	3,900	1,360	3,220	320	14.0	59.8	26.2
昭和28年平均	16,020	2,180	9,760	4,080	1,420	2,230	430	13.6	60.9	25.5
昭和29年平均	16,340	2,330	9,800	4,290	1,540	2,310	440	14.3	60.0	26.3
昭和30年 1月	14,170	2,190	7,690	4,280	1,500	2,310	470	15.5	54.3	30.2
2月	14,630	2,320	8,130	4,160	1,410	2,270	480	15.9	55.6	28.4
3月	16,060	2,340	9,270	4,440	1,500	2,450	490	14.6	57.7	27.6
4月	17,340	2,400	10,200	4,710	1,530	2,560	620	13.8	58.8	27.2
5月	18,710	2,590	11,360	4,740	1,550	2,520	680	13.8	60.7	25.3
6月	18,790	2,600	11,370	4,790	1,530	2,540	720	13.8	60.5	25.5
7月	18,290	2,560	10,970	4,760	1,600	2,530	620	14.0	60.0	26.0
8月	17,420	2,380	10,330	4,700	1,540	2,580	590	13.7	59.3	27.0
9月	17,850	2,550	10,380	4,910	1,570	2,790	550	14.3	58.2	27.5
10月	18,710	2,580	11,150	4,960	1,600	2,860	500	13.3	59.6	26.5
11月	18,200	2,870	10,270	5,040	1,700	2,930	420	15.3	56.4	27.7
12月	16,830	2,790	8,930	5,080	1,580	3,030	480	15.6	53.1	30.2
平均	17,250	2,510	10,000	4,710	1,550	2,610	550	14.6	58.0	27.3
昭和31年 1月	15,110	2,450	7,690	4,960	1,520	3,010	430	15.2	50.9	32.8
2月	15,030	2,410	7,760	4,920	1,380	3,060	480	16.0	51.2	32.7

備考(97頁)参照

第5表 追加就業希望者数

(単位千人)

調査年月	総数	求職非求職別		農非農別		週間合計就業時間別		
		求職者	非求職者	農林業	非農林業	1—19時間	20—34時間	35時間以上
総 数								
昭和26年平均	770	170	600	200	570	210	250	310
昭和27年平均	720	200	510	190	530	190	210	310
昭和28年平均	980	220	750	330	650	270	260	440
昭和29年 1月	1,020	190	830	460	560	350	380	290
4月	870	210	650	250	610	190	270	420
7月	920	270	650	200	720	210	250	470
10月	910	260	650	270	640	200	240	470
平均	900	230	670	260	640	230	260	410
昭和30年 1月	1,180	320	360	350	830	390	330	460
4月	1,200	310	890	380	810	350	340	510
7月	1,040	370	670	280	760	240	260	540
10月	1,130	370	760	360	770	300	280	550
平均	1,150	340	810	360	720	320	320	500
昭和31年 1月	1,170	330	840	340	830	400	370	400
男								
昭和26年平均	480	120	370	110	380	90	160	230
昭和27年平均	460	140	310	110	340	90	130	240
昭和28年平均	600	150	450	180	410	110	150	320
昭和29年 1月	650	140	510	270	380	150	270	230
4月	520	150	370	140	380	70	150	360
7月	620	180	440	130	420	110	150	360
10月	550	170	390	150	400	70	140	350
平均	570	150	420	150	410	100	160	310
昭和30年 1月	740	230	510	210	520	170	200	360
4月	740	220	530	210	530	150	200	400
7月	660	250	400	170	490	110	150	400
10月	690	250	440	200	490	130	160	400
平均	710	230	470	210	500	140	190	380
昭和31年 1月	820	270	550	260	560	210	290	320
女								
昭和26年平均	280	50	230	90	200	110	90	80
昭和27年平均	260	60	200	80	180	110	80	80
昭和28年平均	380	70	310	140	240	150	110	120
昭和29年 1月	370	50	320	190	180	200	110	60
4月	340	60	280	110	230	120	120	110
7月	300	90	220	70	230	100	100	100
10月	360	90	270	120	240	130	110	130
平均	330	70	260	100	230	130	100	100
昭和30年 1月	440	90	350	140	300	220	120	100
4月	450	90	360	170	280	200	140	110
7月	380	120	270	110	270	130	120	140
10月	440	120	320	160	280	160	120	150
平均	440	110	330	150	290	180	130	120
昭和31年 1月	350	70	290	80	280	190	80	90

備考 (97頁) 参照

第6表 求職、非求職別就業希望者数

(単位千人)

調査年月	総数			男			女		
	総数	求職者 (完全失業者)	非求職者	総数	求職者 (完全失業者)	非求職者	総数	求職者 (完全失業者)	非求職者
昭和23年平均	—	240	—	—	160	—	—	90	—
昭和24年平均	—	380	—	—	230	—	—	150	—
昭和25年平均	800	440	360	390	290	100	410	150	260
昭和26年平均	560	390	170	290	240	50	260	150	120
昭和27年平均	730	470	260	360	290	70	360	170	190
昭和28年 1月	920	460	460	370	260	120	550	200	340
2月	1,060	510	550	410	290	120	650	220	430
3月	1,070	610	460	460	350	110	610	260	350
4月	900	530	370	390	300	90	510	240	280
5月	880	500	380	380	300	90	490	210	290
6月	780	440	340	340	250	90	440	190	250
7月	810	430	380	360	250	110	450	190	270
8月	770	430	350	330	240	90	440	180	260
9月	720	400	320	320	230	90	400	170	230
10月	730	390	330	300	220	90	420	180	250
11月	640	370	270	250	200	50	400	170	220
12月	600	310	290	270	190	80	330	120	210
平均	820	450	380	350	260	90	470	190	280
昭和29年 1月	740	390	350	350	230	120	390	160	230
2月	810	430	370	370	270	110	430	170	270
3月	1,010	590	410	400	320	80	610	280	340
4月	870	510	360	400	300	100	470	210	260
5月	970	580	390	390	340	50	580	240	340
6月	910	560	360	410	330	80	500	230	270
7月	990	640	350	480	390	100	500	250	250
8月	1,100	710	400	500	420	80	600	290	310
9月	1,050	650	390	460	380	90	580	280	310
10月	1,060	670	390	430	350	80	630	330	310
11月	950	620	330	440	360	80	510	260	250
12月	1,070	600	480	500	370	130	580	230	350
平均	960	580	380	430	340	90	530	240	320
昭和30年 1月	1,150	630	520	550	380	160	600	250	350
2月	1,190	660	520	540	400	140	650	270	330
3月	1,560	840	710	590	440	150	960	400	560
4月	1,200	700	510	520	410	110	690	290	390
5月	1,060	660	400	460	370	90	600	290	310
6月	1,130	680	440	490	390	100	640	290	350
7月	1,140	720	410	510	410	100	630	310	320
8月	1,150	710	440	520	420	100	640	290	350
9月	1,050	670	380	500	420	80	550	250	300
10月	1,310	720	580	520	410	110	790	320	470
11月	1,030	570	450	430	340	90	600	230	370
12月	980	570	410	440	340	100	550	230	320
平均	1,160	680	480	510	390	110	660	290	370
昭和31年 1月	1,200	680	520	560	430	140	640	260	380
2月	1,260	750	520	570	440	130	700	310	380

就業希望者の求職者は完全失業者で労働力人口に分類され、非求職者は非労働力人口に分類されている。

備考（97頁）参照。

備考

総理府統計局「労働力調査総合報告書」の第1回（昭和27年12月）と第2回（昭和30年3月）および同「労働力調査報告」の各月分によつた。

労働力調査は、昭和21年9月から毎月実施されている調査であつて、調査開始以後約1カ年の試験的時期を経過したのち、同22年7月から本格的に施行されるようになつたが（昭和25年4月に「指定統計第30号」として指定されている）、その間多少の改正、変遷があつて現行のものとなつた。その調査概要を示すと次の通り。

調査の対象……全国を代表する約11,000の調査世帯に常住する人口約50,000人について行われている。

抽出方法……層別多段任意抽出法を用いている。すなわち昭和25年国勢調査調査区（実際はそれをもととして作られた国勢調査抽出用単位区）を第1段、建物（建物の全部もしくは一部又は集まり）を第2段とする2段抽出により抽出された建物に含まれるすべての世帯を調査世帯と指定している。又、その層化基準としては、昭和25年国勢調査調査区の産業、人口および地方の特色を用いている。総抽出率は約 $1/1,300$ で、調査区は毎月 $1/3$ ずつ同一特色の調査区に変更されている。なお、従来は第2段抽出単位として直接世帯が抽出されていたが、昭和30年1月から第2段抽出単位として建物を採用する方法に改正されたものである。

調査の期間……毎月末日に終る1週間を調査期間と定め、この調査期間中の事実について調査される。

調査の方法……調査員が毎月調査期間の直後に調査世帯を訪問する他計申告の方法によつている。

就業状態についての定義

(1) 労働力人口 就業者と完全失業者をまとめたもの

イ 就業者

- a. 従業中の就業者 調査期間中収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者の従業を含む）
- b. 休業中の就業者 仕事を持ちながら、その仕事を休んでいる者のうち、雇用者で給料賃金の支払をうけている者および業主でその家族従業者又は雇用者が調査期間中に働いた場合のみ休業とされる。
従つて家族従業者に休業中の者はない。

ロ 完全失業者

前記就業者以外の者のうち就業が可能でこれを希望し、かつ求職活動をした者

(2) 非労働力人口 14歳以上人口中前記以外のものは非労働力人口として取扱われる。

本業・副業の定義……調査期間中に従事した収入を伴う仕事のうちで、時間数の最も多いものを便宜上本業とし、産業、従業上の地位および職業は本業によつて決められている。

調査結果の推定……男女別総人口および14歳以上人口については、「毎月全国推計人口」および「人口動態統計」を用いて直接推計されるが、その他の就業状態に関する諸推定数字については、調査結果の男女別実数に、それぞれこの男女別14歳以上推計人口との比率を乗じて算出している。しかしながら、約11,000世帯の標本世帯から全国推定数字を算出するため、推定数字に若干の標本誤差を伴うことは避けられない。この誤差は一般に推定数字の小さいものほど、その推定数字に対する割合が大である。

内容についての注意、改正点（詳細については上記原典を参照されたい）

- (1) 統計表の数字は、すべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を4捨5入した結果であるから、表中の総数欄の数字は、その内訳の合計に必ずしも一致しない。また表中100千人未満の数字は推定数字が小さいため誤差率が大であるから、使用の際には特に注意を要する。
- (2) 年齢は、昭和24年12月までは教え年だったが、25年1月から満年齢に切替えられた。
- (3) 昭和25年8月分より、調査期間が毎月第1日曜にはじまる1週間から毎月末日に終る1週間に変更された。
- (4) 就業状態についての諸定義は、昭和22年7月、24年5月、26年10月にそれぞれ変更があつた。
- (5) 産業はすべてその人が調査週間中主に従事した従業先の事業の種類により分類されている。産業分類は昭和23年1月、同7月、24年5月に一部変更、25年7月に全面的に変更され8月以後現行の日本標準産業分類によつている。
- (6) 職業分類は調査週間に個人の従事した仕事の種類にもとづいて行われ、昭和25年国勢調査用職業分類の大分類によつて表章されている。
- (7) 従業上の地位も本業によつて分類されているが、その定義は昭和24年5月と25年7月に多少の変更があつた。
- (8) 昭和28年12月に返還された奄美群島は、昭和29年4月の調査から調査地域に含められた。